

第2次岩国市総合計画

後期基本計画

豊かな自然と歴史に包まれ、
笑顔と活力あふれる交流のまち岩国
～人・まちをつなぐ明日への架け橋～



2019(平成31)年3月

The background of the entire page is a solid light blue. Scattered across this background are several white, stylized clouds of various sizes and shapes. Some are large and fluffy, while others are smaller and more compact. The clouds are positioned in the upper and middle sections of the page, leaving the bottom section for a cityscape illustration.

第2次岩国市総合計画

後期基本計画



ごあいさつ

我が国は、刻々と変化する世界情勢や安全保障環境の中、更なる人口減少と少子化・高齢化の課題に直面しています。特に少子化・高齢化が進む地方都市では、人口減少や活力低下を抑制するなど、地域創生の視点によるまちづくりが必要とされています。このほかにも増大する健康・医療福祉ニーズを始め、激変する経済情勢や多様化する産業・雇用構造への対応など多くの課題を抱えており、これまで以上に経営感覚を持った行政運営が求められています。

本市では、岩国錦帯橋空港の開港や米軍厚木基地からの空母艦載機の移駐、愛宕スポーツコンプレックスの共同利用の開始など、経済・生活面などにおける環境が大きく変化する中、依然、人口減少や少子高齢化、産業の活性化、中山間地域の振興、安心・安全への対応、公共施設マネジメントの推進など、課題が山積しています。

こうした本市の抱える課題に的確に対応するとともに、特長ある地域資源や、これまで先人達が培ってきた歴史・文化をまちの活力につなげ、新しい岩国の時代を築いていくため、2014（平成26）年12月に策定した「第2次岩国市総合計画」の後期基本計画を策定しました。

総合計画は、「豊かな自然と歴史に包まれ、笑顔と活力あふれる交流のまち岩国 ～人・まちをつなぐ明日への架け橋～」をまちづくりの将来像に掲げ、ひと・地域・まちをつなぐことで、子供から高齢者まで誰もが、未来に向けて「笑顔」で暮らせる「活力」に満ちたまちを市民の皆様と共に築き、「夢をかたちに」していくための指針です。



後期基本計画においても、まちづくりの将来像の実現に向け、本計画に掲げた6つの基本目標とそれを支える行政経営を推進し、住み続けたい、住んでみたいと思われる、選ばれるまちとなるよう、スピード感をもって全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のより一層の御参画と御協力をお願いいたします。

最後に、計画策定に当たりまして、御尽力いただきました総合計画検討委員会の委員の皆様を始め、市民提言やパブリックコメントで貴重な御意見や御提言をお寄せいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

2019（平成31）年3月

岩国市長 福田良彦

岩国市民憲章

2011（平成23）年1月1日制定

錦帯橋に象徴される美しいまち岩国
わたしたちは この地を愛し
ふるさとが育てた偉人に学び 教養を高め
誇れる岩国を築き 引き継ぐために
この憲章を定めます

大切にしたいもの

それは みんなの夢 みんなの命
守りたいもの

それは 豊かで美しい自然
伝えたいもの

それは 歴史や伝統 文化の薫り
広げたいもの

それは 世代や地域を超えた人の和
創りたいもの

それは 岩国の輝かしい未来



岩国市の木・花

『クスノキ』

岩国市も大木として発展してほしいという願いを込め、また、常に緑をたたえ堂々としている様は、岩国発展の象徴的な樹木にふさわしいことから選定されました。



『サクラ』

市内全域に広く見られ、世界遺産登録を目指す名勝錦帯橋とともに、岩国を代表する花にふさわしいことから選定されました。



目 次

序論	1
第1章 総合計画の趣旨	2
第1節 総合計画策定の背景と趣旨	2
第2節 総合計画の役割	2
第3節 総合計画の構成と期間	3
第4節 後期基本計画策定の背景と目的	3
第2章 岩国市を取り巻く潮流と課題	4
第1節 全国的な時代潮流	4
第2節 岩国市の地域特性	7
第3節 岩国市の主要課題	28
基本計画	33
後期基本計画	34
基本目標 1 子育てといきいきとした暮らしを応援するまち	39
施策目標 1-1 安心して子供を産み育てることができる	40
施策目標 1-2 一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組んでいる	46
施策目標 1-3 高齢者が生きがいをもって生活している	52
施策目標 1-4 障害者が自立し、安心して生活している	57
施策目標 1-5 適切な医療が受けられる環境が整っている	63
基本目標 2 空港を軸とした活力ある産業と観光のまち	69
施策目標 2-1 市内各地がつながり、多くの観光客でにぎわっている	70
施策目標 2-2 地場産業に活力があり、雇用が拡大している	75
施策目標 2-3 魅力的でにぎわいにあふれた中心市街地となっている	81
施策目標 2-4 空港・港湾が盛んに活用されている	84
施策目標 2-5 農林水産業の経営が安定し、担い手が増えている	86
施策目標 2-6 岩国の魅力が広く知られ、岩国ファンが増えている	91
基本目標 3 豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち	97
施策目標 3-1 多様なニーズに対応した交通基盤が整っている	98
施策目標 3-2 誰もが快適に暮らせる生活環境が整っている	104
施策目標 3-3 循環型社会・低炭素社会が構築されている	112
施策目標 3-4 自然環境が適正に管理されている	117

基本目標 4 誰もが安心・安全に暮らせるまち	121
施策目標 4-1 救急・災害時の備えが整っている	122
施策目標 4-2 犯罪や事故等のない安全なまちになっている	127
施策目標 4-3 航空機の騒音対策や安全対策が進んでいる	131

基本目標 5 心の豊かさと生き抜く力を育む教育文化のまち	135
施策目標 5-1 子供たちが心豊かに成長している	136
施策目標 5-2 良質な文化、芸術、文化財を身近に感じることができている	143
施策目標 5-3 生涯学習やスポーツ活動等が盛んに行われている	148
施策目標 5-4 国際交流が盛んで、相互理解が進んでいる	154

基本目標 6 支えあいと協働でつくる絆のあるまち	159
施策目標 6-1 市民活動が活発に行われている	160
施策目標 6-2 市民の参画意欲が高まる市政運営となっている	163
施策目標 6-3 一人ひとりの人権が大切にされている	168

基本目標 未来につながる健全な行政経営に取り組むまち	173
施策目標 市民満足度の向上と持続可能な行政経営が実現している	174

参考 基地関連の取組	179
------------------	-----

資料編	187
-----------	-----

参考資料	188
1 基本構想	188
2 要綱・要領	202
3 岩国市総合計画後期基本計画策定推進体制	206
4 岩国市総合計画検討委員会	207
5 岩国市民満足度調査結果	209
6 用語解説	211



第2次岩国市総合計画

序 論



第1章

総合計画の趣旨

第1節 総合計画策定の背景と趣旨

本市には、県内でも有数の山々、清流、美しい海、世界に誇れる歴史・文化、観光資源等、地域に根差した多様な個性や資源が点在しています。

臨海部は、紙・パルプ、繊維等の工場や石油化学コンビナートが立地する工業都市として発展するとともに、旧日本海軍による岩国飛行場の建設を経て、戦後は米軍岩国基地（米海兵隊岩国航空基地）が置かれたことで基地の所在するまちとして現在に至っています。

さらに、2012（平成24）年12月13日には、米軍基地の滑走路を利用する全国でも数少ない空港として「岩国錦帯橋空港」が開港されるなど、本市は、基地と共に歩んできたまちです。

本市では、こうした資源や個性を活かしつつ、人口減少や少子化・高齢化等を中心とした、本市を取り巻く諸情勢の変化に対応しながら、市民が安心して暮らし続けることができる、魅力的なまちをつくるために、本市が目指す将来像、政策の基本方向、取り組むべき施策等を市民に分かりやすく示し、総合的かつ計画的にまちづくりを推進するための指針として「第2次岩国市総合計画」を2014（平成26）年12月に策定しました。

第2節 総合計画の役割

本計画は、次の役割を担っています。

① まちづくりの指針

本計画は、本市が今後、2022（平成34）年度までを展望した総合的かつ計画的にまちづくりを推進するための指針であり、本市の最上位計画となるものです。また、市民・NPO*・事業者・行政等の多様な主体が協働*によるまちづくりを進めていくための指針となります。

本計画では、総合的・全市的な視点で行政施策等を示しており、本市の各部門における個別計画や施策は、これに基づき策定・実施されます。

② 他の行政機関等に対する相互調整の指針

本計画は、国や県、他の行政機関に対し、本市のまちづくりの方向性について明確に意思表示を行うものであり、まちづくりに関する相互調整の際の指針となるものです。



第3節 総合計画の構成と期間

1 基本構想

基本構想は、本市の目指すべき将来像や具体的なまちの状態を明らかにし、これらの達成のために必要な施策の大綱を示すものです。

計画期間は、2015（平成27）年度から2022（平成34）年度までの8年間とします。

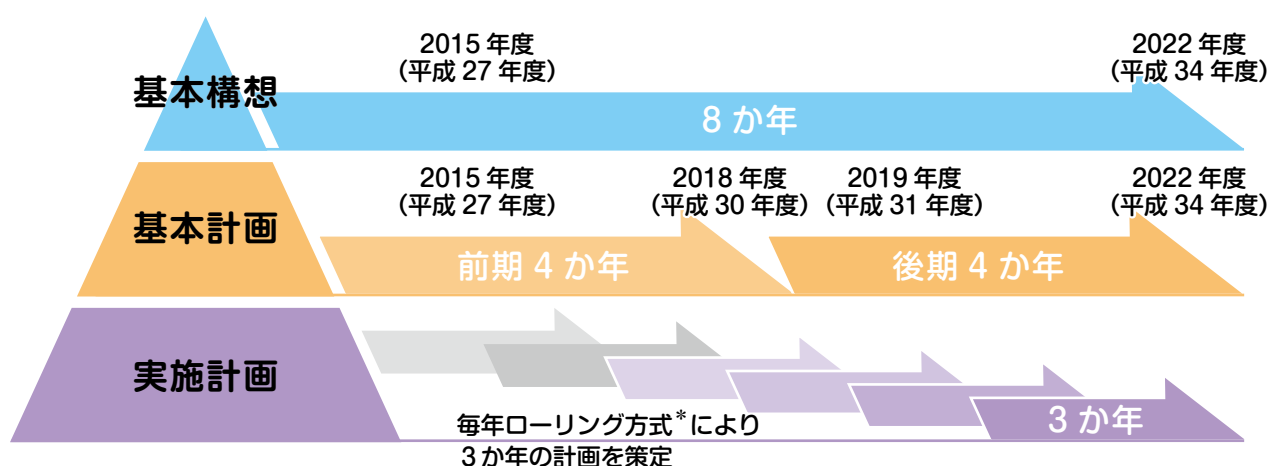
2 基本計画

基本計画は、基本構想を具体化し、目標を実現するために必要な施策の内容を明らかにするものです。

社会経済情勢の変化や本市の行財政の状況に対応するため、「前期基本計画（2015（平成27）年度～2018（平成30）年度）」と「後期基本計画（2019（平成31）年度～2022（平成34）年度）」に分けて策定します。

3 実施計画

実施計画は、基本計画に基づき、施策・事業を計画的かつ効率的に実現するための具体的な計画です。施策・事業の優先度や財政状況に応じ、毎年度、3か年の施策の見直しを行うとともに、総合計画の進行管理を行います。



第4節 後期基本計画策定の背景と目的

「第2次岩国市総合計画」は、まちづくりの指針となる総合計画として、2014（平成26）年12月に策定し、基本構想に示すまちづくりの将来像「豊かな自然と歴史に包まれ、笑顔と活力あふれる交流のまち岩国 ～人・まちをつなぐ明日への架け橋～」の実現を目指し、前期基本計画に示す施策や取組を推進してきました。

この前期基本計画が2018（平成30）年度に最終年度を迎えることから、前期基本計画策定以降の社会情勢の変化に対応しつつ、引き続き、基本構想に掲げるまちづくりの将来像を実現するため、前期基本計画を見直し、2019（平成31）年度から2022（平成34）年度までを計画期間とする後期基本計画を策定するものです。

第2章

岩国市を取り巻く 潮流と課題

第1節 全国的な時代潮流

① 更なる人口減少と少子化・高齢化の進行

我が国の総人口は、2008（平成20）年の1億2,808万人をピークに減少に転ずる人口減少社会となっており、2053（平成65）年には1億人を割り9,924万人となると推計されています。さらに、未婚化・非婚化、晩婚化・晩産化による出生率*の低下や医療技術の進歩等から、少子化・高齢化が進んでいます。こうした人口減少や少子化・高齢化の流れは、特に地方都市や中山間地域*において顕著に見られます。

これらの課題を踏まえて、特に地方都市においては、人口減少や活力低下を抑制するため、地方への転入促進や、結婚・出産・子育て支援、雇用の創出、若者から高齢者まで生涯活躍できるまちの創出等、地方創生の視点が求められています。

今後は、若い世代が安心して子育てや生活ができる環境づくりや高齢者が元気でいきいきと生活できる地域づくりが必要です。

② 健康・医療・福祉ニーズの増大

近年、安全な食や運動に対する意識やニーズが高まり、健康志向の暮らしに対する価値が高まっています。また、生活環境や食生活、栄養状態の改善、医療技術の進歩等により、平均寿命は世界トップクラスとなっており、健康寿命*も延びています。

一方で、医療費や福祉サービスの増大から、社会保障費が高水準となっており、国民への負担増が懸念されています。さらに、産科や小児科、へき地*や離島の医療においては、医師や医療スタッフの不足が深刻化し、地域の実情に応じた対策が急務となっています。

健康・医療・福祉ニーズの高まりや地域医療の課題に対応できるサービスの充実が求められます。

③ 変化する経済情勢と多様化する産業・雇用構造

全国的に、第1次産業と第2次産業の比重が低下し、第3次産業の比重が増しています。特に、第3次産業は分野の多様化が進んでおり、福祉・介護、流通・物流、無店舗小売（ネット販売等）及び情報サービスは、今後ますます拡大することが予想されます。特に、ICT*や、IoT*、AI*技術などの飛躍的な発展により、あらゆる分野の産業・就業構造が変化していくことが考えられます。

さらに、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）*のほか、近年のインバウンド*の増加や、2020（平成32）年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とした外国人観光客の受入整備など、グローバル経済化*の更なる展開への対応も不可欠となっています。

一方、生産年齢人口*の減少や、育児や介護との両立など、働く人のニーズの多様化などに対応した、働き方改革が求められており、今後、多様な働き方・雇用形態に対応した、就業の場の創出が重要となります。

目まぐるしく変化する産業や経済情勢、多様化する雇用に対して、的確に対応できる産業構造が求められます。



4 持続可能な都市基盤・環境保全への要請の高まり

人口減少・高齢化が進む中、地方都市においては、地域の活力や都市基盤、生活サービス機能が維持できるよう、公共交通と連携した、効率的でコンパクトな都市づくりを進めることが求められています。

また、近年課題となっている公共施設や道路、下水道といった都市基盤の老朽化についても、適切な管理や長寿命化に加え、コンパクトな都市づくりの視点から、統廃合や再配置を検討するなど、安心・安全な都市が維持できるまちづくりが重要となっています。

一方、近年は、東日本大震災や台風、集中豪雨等の想定を超える自然災害が多発し、各地で大きな被害が発生しています。今後は、災害から学んだ教訓を活かし、都市基盤整備や減災対策*などの総合的な対策による、被害の最小化と迅速な回復が可能な「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりが不可欠となっています。

さらに、地球規模の環境問題が深刻化し、環境に対する意識が高まる中、都市の低炭素化*による循環型社会*の構築が重要視されています。

こうした状況から、都市基盤の維持、防災・減災対策、環境保全に対応した持続可能な社会の実現が求められます。

5 質の高い教育環境の構築

これからの子供たちには、基礎的・基本的な知識や技能に加えて、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力を持った幅広い「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心を持った「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」を身に付けることが重要となっています。そのためには、学校教育だけでなく、家庭、地域社会の教育力の強化と三者の連携・協力が不可欠となります。

生涯にわたって自己実現を目指すとともに、多様で変化の激しい社会の中で個人の自立を図る主体的・能動的な「社会を生き抜く力」を生涯を通じて身に付けることが大切です。

こうした状況から、子供から高齢者まで、質の高い教育を受けることができる環境づくりが求められます。

6 協働による自立的な地域づくり

生活水準の向上、市民の余暇時間の増大等により、地域社会における様々な分野において、まちづくりへの市民参画が広まっており、新たな公益活動の担い手としての各種のボランティア*団体や市民活動団体等による社会貢献活動が活発化しています。

さらに、中山間地域等においては、地域住民自らが、暮らしの拠点を定め、地域を支えるための活動を行う「小さな拠点」の考え方が求められており、市民によるまちづくりの重要性はより高まっています。

今後は、団塊世代*が地域社会に進出することで、地域活動の活発化が期待されます。

こうした様々な団体の活動に誰もが参加でき、さらに、地域の課題に市民自らが主体的に関わっていくことができる環境づくりや協働事業の促進が求められます。

7 求められる効率的な行政経営

地方分権の推進により、国から地方への権限移譲*が進んでいます。これからは、地方自治体が自らの責任と判断で進むべき方向を定め、具体的な施策を実行することが重要です。このため、複雑・多様化する市民ニーズを的確に把握し、行政サービスを効率的かつ効果的に運営する経営感覚が不可欠となっています。

一方で、都市と地方の格差の拡大や地域間競争が激化しています。特に、自主財源*が乏しい地方自治体では、極めて厳しい財政状況が続くことが予想され、地方の財政的自立が重要となっています。

今後は、限られた経営資源を有効に活用し、これまで以上に経営感覚を持った行政運営が求められます。

8 刻々と変化する世界情勢と安全保障環境

我が国を取り巻く安全保障環境は、領土問題や統一問題、国家間の挑発行為、領海侵入、領空侵犯といった、様々な課題や不安定要因が存在しており、その一部は、顕在化・先鋭化・深刻化しています。

その中で、我が国は、アジア・太平洋地域の安定を確保する上で重要な役割を果たしている「日米防衛協力のための指針」の見直しを含め、日米防衛協力の強化に取り組んでいます。同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減するため、普天間飛行場の移設や航空機訓練のグアム等への移転など、「米軍再編計画」について着実に進めています。

また、我が国の安全と繁栄を確保するためには、日米同盟を基軸としつつ、多国間及び二国間の対話・交流・協力の枠組みを多層的に組み合わせてネットワーク化していくことが重要とされています。



第2節 岩国市の地域特性

① 岩国市の特長と成り立ち

●位置と地勢

本市は、山口県東部に位置し、広島県、島根県の両県に隣接しています。沿岸部は穏やかな瀬戸内海に面しています。総面積は873.72km²であり、山口県全体の14.3パーセントを占めています。



●豊かな自然に包まれたまち

市域北部では、寂地山（標高1,337m）、羅漢山（標高1,109m）等、西中国山地国定公園や羅漢山県立自然公園が広がり、温泉や自然景勝地等が点在しています。

また、錦川や島田川は、豊富な水量と良好な水質に恵まれ、多種多様な動植物を育み、市民や来訪者に親しみと安らぎのある水辺空間を提供しています。

一方、海と島々が織りなす美しい瀬戸内海沿岸では、四季を通じて温暖な気候に恵まれ、その一部は、瀬戸内海国立公園に指定されるなど、海の豊かさが実感できます。



●多面性を持つ産業で栄えてきたまち

本市は、古くから山口県東部の中心的な役割を担ってきました。まちの原型は、関ヶ原の戦いの後、出雲国富田12万石から岩国3万石（後6万石）に移封*された吉川広家が、初代岩国藩主になって以降に形づくられました。岩国地域は、歴代藩主が干拓事業に努め、明治維新を迎える頃には河口一帯に15km²に及ぶ干拓地を作り上げるとともに、この時代には、錦帯橋の架橋や岩国半紙の専売等、様々な事業が行われ、城下町として栄えていました。

由宇地域は由宇縞白布の木綿織りの産地として知られ、玖珂地域と周東地域は山陽道の宿場町として栄えていました。また、本郷地域・錦地域・美川地域・美和地域は、平安期頃から「周防山代庄」と称され、農林業や和紙のまちとして発展し、現在の本市の基礎が築かれました。

明治期以降は、紙・パルプ、繊維等の工場や石油化学コンビナートが臨海部に立地する工業都市として発展してきました。

近年は、広島市のベッドタウンとしての役割を担うとともに、新幹線・岩国港・岩国錦帯橋空港等、恵まれた交通基盤を活かした産業活性化や企業誘致に力を入れ、多面性を持つ産業により発展してきました。



●基地と共に歩んできたまち

本市は、旧日本海軍による岩国飛行場の建設を経て、戦後は米軍岩国基地が置かれ、海上自衛隊も一部共同使用をしており、基地の所在するまちとして現在に至っています。

基地内では、2018（平成30）年3月末時点で、1,516人の日本人が働いており、大きな雇用の場となっています。また、米軍関係者や自衛隊、民間主体による様々な交流も行われています。2012（平成24）年12月には、米軍との共同使用による岩国錦帯橋空港が開港し、基地の安定的な運用に協力しつつ、本市の「良き隣人」として、基地と市民との良好な関係を保ちながら歩んできました。



●歴史・文化と観光のまち

本市には、城山山頂の岩国城跡、名勝錦帯橋、城下町の名残を持つ街なみ等、歴史と文化の薫りを色濃く漂わせる、歴史的・文化的資源が残されています。

特に、日本三名橋の一つである錦帯橋は、岩国三代藩主吉川広嘉が、城と城下の間に流れる錦川に架けた橋で、現代橋りょう工学においても非の打ち所がないという、世界最長の径間を誇る日本最初の木造アーチ橋です。その優美なる姿は、今もなお市民の誇りであり、本市の象徴となっています。

錦帯橋をはじめとする歴史的・文化的資源は、積極的な継承や活用に期待が高まっています。

その他にも、寂地峡・弥栄湖・地底王国美川ムーバレー・潮風公園みなとオアシスゆう・道の駅ピュアラインにしき等、魅力的な観光地が市内随所に点在し、多様な観光資源を有しています。



② 人口減少と少子化・高齢化の状況

●人口減少が進み、中山間地域は過疎化*が進行

2018（平成30）年の住民基本台帳人口によると、本市の4月1日時点の人口は、13万5,662人となっています。

人口動態では、死亡者数が出生者数を上回る自然減*が拡大傾向にあり、転出数が転入数を上回る社会減*も続いています。

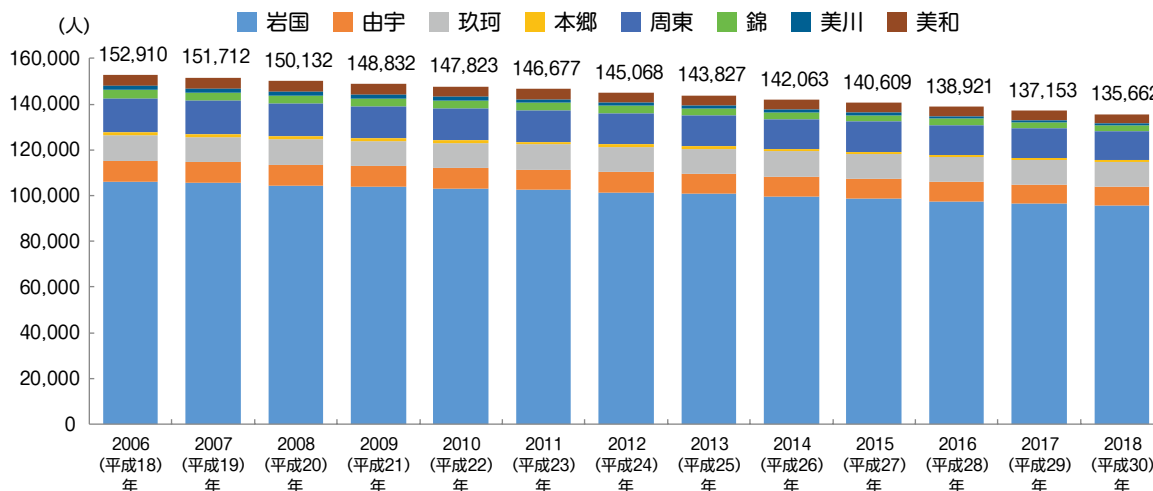
このような傾向から、合併時の2006（平成18）年から2018（平成30）年にかけて、減少率は11.3パーセントとなっています。同時期の地域別の人口も、全ての地域で減少しています。特に減少率が高い地域は、美川地域（減少率40.2パーセント）と本郷地域（減少率34.1パーセント）、錦地域（減少率31.5パーセント）であり、中山間地域において、過疎化が顕著に表れています。

●ますます進む少子化・高齢化

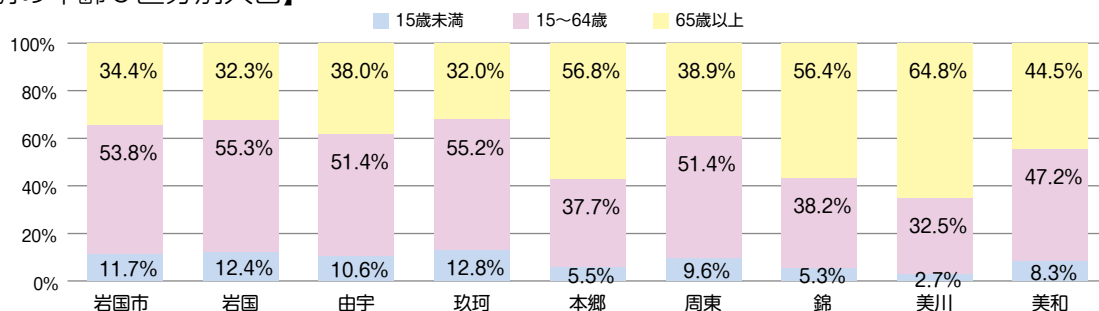
2018（平成30）年の年齢3区分別人口では、急速な高齢化と生産年齢人口（15～64歳）・年少人口（15歳未満）の減少が進んでいます。さらに、若者の市外への流出や少子化に伴い、将来の子育て世代も少なくなるため、地域活力の更なる低下が懸念されます。

市全体では、年少人口比率11.7パーセント、生産年齢人口比率53.8パーセント、高齢人口比率（65歳以上）34.4パーセントとなっていますが、特に本郷地域・錦地域・美川地域は、年少人口が1割未満である上、半数以上が高齢人口であるなど、著しい少子化・高齢化が見られます。

【人口推移】



【地域別の年齢3区分別人口】



3 医療・福祉の状況

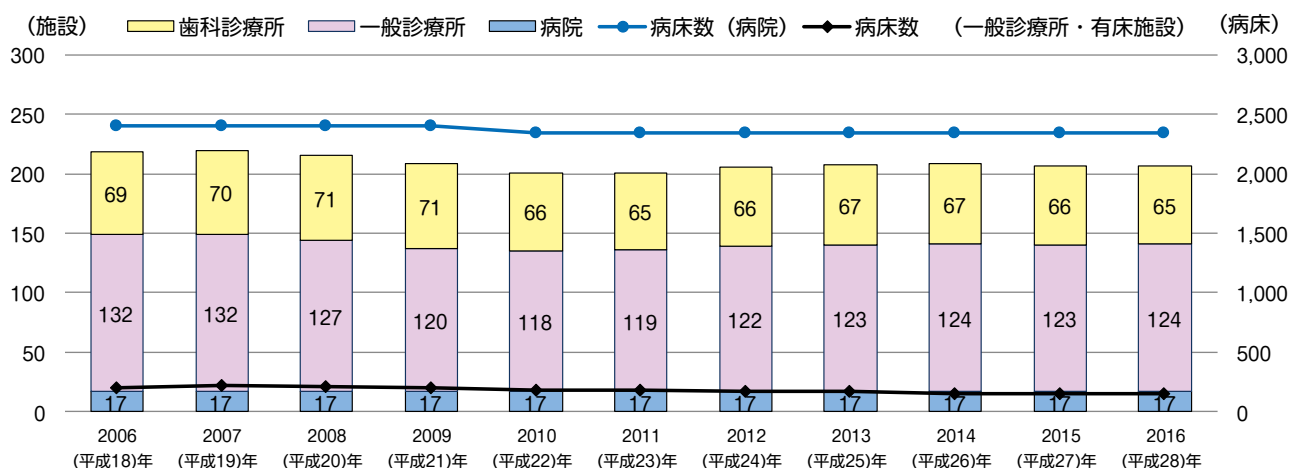
●不足する医療スタッフと減少する医療施設

全国的に地域偏在に伴う医師・看護師等の医療スタッフの不足が深刻な状況になっていますが、本市においても例外ではありません。2016（平成28）年時点における本市の人口1万人当たりの医師数が21人、看護師数が112人であり、いずれも、山口県平均に比べ少ない状況にあります。

地域医療の中核を担っている医療施設は、独立行政法人国立病院機構岩国医療センターと岩国市医療センター医師会病院であり、両施設は地域医療支援病院*として、岩国医療圏の病院、診療所等を後方支援する病院に指定されています。さらに、市北部の医療を担う病院として、岩国市立錦中央病院・美和病院を設置しています。

また、2016（平成28）年時点の医療施設数は、病院17施設、一般診療所124施設、歯科診療所65施設となっています。近年、施設数が多かった2007（平成19）年と比較すると、一般診療所が8施設、歯科診療所が5施設減少しています。

【医療施設数の推移】



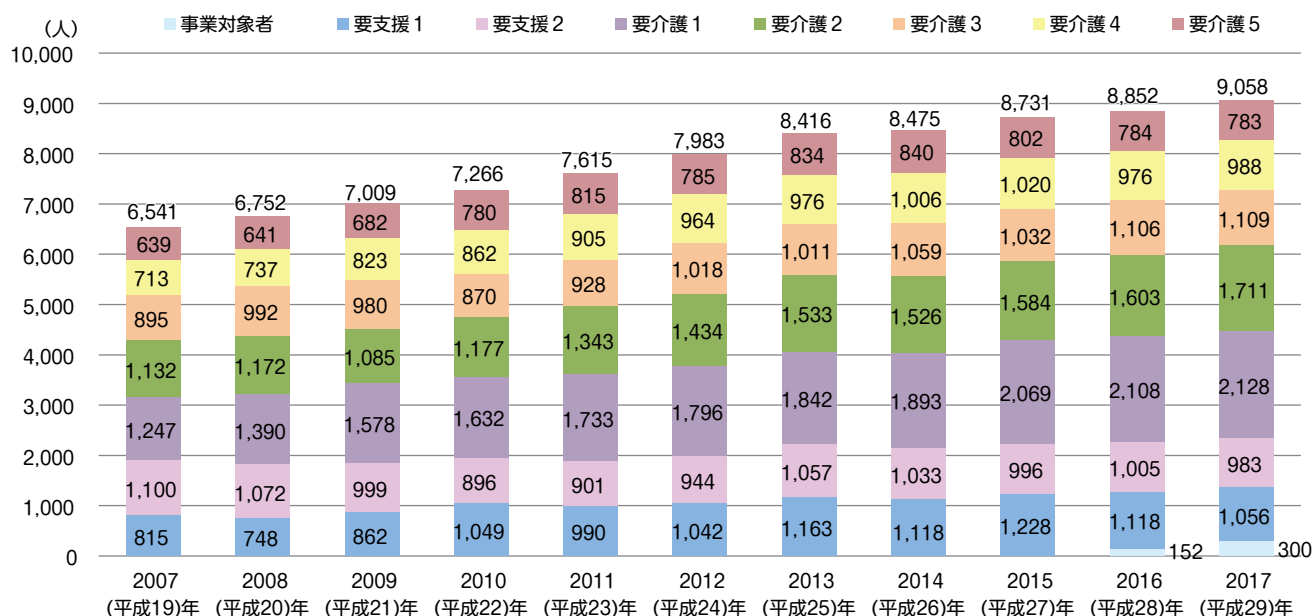
資料：山口県保健統計年報（山口県厚政課）各年10月1日時点

●増加する要支援・要介護者

一人暮らし高齢者世帯数（65歳以上）は年々増加し、2017（平成29）年時点で6,343世帯となっています。また、二人暮らし高齢者世帯数（75歳以上）も年々増加し、2017（平成29）年時点で2,419世帯となっています。

高齢者世帯数が増加している中、要支援認定*者と要介護認定*者も増加しており、2017（平成29）年時点で要支援認定者数は2,039人、要介護認定者数は6,719人となっています。

【要支援・要介護認定者数の推移】



資料：介護保険課

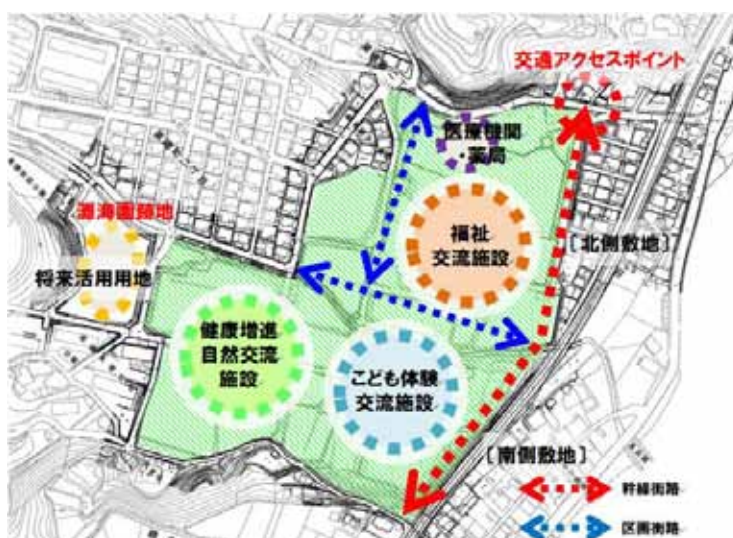
4 岩国医療センター跡地の活用

●福祉・交流拠点の整備

誰もが生きがいに満ちあふれ、充実した生活を送るためには、安心・安全に暮らせる環境の整備や市民一人ひとりの健康と生きがいづくりを推進するとともに、地域全体で支える意識の醸成や包括的な支援体制の充実を図り、福祉や災害ボランティアなど様々な人材を確保・育成するための取組が必要です。

また、将来を担う子供たちの遊び・学びの場や誰もが安心して子育てができる環境を整備することにより、世代を超えたつながりや交流が生まれ、将来にわたって活力あるまちであり続けることができます。

こうしたことから、黒磯地区の岩国医療センター跡地では、「誰もが支えあう地域支援と交流のまち」の実現を目指し、総合的な福祉・交流拠点のまちづくりを進めることとしています。



福祉・交流拠点の整備イメージ（2018（平成30）年3月時点）

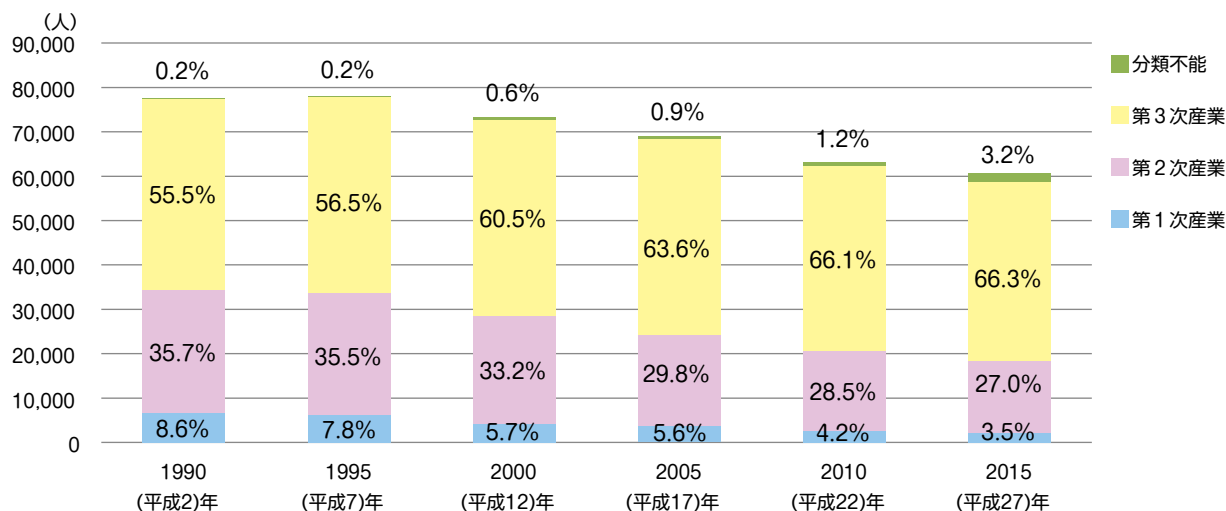
5 産業活力の状況

●活力の低下が見られる第1次産業

就業者数は年々減少を続け、産業別就業者比では、第1次産業と第2次産業の割合が減少しています。

中山間地域の基幹産業のうち、特に、農業・漁業の活力低下が見られます。農業では、耕地面積が1990（平成2）年度に比べ6割減少し、農家数、漁業経営体数の減少や就業人口の減少等が見られるなど、後継者不足も深刻化しています。

【産業別就業者数の推移】

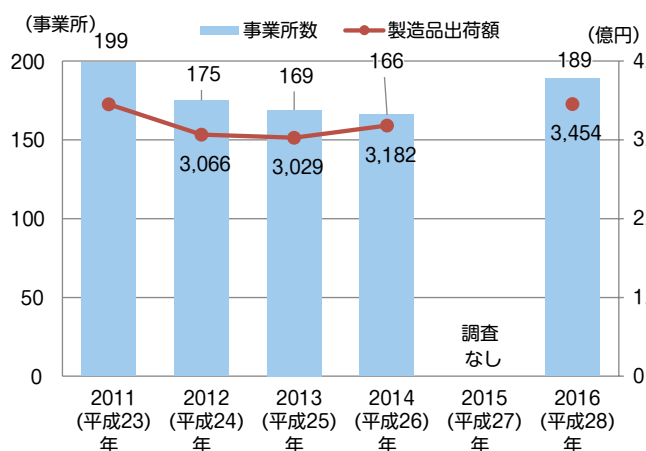


資料：国勢調査

●依然として活力が停滞している商工業

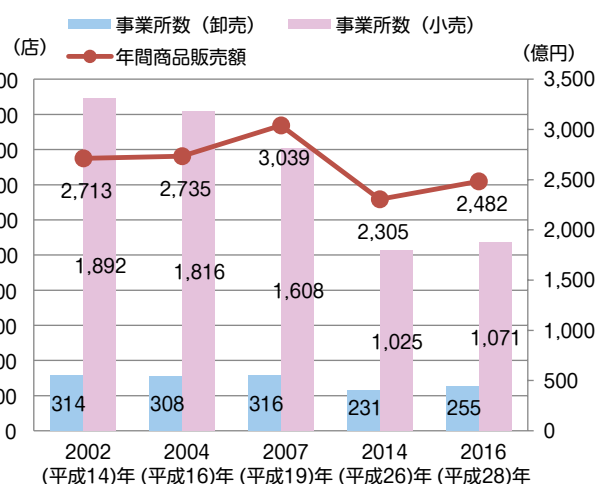
製造業における事業所数・製造品出荷額、商業における商業事業所数・年間商品販売額は、回復傾向にあるものの、2011（平成23）年における製造業の状況や、2002（平成14）年における商業の状況と比較すると、依然として低い状況にあります。

【製造業事業所数の推移（工業）】



資料：工業統計調査／経済センサス（2016（平成28）年）
※2015（平成27）年は統計調査が実施されていない。

【商業事業所数の推移（商業）】

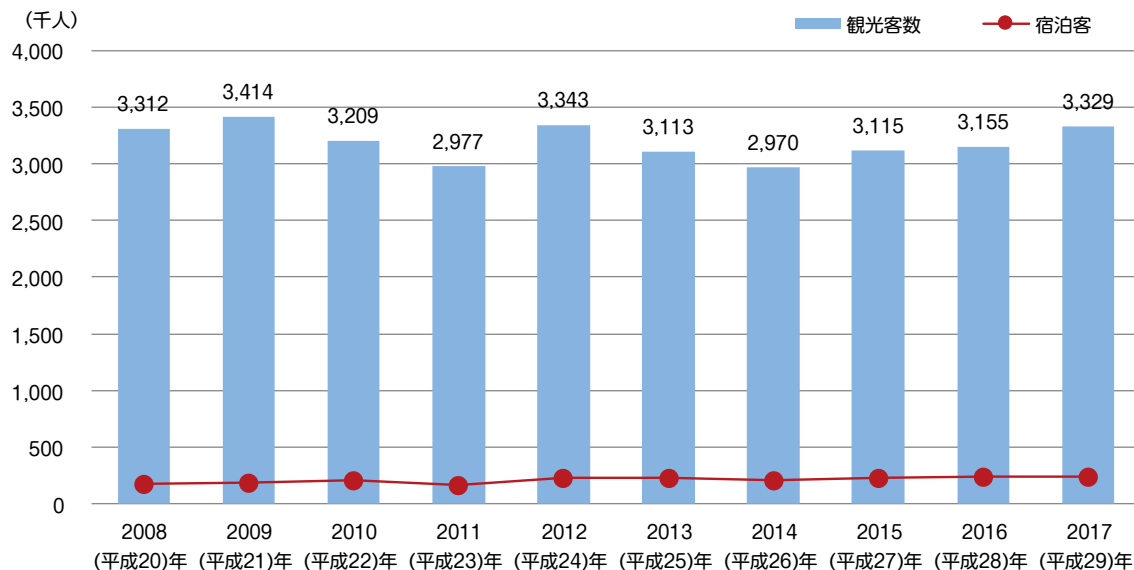


資料：商業統計調査

●日帰り客が多い観光

本市は、山・川・海の豊かな自然資源、錦帯橋や街なみ等の歴史的・文化的資源、多様な観光資源を有しています。また、体験型交流事業*などの取組が各地域で行われ、観光振興の一翼を担っています。これらの資源や取組によって、おおむね300万人以上の観光客数となっていますが、全体的に、観光客数に対して宿泊者数の割合が少なく、日帰りの観光客が多くなっています。

【観光客数の推移】

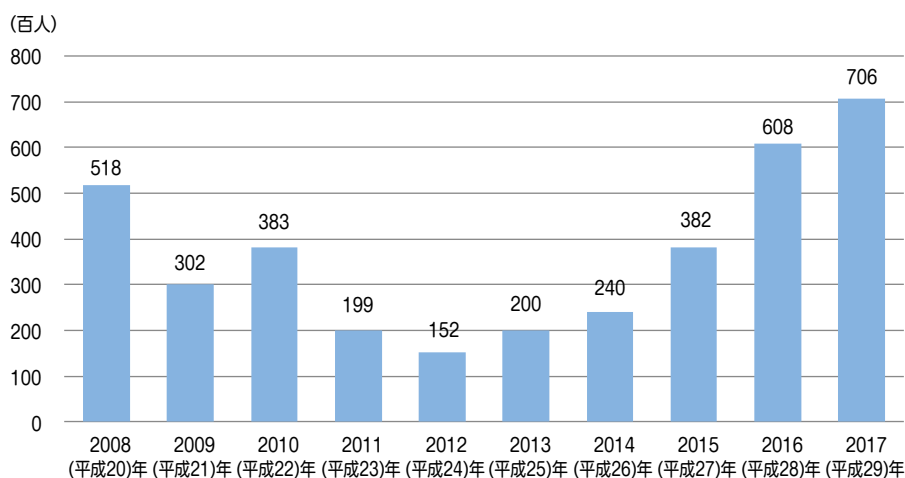


資料：岩国市観光客動態調査

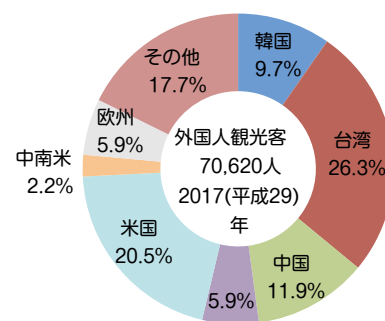
●外国人観光客の増加により、高まるインバウンド需要

本市に訪れる外国人観光客数は、2017（平成29）年時点で、約7万人となっています。5年間で約4.6倍に急増しており、近年、本市においてインバウンド需要が急激に高まっています。

【外国人観光客の推移】



【外国人観光客の国別内訳】



※国別内訳は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%とならない。

資料：岩国市観光客動態調査

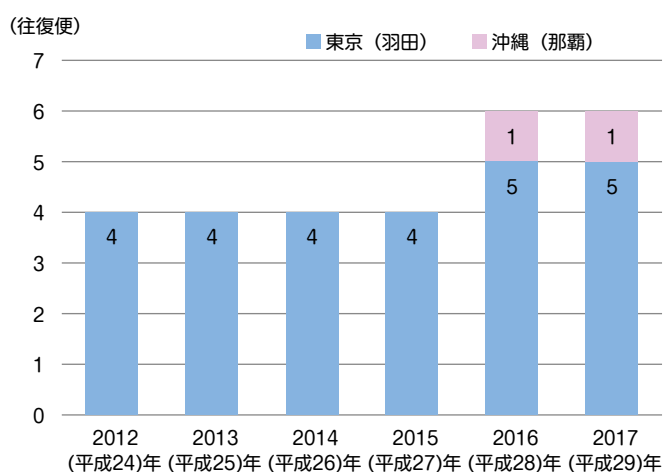
●年々利用者が増加する岩国錦帯橋空港

岩国錦帯橋空港は、2012（平成24）年12月開港以降、2016（平成28）年に羽田空港の運航便数を4便から5便へ増加したほか、3月～10月にかけて沖縄便の就航を開始し、2017（平成29）年3月以降は、沖縄便の通年運航を実施しています。

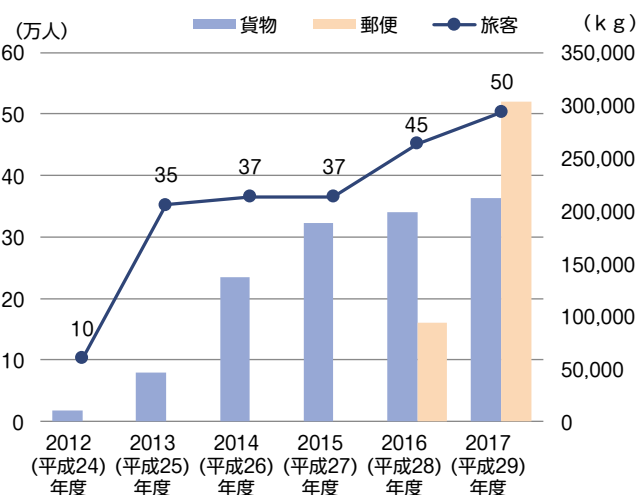
この結果、岩国錦帯橋空港の利用者数は、2016（平成28）年で急増しています。

岩国錦帯橋空港を最大限活用することにより、企業活動の活性化、雇用の拡大、観光交流人口*の拡大といった産業・観光振興につなげていくことが重要です。

【岩国錦帯橋空港運行便数】



【岩国錦帯橋空港輸送実績】



資料：山口県統計年鑑（国土交通省大阪航空局岩国空港事務所）

※2016（平成28）年の沖縄便の運航は3月～10月のみ

※2017（平成29）年の沖縄便の運航は3月26日から



岩国錦帯橋空港



6 インフラ*の状況

●陸・海・空の交通ネットワークの構築とサービスの向上

本市には、バス、山陽新幹線・山陽本線・岩徳線・錦川清流線の鉄道、岩国港と黒島・端島・柱島間を結ぶ離島航路、首都圏を結ぶ航空路等、多様な交通機関が存在します。各交通機関は市民生活を支える移動手段として重要な役割を担っていますが、バス・鉄道・離島航路の利用者数は減少傾向にあります。

一方、「平成30年度岩国市民満足度調査結果」では、「交通基盤の整備」について、重要視している市民の割合が高い一方、市民満足度は低くなっていることから、今後、公共交通サービスへの重点的な改善が必要となっています。

また、市民や来訪者の円滑な移動を確保し、移動制約者*への対応や中山間地域の住みよさにつなげるには、総合的な公共交通ネットワークの構築が不可欠な要素です。



●多様なインフラの維持・充実

岩国駅周辺地区では、東西自由通路の整備や駅舎のバリアフリー化*等が実施され、東西自由通路・橋上駅舎が2017（平成29）年11月に供用開始となっています。また、東西駅前広場等の再整備も進めており、本市の玄関口にふさわしいにぎわい空間の創出を図っています。



一方、道路については、一般国道や主要地方道等の整備水準はいずれも山口県平均を下回り、慢性的な交通渋滞が起こる路線があることや、橋りょう等の老朽化が課題となっています。

また、本市における水道、下水道の普及率は、2017（平成29）年時点でそれぞれ84.3パーセント、34.9パーセントであり、県内平均である水道普及率93.4パーセント、下水道普及率65.6パーセントを下回っています。さらに、水道・下水道共に、設備の老朽化が進んでいます。

インフラ施設は、建設から長い年月が経過し、老朽化が進んでいる施設があります。老朽施設に対しては、できるだけ早期に修繕・予防保全*・再編等に取り組む必要性が高まっています。

7 防災の状況

●大きな被害を引き起こす自然災害と増加する災害時要援護者*

本市は、過去度重なる台風、豪雨被害等を受けています。近年において、台風では、2005（平成17）年9月6日から7日にかけて襲来した台風14号の被害が大きく、すさまじい雨によって、河川の氾濫や浸水被害、土砂崩れが各地で発生しました。さらに、死傷者や孤立地域の発生や住宅の全壊・半壊等、甚大な被害を受けました。

近年においても、2014（平成26）年8月、2018（平成30）年7月の記録的な豪雨により、多くの人的被害、建物被害が発生しています。

さらに、地震においては、南海トラフ*や大竹断層による地震等により、甚大な被害が懸念されます。また、高齢化の進行に伴い、災害時に援護が必要な災害時要援護者の増加が懸念されています。

このような自然災害に対応するため、本市においては、全ての地区において「自主防災組織*」が組織されており、今後も組織を維持していくことで、地域の防災力の向上を図る必要があります。

●進む防災交流拠点の整備

愛宕山地区の一部（愛宕町一丁目）においては、大規模災害に備えるため、新築移転された独立行政法人国立病院機構岩国医療センターの隣接地に、消防防災センターや多目的広場を一体的に整備する「医療・防災交流拠点」のまちづくりを進めています。

そのうち、消防庁舎や本格的な訓練施設のほか、「防災シアター」、「地震体験施設」など、岩国地域の災害特性を踏まえた体験学習施設（岩国市防災学習館）を兼ね備えた「いわくに消防防災センター」が2016（平成28）年3月に開設しました。

また、一体的に整備する多目的広場については、2020（平成32）年度までの完成を目指して、市民の憩い・交流の場であるとともに、災害発生時には、主に物資の輸送拠点としての役割を担う防災機能も備えた整備を予定しています。



いわくに消防防災センター（愛宕町一丁目）



防災交流拠点の整備イメージ（愛宕山地区）

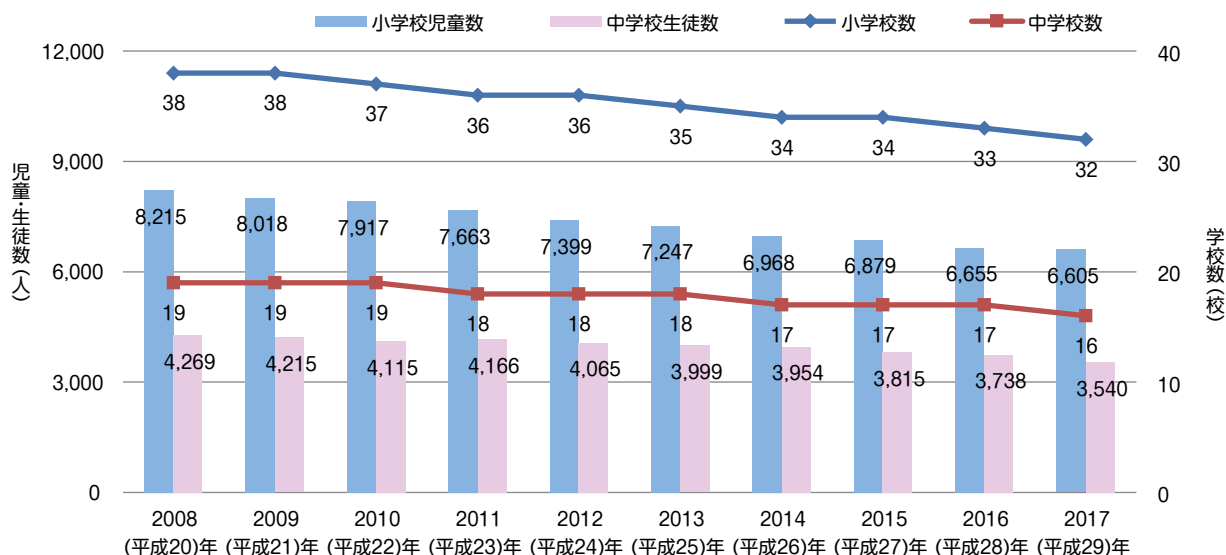


8 教育・文化等の状況

●少子化による児童・生徒数の減少

市内には、小学校が32校、中学校が16校あります。2017（平成29）年の小学校の児童総数は6,605人、中学校の生徒総数は3,540人となっており、児童・生徒数は減少傾向にあります。少子化や過疎化の進行による児童・生徒数の減少、学校規模の縮小は、教育環境や学校運営に様々な影響を与えることが懸念されます。

【学校数と児童・生徒数の推移】



※休校、廃校を除く
資料：統計いわくに

●進む文化財等の保存と芸能文化の醸成

本市では、錦帯橋や岩国城跡をはじめとした、歴史的文化財が適切に保存され、近年では、指定文化財*の件数が増えています。岩国徴古館、岩国学校教育資料館、各地域の歴史民俗資料館では、地域の文化財や歴史的資料等を収蔵展示しています。

また、様々な芸能文化の分野では、活動人口の増加とレベルアップ、人材の育成を推進しています。

【指定文化財の状況（2018（平成30）年4月1日時点）】

	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	記念物	文化的景観	伝統的建造物群	計	総計
国指定	14 (国宝2 重要文化財12)	—	2 (重要無形民俗文化財)	4 (名勝1 天然記念物3)	—	—	20	179
県指定	30	—	4 (無形民俗文化財)	10 (史跡2 名勝3 天然記念物5)	—	—	44	
市指定	73	—	15 (有形民俗文化財7 無形民俗文化財8)	27 (史跡13 名勝2 天然記念物12)	—	—	115	

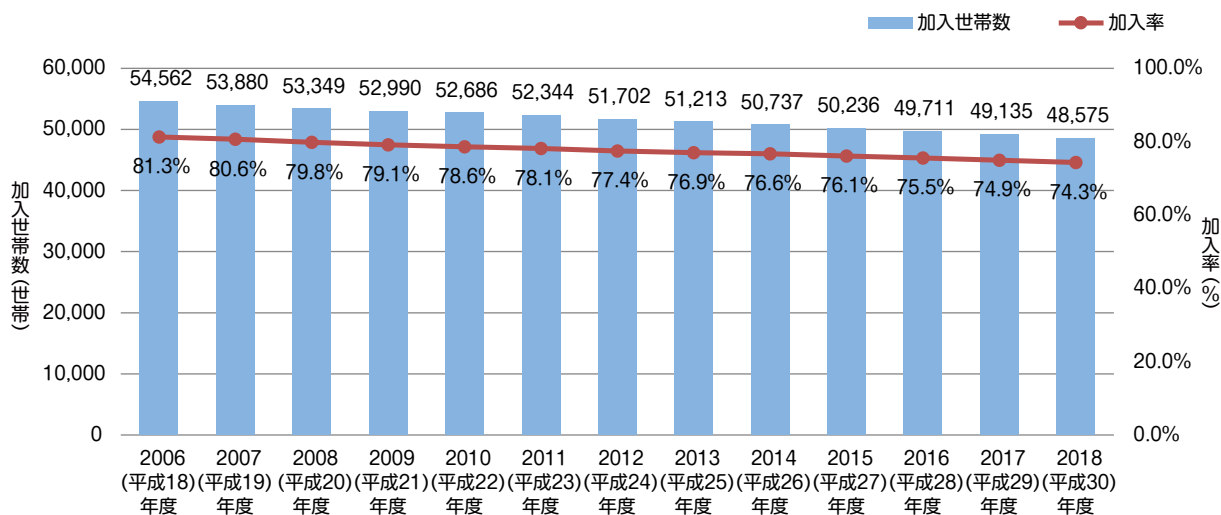
資料：文化財保護課

9 市民活動の状況

●市民活動の登録団体数は横ばい、地域コミュニティ*は希薄化

身近な自治会への加入率は減少を続けており、地域コミュニティの希薄化が懸念されます。また、市民活動支援センター*の登録団体数は近年、90団体前後で推移しています。

【自治会加入率の推移】



資料：市民協働推進課

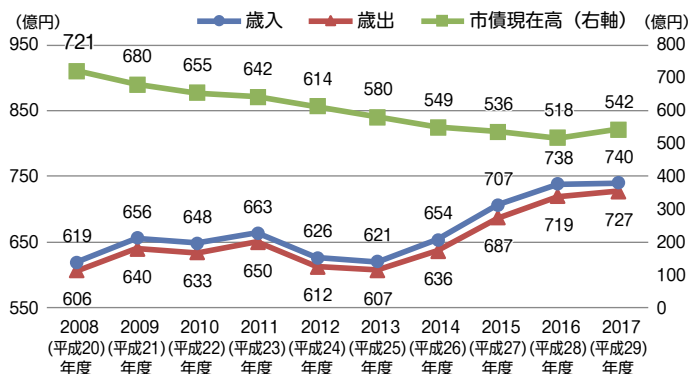
10 財政の状況

●財政は改善傾向にあるものの、いまだ厳しい状況

本市の2017（平成29）年度決算（普通会計*）は、歳入が約740億円、歳出が約727億円であり、市債*現在高は約542億円となっています。また、実質公債費比率*は6.9パーセントとなっています。

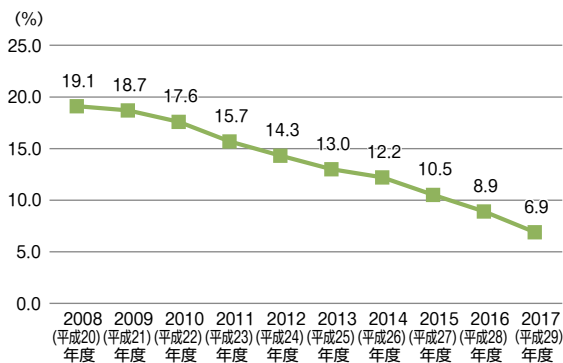
実質公債費比率は減少し、財政は年々改善傾向にありますが、いまだ厳しい財政状況となっています。

【歳入・歳出・市債現在高の推移】



資料：市町村財政資料集 総括表

【実質公債費比率の推移】



資料：地方財政状況調査（決算統計）

11 米軍岩国基地に関わる状況

●積極的に行われている日米交流

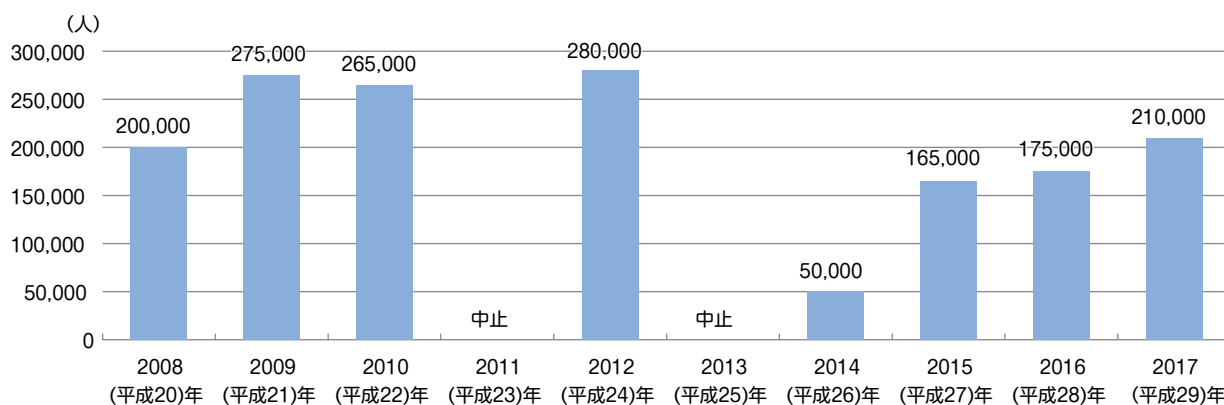
様々な機会を通じて、日米の相互理解と親善を深める取組が積極的に行われています。

毎年5月5日には「日米フレンドシップデー」として基地内が一般開放され、航空ファンや家族連れが、航空ショー、各種イベントを楽しみに県内外から訪れています。



日米フレンドシップデー

【日米フレンドシップデーの来場者数の推移】



資料：基地政策課

●大きな雇用の場となっている米軍岩国基地

米軍岩国基地は、錦川河口の三角州（今津川と門前川による形成）に位置しています。

基地は、2018（平成30）年3月31日現在で1,516人の日本人従業員を抱える大きな雇用の場となっています。

また、米軍関係者数は、2016（平成28）年時点で約6,400人ですが、2018（平成30）年3月には、在日米軍再編に伴う空母艦載機部隊の、厚木基地から岩国基地への移駐が完了し、1万人を超えると見られています。

●航空機騒音をはじめとする障害対策

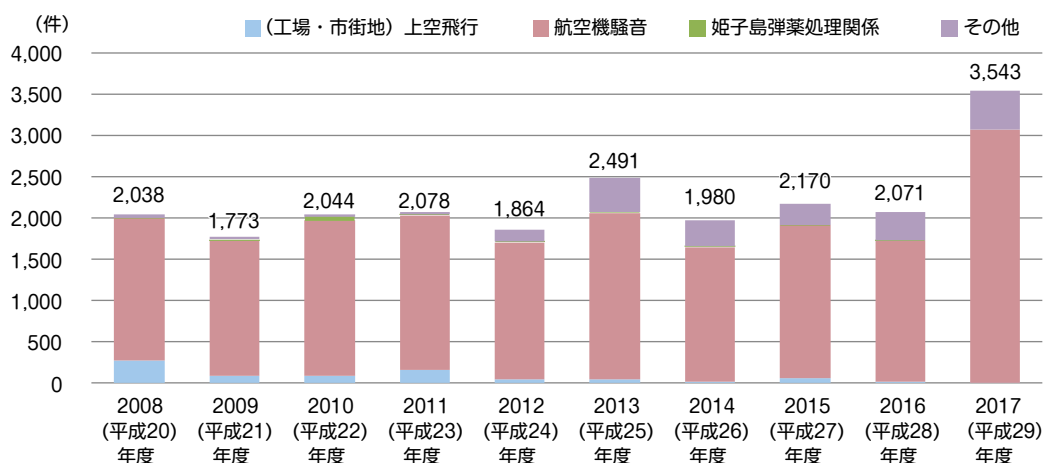
米軍岩国基地では、特に軍用ジェット機の騒音レベルが高く、影響が広範囲に及ぶため、基地周辺住民の良好な生活環境を確保する上で大きな障害となっています。

2017（平成29）年度では、厚木基地から岩国基地への空母艦載機移駐等に伴い、航空機騒音の苦情等、苦情件数が大きく増加しています。

そのほか、「平成30年度岩国市民満足度調査結果」では、航空機騒音の軽減、米軍構成員等による事件・事故等の防止などの「米軍基地の安全対策」について、重要視している市民の割合が高い一方、市民満足度は低くなっており、重点的な対応が求められています。

本市は、米軍基地の所在する自治体として、これまで国の安全保障政策を尊重し、基地の安定的な運用に協力してきました。他方、諸障害に対しては、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づいた様々な軽減対策に加え、より実効ある対策の実現を図っています。様々な対策を行いながら、本市の長期的な発展の基盤を築くことができるよう、あらゆる努力をしています。

【苦情件数の推移】



資料：基地政策課

●国防と海上交通の安全を確保する海上自衛隊

米軍岩国基地では、海上自衛隊航空部隊が、1957（昭和32）年以来、基地の一部を共同使用しています。

岩国基地の所属部隊の役割は、航空掃海及び輸送、海上救難等で、これまで、U S - 1 A や U S - 2 などによる洋上救難や患者輸送などの救難出動は、2018（平成30）年5月までに1,037回実施しています。

また、約1,600人の海上自衛隊隊員は、その家族と共に岩国市民として、地元の経済、社会活動に大きく貢献しているとともに、大規模な災害が発生した場合における被害の拡大防止、被災者の救難活動にもその力を発揮し、地域住民の安心・安全を守る組織として、市民から大いに期待されています。



●市民が共同利用できる運動施設等のオープン

米軍再編関連用地として国が取得した愛宕山用地においては、米軍提供財産でありながら、国が市の要望を踏まえつつ、市民が共同利用できる運動施設として、「愛宕スポーツコンプレックス」を整備し、野球場やソフトボール場がある野球場エリアが、2017（平成29）年11月にオープンしました。

その後、屋内のスポーツを通じた交流が可能となるアリーナのほか、茶道等の文化交流にも使用できる和室や多目的室を備えたロータスカルチャーセンターなどがある陸上競技場エリアが2018（平成30）年7月にオープンするなど、日米友好のシンボルとして広く利用されています。



野球場エリア（愛宕町二丁目）



陸上競技場エリア（愛宕町二丁目）

12 市民意向

●市民の意向に寄り添う行政経営の展開

2015（平成27）年度から2018（平成30）年度の「岩国市民満足度調査結果」から分析した市民満足度の経年変化は、総合満足度においては、年々上昇しています。

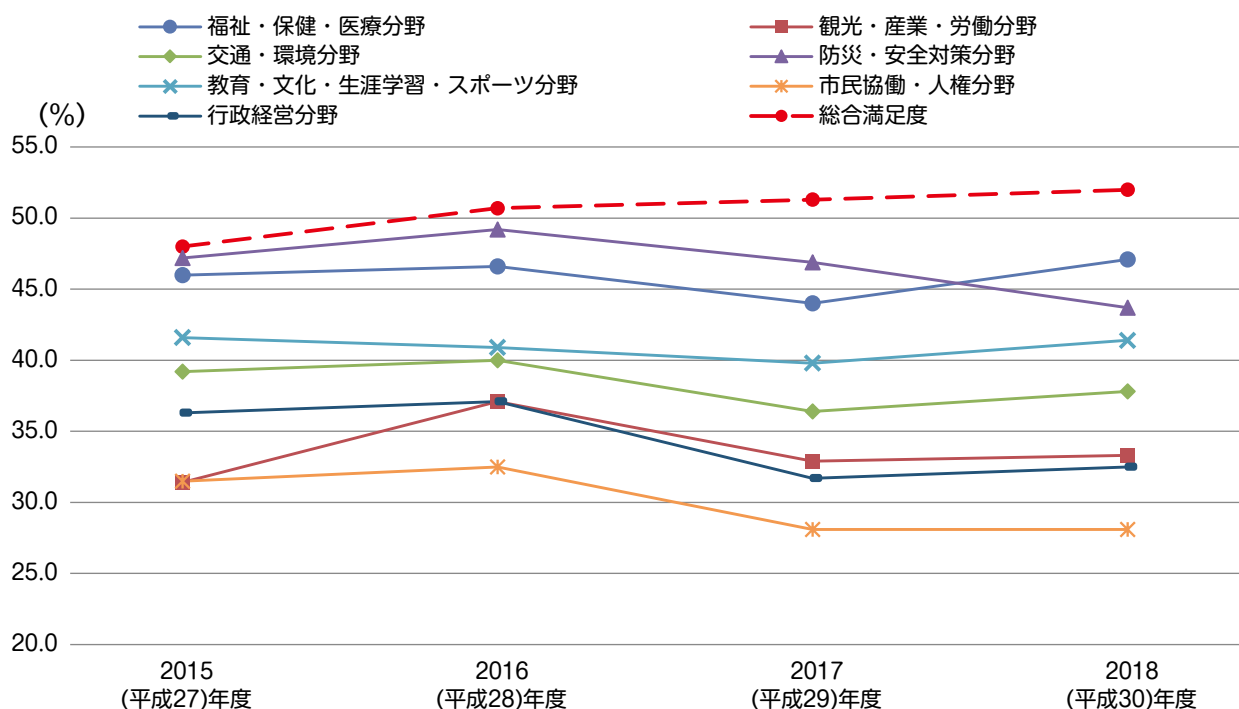
特に福祉・保健・医療分野は、満足度が高い上、2018（平成30）年度において大きな上昇が見られます。

一方、満足度が低下している防災・安全対策分野や、満足度が低い市民協働・人権分野、行政経営分野等は、対応が必要となっています。

＜岩国市民満足度調査結果（2015（平成27）年度～2018（平成30）年度）の分析結果＞

- ❖ 総合満足度は、年々上昇しており、2018（平成30）年で52.0パーセントとなっています。
- ❖ 福祉・保健・医療分野は、満足度が2017（平成29）年に低下したものの、2018（平成30）年度に改善しています。
- ❖ 防災・安全対策分野は、満足度が他に比較して高いものの、2017（平成29）年度以降、低下傾向になっています。
- ❖ 市民協働・人権分野及び行政経営分野については、特に満足度が低くなっています。

【分野別の市民満足度】



<平成30年度岩国市民満足度調査結果（2018（平成30）年8月）>

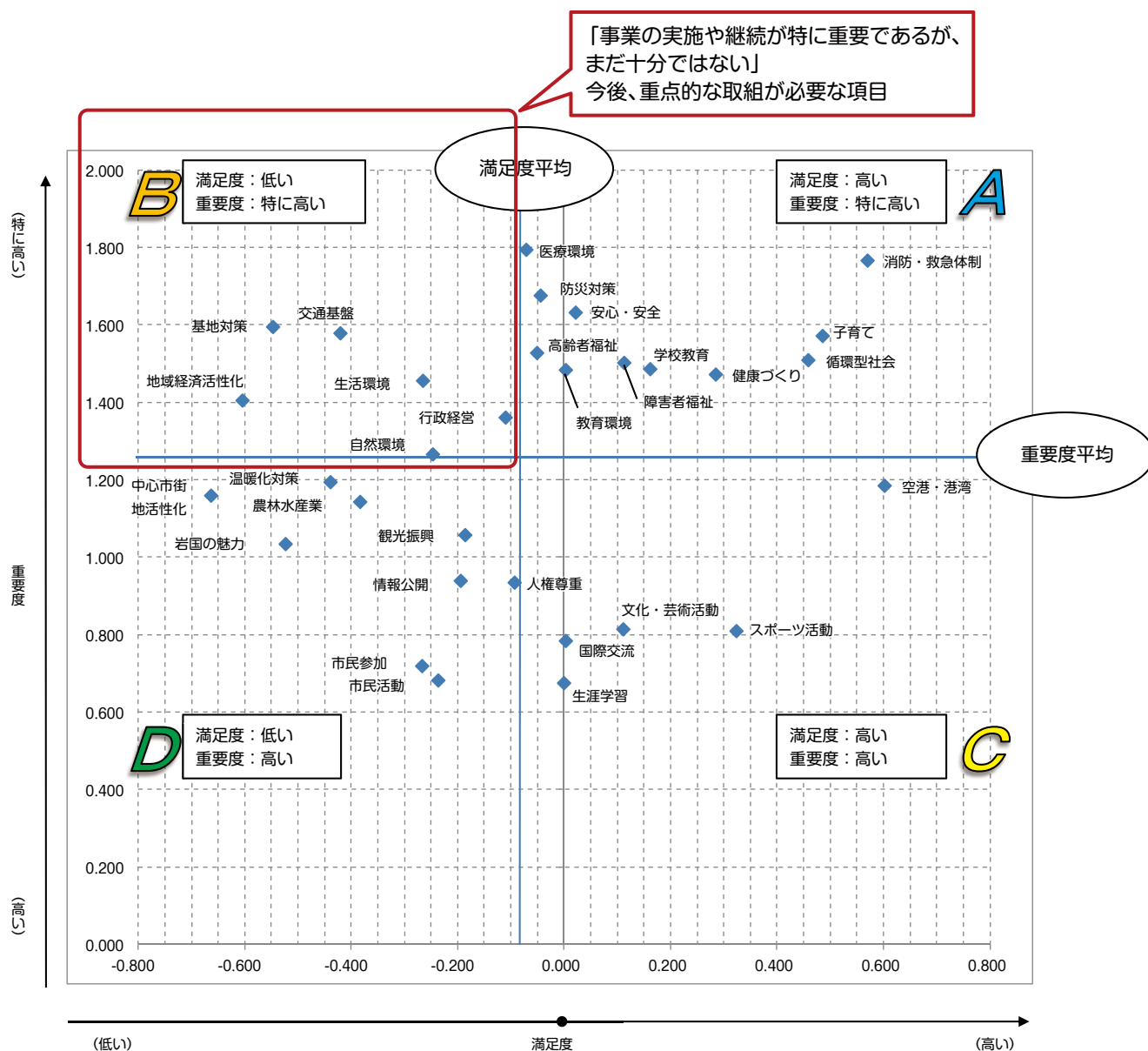
- ❖ 本市の施策に対する市民の満足度と重要度について、満足度が平均点以下（満足度：低い）で重要度が平均点以上（重要度：特に高い）に属する項目は「事業の実施や継続が特に重要であるが、まだ十分ではない」ことを示します。ここに属している以下の項目は、今後、重点的な取組が必要となります。

地域経済の活性化（地域経済活性化）
快適な生活環境の整備（生活環境）
米軍基地の安全対策（基地対策）

交通基盤の整備（交通基盤）
自然環境の保全（自然環境）
健全な行政経営（行政経営）

※（ ）はグラフ内の項目名

【現在の満足度と重要度に関する施策間の相対的な位置付け】



(1) 将来人口の想定

長期的将来人口推計は、岩国市人口ビジョン*（2015（平成27）年策定）の人口推計手法を用いて、以下の4通りの計算を行いました。

①国立社会保障・人口問題研究所推計準拠の場合

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による岩国市人口の推計です。

この推計によると、2015（平成27）年の国勢調査で13万6,757人であった本市の人口は、2022（平成34）年には12万6,200人、2060（平成72）年には6万8,000人に減少します。

②若者の定住に関する希望が実現する場合

市民意向調査（2015（平成27）年実施）と高校生意識調査（2015（平成27）年実施）から、市民が希望する定住施策を実施することで、定住する人口（一旦市外へ転出してUターンする希望を含む。）が増加した場合の人口推計を行いました。男性では2020（平成32）年以降、男性より超過転出率が高い女性では2025（平成37）年以降に転入・転出が均衡すると想定して算出しています。また、出生率は、社人研推計の想定のまま約1.43で推移すると仮定します。

その結果、2022（平成34）年の人口は12万8,200人、2060（平成72）年の人口は8万2,000人と推計されます。社人研推計との差は、社会移動の改善効果です。

③市民希望出生率・人口置換水準*が実現する場合

市民意識調査（2015（平成27）年実施）における結婚の希望及び理想の子供数が実現した場合の出生率を「市民希望出生率（1.92）」として求め、2025（平成37）年に市民希望出生率が実現し、2040（平成52）年に現在の我が国の人口置換水準2.07が実現すると仮定して、推計を行いました。

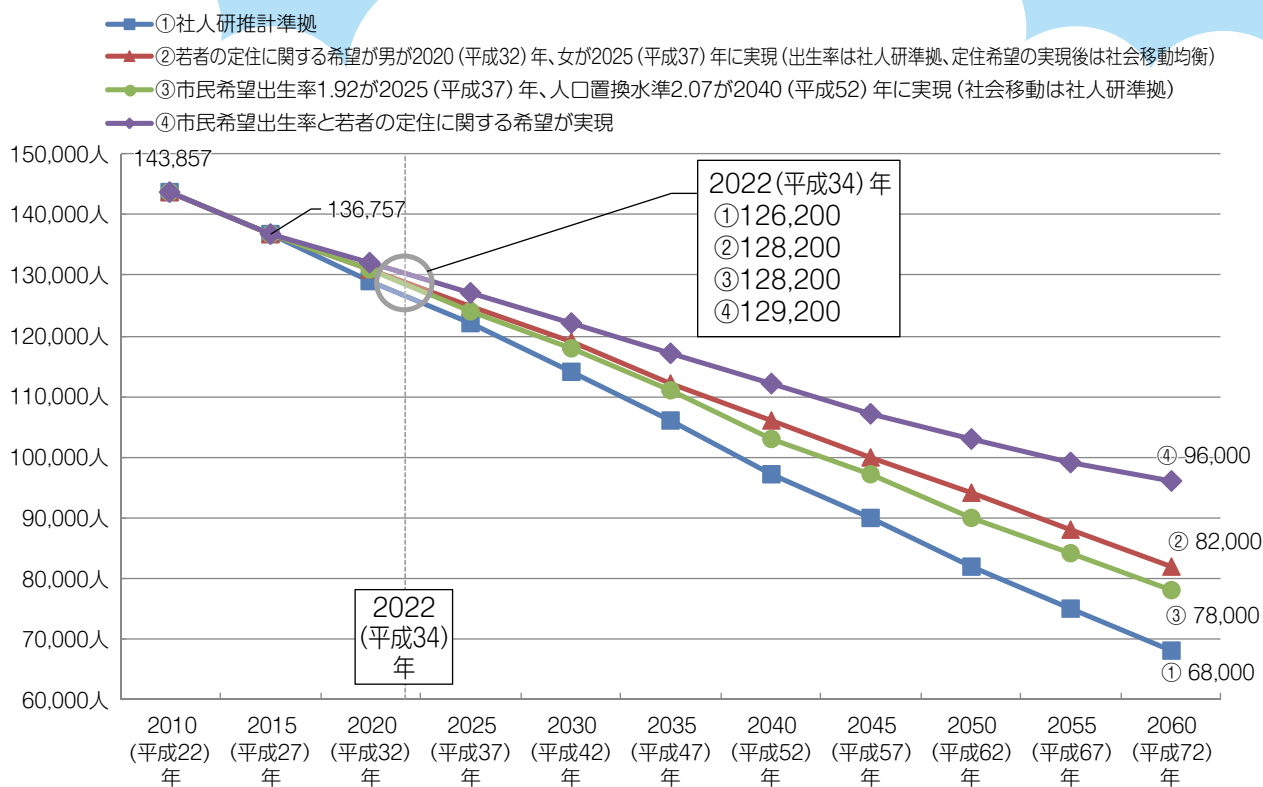
その結果、2022（平成34）年の人口は12万8,200人、2060（平成72）年の人口は7万8,000人と推計されます。社人研推計との差である2,000人は、出生率改善の効果です。

④若者の定住に関する希望と市民希望出生率が実現する場合

若者の定住に関する希望と市民希望出生率・人口置換水準の両方が実現した場合、2022（平成34）年の人口は12万9,200人、2060（平成72）年の人口は9万6,000人と推計されます。社人研推計との差は、社会移動改善と出生率の上昇が複合した効果です。



【長期的将来人口推計】



単位：人

推計	2010 (平成22) 年	2015 (平成27) 年	2020 (平成32) 年	2022 (平成34) 年	2025 (平成37) 年	2030 (平成42) 年	2035 (平成47) 年	2040 (平成52) 年	2045 (平成57) 年	2050 (平成62) 年	2055 (平成67) 年	2060 (平成72) 年
①	143,857	136,757	129,000	126,200	122,000	114,000	106,000	97,000	90,000	82,000	75,000	68,000
②	143,857	136,757	131,000	128,200	125,000	119,000	112,000	106,000	100,000	94,000	88,000	82,000
③	143,857	136,757	131,000	128,200	124,000	118,000	111,000	103,000	97,000	90,000	84,000	78,000
④	143,857	136,757	132,000	129,200	127,000	122,000	117,000	112,000	107,000	103,000	99,000	96,000

注：2010（平成22）年、2015（平成27）年は、国勢調査の実績値

（２）基本構想の将来人口推計との比較

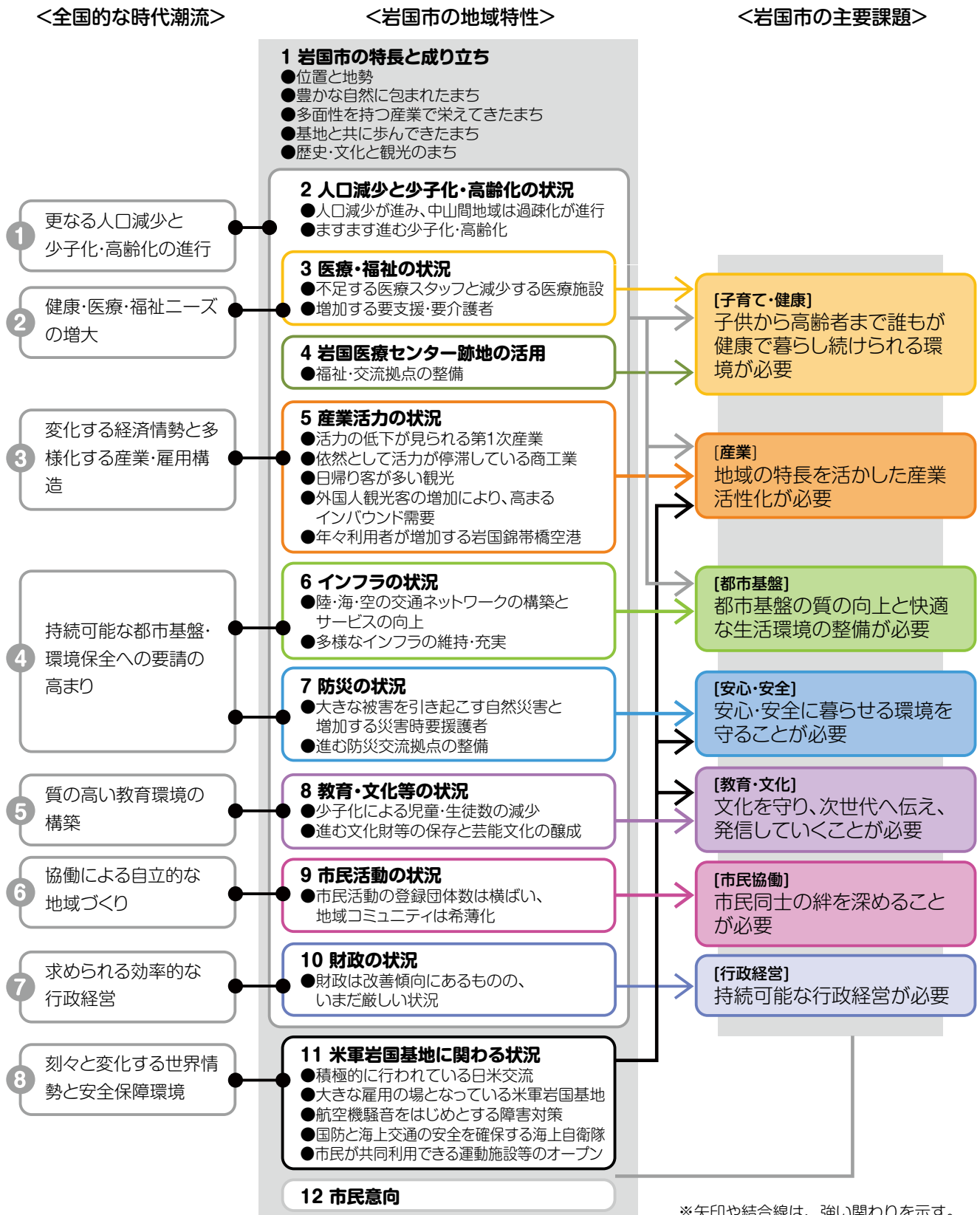
基本構想の将来人口推計との人口の比較において、①社人研推計準拠は下回りますが、②～④では上回る推計となっています。

推 計	2022(平成34) 年の推計人口
基本構想の将来人口推計	127,439人
①社人研推計準拠	126,200人
②若者の定住に関する希望が男が2020（平成32）年、女が2025（平成37）年に実現（出生率は社人研準拠、定住希望の実現後は社会移動均衡）	128,200人
③市民希望出生率1.92が2025（平成37）年、人口置換水準2.07が2040（平成52）年に実現（社会移動は社人研準拠）	128,200人
④市民希望出生率と若者の定住に関する希望が実現	129,200人

第3節 岩国市の主要課題

第1節では全国的な時代潮流を、第2節では岩国市の地域特性を整理しました。これらを念頭に、人口減少と少子化・高齢化の状況を踏まえ、本市の課題を7つの主要課題に整理しました。

【全国的な時代潮流、岩国市の地域特性及び主要課題の関係図】



主要課題

1

子育て・健康

子供から高齢者まで誰もが健康で暮らし続けられる環境が必要

出生者数が年々減少し、子供は少なくなっています。特に、中山間地域の一部において、少子化の影響が顕著に見られます。このため、子供を産みやすい環境をつくり、子育てに伴う不安の解消と負担の軽減が求められています。併せて、家庭や地域で、夢・希望・郷土愛を持った子供をすくすくと育てることができる環境づくりも大切です。

高齢化が進行した本市では、高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境が求められています。そのためには、いきいきと生活できる生きがいをつくとともに、高齢者向けサービスの充実が必要です。

また、誰もが健康的な生活をしていくためには、市民や地域社会の健康づくりへの意識を一層高め、これを支える医療サービスの充実が求められます。このため、医療施設の減少や医療スタッフの不足への対応、さらに、障害者福祉への取組等により、健康で自立した暮らしを実現していくことが重要です。

主要課題

2

産業

地域の特長を活かした産業活性化が必要

活力低下が見られる農林水産業や商工業の活性化には、各地域が有している個性や資源、鉄道・港・空港といった陸・海・空の拠点の利活用が不可欠です。こうした本市の特長を最大限活用し、地場産業の振興や新たな企業誘致、雇用の創出、市域内の消費拡大につなげることが求められています。

人口減少や少子化・高齢化に伴い、中山間地域の産業維持が困難になりつつあります。持続可能な産業維持に向け、恵まれた農林畜産物や水産物を活かした産業の活性化、後継者づくり等を図り、地域経済を活性化させることが重要です。

また、錦帯橋をはじめとした魅力ある地域資源や岩国錦帯橋空港は、観光面で大きな強みとなっています。さらにインバウンド需要の高まりや、米軍基地を有し、米軍関係者が増えていることを機会と捉え、外国人観光客等も含めた交流人口と関係人口の拡大や体験型・着地型観光*による滞在時間、消費の増大等につなげることが重要です。さらに、地域の新たな魅力づくりや広域観光ネットワークの形成に向けた観光振興が不可欠です。

都市基盤の質の向上と 快適な生活環境の整備が必要

道路基盤の整備率は県平均を下回り、慢性的な渋滞が発生している路線があります。快適かつ安全な道路環境を創出するため、不足している道路の整備や円滑な移動が可能な道路網の構築が求められています。併せて、身近な道路の安全対策や交通規制等、誰もが通行しやすい交通環境の整備も重要です。

身近な生活交通手段である鉄道・バス・離島航路では、利用者が減少し、厳しい運営状況が続いています。公共交通機関は、市民生活に欠かせないものであり、特に、中山間地域では重要性和必要性が高いことから、維持していくとともに、便利で住み続けることができるような都市を目指して、公共交通と連携した、持続可能な都市づくりを進めていくことが必要です。

公共施設の中には、老朽化が進んでいる施設があります。老朽施設は、地震による倒壊の危険性の増大や設備の不具合等により、安全性や利便性が低下します。これは、道路や橋りょう、上下水道でも同様であり、適切な維持保全や、市民の利用実態に合わせた在り方を検討することが必要です。

また、本市は、美しい自然と清流に恵まれ、豊かな生態系を育んでいます。自然環境を良好なまま後世に引き継ぐためにも、環境負荷を抑え、地球環境にやさしい基盤づくりと低炭素化による循環型社会づくりが求められています。

快適で住みよいまちをつくるためには、岩国らしい景観づくり、憩いの場となる公園づくり、誰もが快適に暮らすことができる住環境づくりが必要です。

安心・安全に暮らせる環境を 守ることが必要

本市は、風水害等の大きな災害を受けており、また、地震においても大きな被害が発生することが予測されています。それらの自然災害に備えるため、地域のリーダーを中心とした地域防災力と防災に対する意識の向上が不可欠です。さらに、減災の考え方の下、被害の発生と拡大の抑制に向けた危険箇所への集中的な対策等、予防的な観点からの防災対策の強化も求められています。

日常的な事故や犯罪等のトラブルへの対応も重要であり、各人の対応力の向上や地域における日常の支えあい、見守り等が大切です。

また、米軍岩国基地に関連する航空機騒音をはじめとした対応については、引き続き、重点的な対策を行う必要があります。



主要課題

5

教育・文化

文化を守り、次世代へ伝え、発信していくことが必要

少子化に伴い、学校の統廃合が進んでいる中、良質な学びを実現する教育環境の整備は、非常に重要となっています。このため、子供が安心して学ぶことができる環境づくりと社会を生き抜く力の養成に努め、学校・家庭・地域が一体となった子供を育てる仕組みをつくることが求められます。

本市の郷土の歴史や文化、景観は誇るべきものであり、より一層の理解や郷土愛を深め、文化財や伝統芸能の保存・継承・活用を進めていくことが大切です。

豊かな暮らしには、心の豊かさを育む環境づくりが大切です。そのためには、生涯を通して、誰もが文化や芸術に触れ、スポーツに親しみ、心身共に豊かに生活できる環境整備が必要です。また、米軍岩国基地をはじめとした、他国との交流機会の拡大・促進や異文化に触れる機会を増やし、国際理解を促進していくことも大切です。

主要課題

6

市民協働

市民同士の絆を深めることが必要

身近なまちづくりや自治会活動の基盤となるコミュニティの意識が希薄化しています。コミュニティの強化に向けては、身近な地域社会における人間関係と絆づくり、全ての人の人権を尊重した、他者への思いやりを深め、みんなで助けあうことができる関係づくりが大切です。

また、NPO法人を中心とした市民活動団体のまちづくりへの活動や、地域住民自らによる、地域の課題解決に向けた取組などについて、重要度と期待が高まっています。効果的で満足度の高い行政サービスの提供や市民が直面する地域課題の解決には、市民や各種団体、行政の協働が不可欠です。

市民が積極的に市政に参加・参画できる機会をつくるとともに互助・共助*を進め、市民同士の絆を深めることで、市全体が一体となったまちづくりを進めることが必要です。

主要課題

7

行政経営

持続可能な行政経営が必要

本市の財政状況は、改善の傾向にありますが、いまだ厳しい状況となっています。市民のニーズに合った行政サービスを提供するには、限られた経営資源を有効活用し、最小の経費で最大の効果を発揮する、経営的視点を持つことが必要です。

「行政経営改革プラン」や「財政計画」に基づく取組を推進し、効率的かつ質の高い行政サービスが提供できる、持続可能な行政経営の確立が必要です。



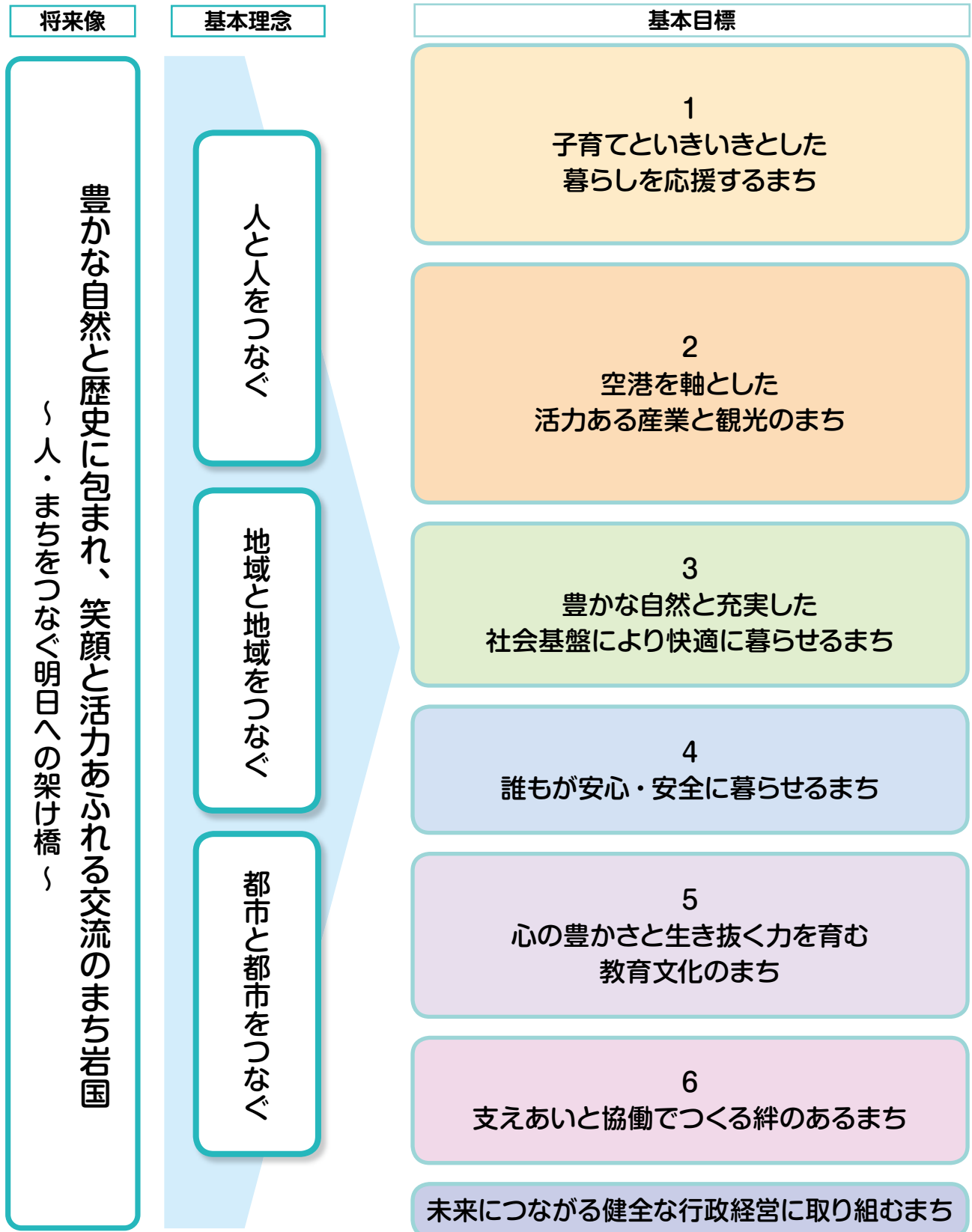
第2次岩国市総合計画

基本計画



後期基本計画

■施策体系



施策目標

- 1-1 安心して子供を産み育てることができる
- 1-2 一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組んでいる
- 1-3 高齢者が生きがいをもって生活している
- 1-4 障害者が自立し、安心して生活している
- 1-5 適切な医療が受けられる環境が整っている

- 2-1 市内各地がつながり、多くの観光客でにぎわっている
- 2-2 地場産業に活力があり、雇用が拡大している
- 2-3 魅力的でにぎわいにあふれた中心市街地となっている
- 2-4 空港・港湾が盛んに活用されている
- 2-5 農林水産業の経営が安定し、担い手が増えている
- 2-6 岩国の魅力が広く知られ、岩国ファンが増えている

- 3-1 多様なニーズに対応した交通基盤が整っている
- 3-2 誰もが快適に暮らせる生活環境が整っている
- 3-3 循環型社会・低炭素社会が構築されている
- 3-4 自然環境が適正に管理されている

- 4-1 救急・災害時の備えが整っている
- 4-2 犯罪や事故等のない安全なまちになっている
- 4-3 航空機の騒音対策や安全対策が進んでいる

- 5-1 子供たちが心豊かに成長している
- 5-2 良質な文化、芸術、文化財を身近に感じることができている
- 5-3 生涯学習やスポーツ活動等が盛んに行われている
- 5-4 国際交流が盛んで、相互理解が進んでいる

- 6-1 市民活動が活発に行われている
- 6-2 市民の参画意欲が高まる市政運営となっている
- 6-3 一人ひとりの人権が大切にされている

市民満足度の向上と持続可能な行政経営が実現している

●基本計画の見方

基本計画の紙面は、基本目標、施策目標、現状と課題、基本方針、施策の体系、施策に関連する計画等、施策、具体的な施策と内容、達成度を測る指標、市民と地域の役割で構成されています。



施策

施策目標を達成するために具体的な施策内容と主な取組を記載しています。

達成度を測る指標

施策の達成度を測るため、施策に係る項目ごとに、基準年次の数値等をもとに、中間目標と目標年次の数値等を設定しています。

※基準年次・中間年次・目標年次が、それぞれ2017（平成29）年度、2020（平成32）年度、2022（平成34）年度以外で設定されている指標もあります。その場合、数値の下に基準や目標とする年次を入れています。

施策1-1-1

子育て支援の充実

■具体的な施策と内容

1 子育て家庭への支援

- 育児不安を生じやすい乳児期に講座の開催や家庭への訪問を行い、必要な情報を提供することにより、安心して子育てができるように支援します。
- 保護者の病気や冠婚葬祭、リフレッシュ等理由は問わず、保育園等で乳幼児を一時的に預かり、子育ての支援をします。
- 保育園等の在園児を対象として、保護者の仕事の都合等で保育時間の延長を必要とする場合、保育園等で保育し、仕事と子育ての両立を支援します。
- 病児・病後児を病院・保育園に付設された専用スペースなどで保育し、仕事と子育ての両立を支援します。
- 全ての親子が絵本を通して絆を深め、子供が心豊かに成長するように支援します。
- 児童（小学生）の健全育成のため、放課後児童教室*の整備充実を図ります。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、対象者の医療費の助成を実施します。
- 家庭教育に関する講座を開設し、家庭の教育力の向上を図ります。

<主な取組>

- 子育て支援に関する情報提供
- 一時的な預かり保育の推進
- 延長保育実施による支援
- 病児・病後児の保育支援
- 絵本の読み聞かせを通して、親子の絆づくりを支援
- 放課後児童教室の整備充実
- 子育て家庭への医療費の助成
- 子育て学習会の開催

2 地域における子育て支援

- 母子保健推進員等の子育てボランティアを育成し、子育て支援に関する情報提供や輪づくり活動の推進等、地域で子育てを支援します。
- 地域子育て支援センター*を中心に、乳幼児及びその家族が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供、活動サークルの支援等、地域の多様なニーズに対応していきます。
- 地域において子育ての相互援助を促進し、仕事と子育ての両立を支援します。

<主な取組>

- 地域における子育て支援の場の提供
- ファミリー・サポート・センター*による育児の相互援助
- 子育てボランティアの育成支援
- 子育ての交流や仲間づくりの支援

3 子供の健やかな育ちの実現

- 子供を虐待から守るため、児童相談所等との連携を図りつつ、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組めます。
- 子育ての悩み等の相談体制を充実させるとともに、きめ細かな支援を行います。
- 支援が必要な保護者に対し、家庭を訪問して、相談・助言等も含めた必要な支援を行います。
- 家庭で児童を保育することが一時的に困難になった場合等に、施設で短期の養育等を行います。

<主な取組>

- 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応
- 要支援家庭*に対する切れ目のない相談・支援
- 施設における短期の養育・保護の実施

4 質の高い教育・保育環境の確保

- 教育・保育従事者に対する研修の充実等により、その資質向上を図り、良質かつ適切な教育・保育サービスを提供します。
- 保育園施設等の老朽化・耐震化対策を図り、乳幼児期における教育・保育環境の整備を推進します。

<主な取組>

- 様々な課題に対応した研修の実施
- 保育園施設等の老朽化・耐震化対策

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
一時預かり児童数	52,113人	47,800人	45,000人
放課後児童教室の利用児童数	1,597人	1,530人	1,500人
地域子育て支援センターの利用者数	5,405人	4,900人	4,600人
子供の成長過程に応じた養育支援	268件	300件	300件
乳児家庭全戸訪問実施率	95.9%	100%	100%

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	●家族は、子供を愛情と責任を持って育てましょう。 ●子供と子育て家庭を応援する意識を持ちましょう。
地域の役割 (共助)	●地域社会全体で子育て家庭への支援に取り組みましょう。 ●仕事と子育てが両立しやすい環境づくりや子育て家庭に配慮した職場づくりに努めましょう。

市民と地域の役割

本計画は行政だけで進めるものではなく、市民や地域と一体となってまちづくりを行うことが重要です。そのため、施策の達成に向けて、市民や地域に期待する役割を記載しています。



基本目標1

子育てといきいきとした
暮らしを応援するまち

基本目標 1 子育てといきいきとした暮らしを応援するまち

施策目標 1-1

安心して子供を産み育てることができる

◆現状と課題

- 子育ての重要な役割を担う場所である家庭では、少子化や核家族化の進行、更に、共働き家庭やひとり親家庭の増加により、子育ての孤立感や負担感が增大しています。このような中、子育て中の親同士の交流や身近な場所で子育ての相談ができる環境の整備、子育てに関する情報の発信をすることで、子育ての不安や負担を軽減することが重要です。
- 妊娠・出産・子育てをイメージできず、不安を感じる親が増えています。正しい知識を伝えるとともに、身近な相談場所を増やすことが必要です。
- 乳幼児期の適切な育児や基本的生活習慣の確立は、発育発達の促進や成人期の生活習慣病予防の観点から、とても大切です。子供の発育発達にあわせた関わり方や食生活、^{こゝろ}口腔衛生、事故予防等、子育てに関する知識の普及が重要です。
- 妊産婦や乳幼児の健康の保持増進のため、健康診査や相談支援等を充実させることが重要です。
- 児童虐待をはじめとする養護相談も複雑・深刻化し、その未然防止を図るための相談体制の強化や情報発信、更に、関係機関の情報共有、連携強化が求められます。
- 全ての子育て家庭への支援サービスとして、アプリ*などによる子育て情報の発信に加え、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業などを実施しています。
- 仕事と子育ての両立を支援するため、小学校就学前の児童を対象に延長保育事業や休日保育事業を、小学生を対象に放課後児童健全育成事業を実施しています。また、子供が病気のときも保護者が安心して仕事ができるよう、病児・病後児保育事業を実施しており、今後も、更なる充実に向けて取り組む必要があります。
- 過疎化に伴い就学前児童の人口が減少している地域において、様々な事業形態を検討して子育て家庭を支援していく必要があります。
- 乳幼児・小中学生の保健の向上と福祉の増進、子育て世代の経済的負担を軽減するため、対象者の医療費を助成しています。

◆基本方針

- 子育て家庭において、親は子の成長に喜びを感じ、子は親の愛情や地域の見守りの中で健やかな成長を遂げるよう、基盤整備や環境づくりを進めます。
- 地域の中で安心して子育てができるよう、児童の居場所の環境整備を進めます。
- 親と子の健康、子供の発達や家庭環境等についての相談・指導体制を充実させ、子育て家庭の支援を行います。

◆施策の体系

施策 1-1-1

施策細目

子育て支援の充実

- (1) 子育て家庭への支援
- (2) 地域における子育て支援
- (3) 子供の健やかな育ちの実現
- (4) 質の高い教育・保育環境の確保

施策 1-1-2

施策細目

親と子の健康の推進

- (1) 安心して妊娠・出産を迎えるための支援
- (2) 子供の健やかな成長・発達への支援

◆施策に関連する計画等

施策 1-1-1 子育て支援の充実	岩国市子ども・子育て支援事業計画
	岩国市子どもの読書活動推進計画
	岩国市中山間地域振興基本計画
施策 1-1-2 親と子の健康の推進	岩国市子ども・子育て支援事業計画 ^[再掲]
	岩国市健康づくり計画



3歳児健康診査

■具体的な施策と内容

1 子育て家庭への支援

- 育児不安を生じやすい乳児期に講座の開催や家庭への訪問を行い、必要な情報を提供することにより、安心して子育てができるように支援します。
- 保護者の病気や冠婚葬祭、リフレッシュ等理由は問わず、保育園等で乳幼児を一時的に預かり、子育ての支援をします。
- 保育園等の在園児を対象として、保護者の仕事の都合等で保育時間の延長を必要とする場合、保育園等で保育し、仕事と子育ての両立を支援します。
- 病児・病後児を病院・保育園に付設された専用スペースなどで保育し、仕事と子育ての両立を支援します。
- 全ての親子が絵本を通して絆を深め、子供が心豊かに成長するように支援します。
- 児童（小学生）の健全育成のため、放課後児童教室*の整備充実を図ります。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、対象者の医療費の助成を実施します。
- 家庭教育に関する講座を開設し、家庭の教育力の向上を図ります。

<主な取組>

- 子育て支援に関する情報提供
- 一時的な預かり保育の推進
- 延長保育実施による支援
- 病児・病後児の保育支援
- 絵本の読み聞かせを通して、親子の絆づくりを支援
- 放課後児童教室の整備充実
- 子育て家庭への医療費の助成
- 子育て学習会の開催

2 地域における子育て支援

- 母子保健推進員等の子育てボランティアを育成し、子育て支援に関する情報提供や輪づくり活動の推進等、地域で子育てを支援します。
- 地域子育て支援センター*を中心に、乳幼児及びその家族が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供、活動サークルの支援等、地域の多様なニーズに対応していきます。
- 地域において子育ての相互援助を促進し、仕事と子育ての両立を支援します。

<主な取組>

- 地域における子育て支援の場の提供
- ファミリー・サポート・センター*による育児の相互援助
- 子育てボランティアの育成支援
- 子育ての交流や仲間づくりの支援

3 子供の健やかな育ちの実現

- 子供を虐待から守るため、児童相談所等との連携を図りつつ、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。
- 子育ての悩み等の相談体制を充実させるとともに、きめ細かな支援を行います。
- 支援が必要な保護者に対し、家庭を訪問して、相談・助言等も含め必要な支援を行います。
- 家庭で児童を保育することが一時的に困難になった場合等に、施設で短期の養育等を行います。

<主な取組>

- 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応
- 要支援家庭*に対する切れ目のない相談・支援
- 施設における短期の養育・保護の実施

4 質の高い教育・保育環境の確保

- 教育・保育従事者に対する研修の充実等により、その資質向上を図り、良質かつ適切な教育・保育サービスを提供します。
- 保育園施設等の老朽化・耐震化対策を図り、乳幼児期における教育・保育環境の整備を推進します。

<主な取組>

- 様々な課題に対応した研修の実施
- 保育園施設等の老朽化・耐震化対策

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
一時預かり児童数	52,113人	47,800人	45,000人
放課後児童教室の利用児童数	1,597人	1,530人	1,500人
地域子育て支援センターの利用者数	5,405人	4,900人	4,600人
子供の成長過程に応じた養育支援	268件	300件	300件
乳児家庭全戸訪問実施率	95.9%	100%	100%

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 家族は、子供を愛情と責任を持って育てましょう。 ● 子供と子育て家庭を応援する意識を持ちましょう。
地域の役割 (共助)	● 地域社会全体で子育て家庭への支援に取り組みましょう。 ● 仕事と子育てが両立しやすい環境づくりや子育て家庭に配慮した職場づくりに努めましょう。

■具体的な施策と内容

1 安心して妊娠・出産を迎えるための支援

- 妊婦が、身体的にも精神的にも良い状態で出産を迎えることができるように、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発や相談指導を行います。
- 若年妊娠や妊娠・出産の受容が困難な妊産婦、未熟児に対しては、必要に応じて関係機関と連携を図り、支援体制の充実を図ります。
- 不妊治療を受けている夫婦に対して、不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
- 妊婦の経済的負担を軽減し、妊婦健診を受けやすくするとともに、妊婦の健康の保持増進を図ります。
- 心身共に不安定になりやすい産婦が、安心して子育てができるように産後の支援を充実させます。

<主な取組>

- 妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発、相談指導
- 若年妊娠や妊娠・出産の受容困難な妊産婦、未熟児への支援
- 不妊治療の経済的負担の軽減
- 妊婦の健康の保持増進
- 産婦への支援の充実

2 子供の健やかな成長・発達への支援

- 乳幼児の発育発達を促進する関わり方や基本的生活習慣の確立に向けて、食生活や^{こうくう}口腔衛生、事故予防等に関する知識の普及啓発や相談指導を行います。
- 乳幼児期の病気や発達の遅れを早期に発見し、医療や療育*等の専門機関と連携して、子供の成長・発達を支援し、育児不安の軽減を図ります。
- 子供を感染から守るために、任意予防接種*の助成を行うなど、予防接種体制の充実を図ります。

<主な取組>

- 育児等に関する知識の普及啓発、相談指導
- 病気や発達の遅れの早期発見、成長・発達支援
- 予防接種体制の充実

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
妊婦健康診査受診率	93.5%	95.0%以上	95.0%以上
幼児健康診査受診率	96.4%	95.0%以上	95.0%以上
3歳児健康診査のう歯罹 ^り 患率	17.6%	21.0%以下	21.0%以下

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 家族は、妊産婦の気持ちを理解し、家事や育児の分担に努めましょう。 ● 妊婦や乳幼児に対して優しく接し、見守りましょう。 ● 健康や妊娠・出産に関する正しい知識を持つように努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 親が安心して子育てができ、子供が健やかに成長できるように、地域社会全体で見守り、支援しましょう。 ● 不妊治療や妊娠、出産、子育てに対して理解のある環境づくりに努めましょう。



マタニティクラス（沐浴体験）

基本目標 1 子育てといきいきとした暮らしを応援するまち

施策目標 1-2

一人ひとりが健康づくりに積極的に 取り組んでいる

◆現状と課題

- 市民一人ひとりが、いつまでも健康でいきいきとした生活を送るためには、市民自らが日頃から健康に留意し、栄養バランスのとれた規則正しい食生活、適度な運動を行い、休養をとる、飲酒や喫煙を控える、ストレスを軽減するなど、日常の生活習慣をより健康的なものに改善していくことが基本です。しかし、依然として、がんや脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病が死因の5割以上を占めるという状況にあります。
- 本市では、医療施設や保健センター等を拠点として健康診査、健康相談等を行っており、がん検診及び国保いきいき健診（岩国市国民健康保険特定健康診査）の受診率は、年々増加しているものの、いまだに低い状況です。
- 市民の健康づくりを支えるため、相談体制や健康診査の充実、必要な時に保健サービスを受けることができる支援体制の整備等、多様な施策を展開し、市民と協働して健康増進や生活習慣病予防に関する市民の意識を高めるとともに、実践につなげることが重要となっています。
- 「食」と「食文化」等への関心を高め、より良い食生活習慣と、食べることを側面的にサポートする運動習慣等は重要であり、乳幼児期から高齢期までを通じて働き掛けることが必要となっています。

◆基本方針

- 市民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりを基盤に、家庭・地域・学校・職域において健康づくりやいのちを守るための支援をする環境整備を進めます。



◆施策の体系

施策 1-2-1

施策細目

健康づくりの推進

- (1) 食育の推進
- (2) 健康づくり推進体制の充実

施策 1-2-2

施策細目

生活習慣病等の 予防の推進

- (1) 生活習慣病予防の推進
- (2) 感染症予防の推進

◆施策に関連する計画等

施策 1-2-1 健康づくりの推進	岩国市健康づくり計画 _(再掲)
施策 1-2-2 生活習慣病等の予防の推進	岩国市健康づくり計画 _(再掲)



生活習慣病予防のための実践（調理実習）

■具体的な施策と内容

1 食育の推進

- 朝食の欠食や栄養バランスの偏り等の改善のため、健康・料理教室やイベントなどにより普及啓発に努めます。
- 学校給食や農水産物の地産地消^{*}の取組に合わせ、地域の食材を活かした郷土料理など食文化に触れる機会を提供します。
- 乳幼児期から高齢期まで生涯にわたって健全な心身を培うために、良い食生活が実践できるよう家庭・地域・学校・職域の関係機関が連携して食育を推進します。

<主な取組>

- 家庭・地域・学校・職域における食育の推進
- 食文化の継承のための活動への支援
- 食育推進運動の展開
- 地産地消の推進

2 健康づくり推進体制の充実

- 健康づくりの活動に協働して取り組む市民団体や企業を増やし、地域組織活動を強化して推進体制の充実を進めます。
- 食生活改善推進員を育成し、健康や生活改善のための声掛けや調理講習会等を行い、市民が自主的に健康づくり活動に取り組む機会の提供を行います。
- こころの健康づくりやうつ病等の正しい知識の普及として、講習会の開催や相談先の周知啓発に努めます。

<主な取組>

- 市民の健康意識の向上、実践者を増やすための活動支援
- 食生活改善推進員の育成及び支援
- こころと身体の健康の保持増進等について正しい知識の普及啓発
- 県や関係団体等と連携した、こころや身体の健康に関する相談支援の実施

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
食生活の改善に向けた講習会等の参加人数	3,038人	3,338人	3,538人
健康づくり協賛企業の登録数	21企業	23企業	25企業
健康づくり計画推進部会の登録団体数	90団体	93団体	95団体
ゲートキーパー* (こころのサポーター) 養成講座受講者 (延べ人数)	398人	620人	770人

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 日頃から自分の健康や生活習慣に関心を持ち、自分らしく生きるため、健康につながる暮らしを心掛けましょう。 ● 健康寿命の延伸を目指し、健康づくり活動に積極的に取り組みましょう。 ● ストレスや困りごとに対し、相談機関の利用などを早めに行い、こころの健康を保つよう心掛けましょう。
地域の役割 (共助)	● 健康づくり活動に参加しやすい環境づくりを進めましょう。 ● 健康的な生活を送ることができるよう、地域や職域において声を掛け合い、健康づくり活動に取り組みましょう。



食育イベント

■具体的な施策と内容

1 生活習慣病予防の推進

- がん・循環器疾患・糖尿病等の生活習慣病の早期発見・予防のため、がん検診や国保いきいき健診、保健指導を実施し、それらが受けやすい体制の整備と利用の促進を図ります。
- 生活習慣病の予防、メタボリックシンドローム*（内臓脂肪症候群）の減少に向け、糖尿病予防等の生活改善の支援や相談、禁煙や受動喫煙*防止に関する普及啓発を推進します。
- 子供から高齢者まで、ライフステージに合わせた歯と口の健康づくりに関する取組を推進します。

<主な取組>

- がん予防に関する啓発及びがん検診の実施
- 国保いきいき健診及び特定保健指導の実施
- 生活習慣病予防のための支援や啓発
- 歯科保健に関する啓発及び歯科健診の実施

2 感染症予防の推進

- 定期予防接種の接種勧奨や任意予防接種の助成等により、予防接種を受けやすい環境をつくり、個人の病気の予防や感染症まん延の防止を図ります。
- 国や県、医師会等の関係機関と連携し、正しい感染症情報の提供や予防・まん延防止等の普及啓発に努めます。

<主な取組>

- 感染症予防の啓発と予防接種の実施
- 新型インフルエンザ*等の対策に関する体制の充実

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
がん検診受診率	18.5%	22.4%	25.0%
特定保健指導対象者の減少率※	17.8%	18.2%	25.0%以上

※特定保健指導対象者（特定健診の結果、検査値（血糖、脂質、血圧）や肥満（腹囲等）、喫煙の項目に該当があり生活習慣病の発症リスクが高いものの、生活習慣の改善により発症予防に期待ができる人）について、2008（平成20）年度の対象者を100%とした場合の減少率

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	- 家庭では、食習慣や運動習慣等の適切な生活習慣を身に付けるよう心掛けましょう。 - 定期的に健診を受け、自分の健康状態を自覚し、生活改善の必要性を理解した上で、生活習慣病の予防のための食事や運動などを実践しましょう。 - 日頃から感染症に関心を持ち、情報を得るとともに、手洗い・うがい・せきエチケット等に努め、予防接種を受けるなど感染症の予防に努めましょう。
地域の役割 (共助)	- 地域の行事や職場等で食生活改善や運動など健康に関する知識の普及啓発、個人の実践に結びつくよう声を掛け合いましょう。 - 地域や職場で誘い合って特定健診やがん検診を受けましょう。



健康づくり教室（ウォーキング）



禁煙週間・受動喫煙防止の啓発（市役所庁舎）

基本目標 1 子育てといきいきとした暮らしを応援するまち

施策目標 1-3

高齢者が生きがいをもって生活している

◆現状と課題

- 高齢者人口が増加する中、介護を要する高齢者や認知症高齢者の増加、高齢者の社会的孤立や虐待等の課題を多く抱えています。
- 全ての高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らしながら、健康で自立した生き方ができるような地域社会の実現が求められています。このため、高齢者の実情や高齢者を取り巻く地域の特性を踏まえ、地域ぐるみで高齢者を支え、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供できる「地域包括ケア」を推進していくことが重要です。
- 高齢者が地域社会と積極的に関わりながら、生きがいのある生活を送ることができる生活環境の整備や高齢者自らの経験や能力を活かし、地域の活性化に貢献できる社会づくりが必要となっています。
- 高齢者が参加し活躍できる地域活動やボランティア活動等の機会や場づくりは、高齢者の積極的な社会参加を促進する上で重要な課題となっています。

◆基本方針

- 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、社会参加を促進するとともに、身近な居住環境の整備を進めます。
- 高齢者がいつまでも長生きし、元気に自立して暮らすことができるよう、疾病予防、介護予防を進めるとともに、地域での支え合いの体制づくりを進めます。



◆施策の体系

施策 1-3-1

施策細目

高齢者の
社会参加の促進

- (1) 高齢者が地域で活躍できる環境づくりの推進
- (2) 高齢者の参加の場づくりの推進

施策 1-3-2

施策細目

高齢者が安心して
生活できる
環境づくりの推進

- (1) 高齢者が安心して生活できる体制づくりの推進
- (2) 介護予防の推進

◆施策に関連する計画等

施策 1-3-1 高齢者の社会参加の促進	岩国市高齢者保健福祉計画 (老人福祉計画及び介護保険事業計画)
	岩国市中山間地域振興基本計画 (再掲)
施策 1-3-2 高齢者が安心して生活できる 環境づくりの推進	岩国市高齢者保健福祉計画 (老人福祉計画及び介護保険事業計画) (再掲)
	岩国市中山間地域振興基本計画 (再掲)



老人クラブ文化祭



高齢者ボランティアグループの活動

■具体的な施策と内容

1 高齢者が地域で活躍できる環境づくりの推進

- 能力や経験を活かし、地域の支え手として活躍してもらえるよう、地域社会での活躍の場の確保を促進します。
- 地域の中でいきいきと生活できるように、ボランティア活動等の社会参加・社会貢献の機会拡充と参加促進を図ります。

<主な取組>

- 高齢者の社会参加の促進
- 高齢者ボランティアグループの活動への支援

2 高齢者の参加の場づくりの推進

- 住民が各地区の集会所等を利用し、自主的に運営している「ふれあいいいききサロン」や自主グループについてその活動を支援します。
- 老人クラブへの加入促進を図るとともに、心身の健康増進のためのスポーツ活動や文化・芸術活動の支援を行います。

<主な取組>

- ふれあいいいききサロンの充実
- 老人クラブ活動への支援

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
老人福祉センター利用者数	51,108人	51,408人	51,608人
老人クラブ会員数	5,956人	5,956人	5,956人

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	●高齢者自らが目標をもち、生きがいづくりや社会参加に努め、地域での支えあいに積極的に参加しましょう。
地域の役割 (共助)	●高齢者の社会参加の機運を醸成するとともに、地域ぐるみで高齢者の経験や能力の活用を図りましょう。

施策1-3-2

高齢者が安心して生活できる環境づくりの推進

■具体的な施策と内容

1 高齢者が安心して生活できる体制づくりの推進

- 高齢者自らが利用サービスを選択し、自立した生活を送ることができるよう介護保険サービス及び生活支援サービスの提供の充実を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域や家族の下で、心身共に安心して生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の適切な組合せによる地域包括ケアを推進します。
- 認知症への正しい理解の下に地域の関係機関が連携し、認知症の予防・早期発見・早期対応、認知症高齢者や家族に対する支援の充実を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域全体で見守る体制の整備を促進します。

<主な取組>

- 介護保険制度の円滑な運営
- 認知症対策の推進
- 地域包括支援センターの充実
- 在宅生活支援の推進
- 見守り支援体制づくりの推進

2 介護予防の推進

- 健康維持の指導助言や健康づくりに関する情報を提供し、高齢者の疾病を予防します。
- 高齢者の状態に応じて、継続して一貫性のある介護予防サービスを提供するとともに、高齢者が自主的に介護予防活動に参加し、自ら取り組めるよう支援します。
- 介護予防意識の普及啓発や地域における支えあいの担い手育成等、地域特性に合わせた介護予防活動への取組を推進します。
- 生活習慣の改善や健康に関する知識の普及啓発活動、健康診査の実施を通して、高齢者の自主的な取組を支援します。

<主な取組>

- 高齢者の健康づくりの推進
- 介護予防の推進
- 健康診査の実施

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
認知症サポーター数*	9,922人	10,105人	11,105人
介護認定を受けていない前期高齢者の割合	96.2%	96.5%	96.7%
介護予防事業の参加人数*	5,845人	5,645人	5,845人
居宅サービスの介護保険費用に占める割合	63.5%	65.5%	66.4%

※中間・最終年次の目標値は、2016（平成28）年を基準年次とする高齢者保健福祉計画の算出方法で見込む。

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 高齢者自らは、健康的な生活や病気の予防に努めましょう。 ● 地域での高齢者の支えあいに協力しましょう。
地域の役割 (共助)	● 高齢者の見守り体制の充実を図り、地域ぐるみで高齢者を支えましょう。



ふれあいいきいきサロンによる介護予防活動



基本目標 1 子育てといきいきとした暮らしを応援するまち

施策目標 1-4

障害者が自立し、安心して生活している

◆現状と課題

- 本市において心身に障害のある人は、身体障害者、知的障害者、精神障害者を合わせておよそ8,000人います（2018（平成30）年4月障害者手帳所持者数）。市民一人ひとり、障害者及び障害者がいる家庭を同じ市民として支え、助け合っていくことが必要です。
- 障害者の自立、社会参加の支援等のため、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことを踏まえ、障害者施策における本市の役割も一段と重要性を増し、障害者の地域における自立した生活と一層の社会参加を支援することがこれまで以上に求められています。
- 本市では、岩国市療育センターを拠点として、総合的な療育相談に応じ、専門的な診察や訓練等の場を提供しています。障害者福祉・保健・医療には、高い専門性と知識・技術が求められることから、組織体制の整備とともに、専門職員の配置・育成等、人材確保が急務となっています。
- 障害者について理解し、みんなで支援できるよう、全ての市民にノーマライゼーション*理念の浸透とインクルーシブ社会（地域が受け入れ、必要な援助が提供できる社会）を構築していくことが課題であり、また、家庭において、障害者に対する虐待等が行われないよう、相談体制の充実や養護者・家族等への支援を行っていくことが必要です。

◆基本方針

- 障害者が地域社会と関わりながら、安心して自立した生活を送れるよう、福祉サービスや生活支援の充実を図ります。
- 障害者の人権と尊厳を尊重し、ノーマライゼーションの考え方の下、障害者が安心して暮らすことができる地域社会づくり、生活環境整備を行政・地域・市民が一体となって進めます。

◆施策の体系

施策 1-4-1

施策細目

障害者の地域での
自立に向けた
サービスの充実

- (1) 障害福祉サービス提供基盤の整備
- (2) 障害者の就労の支援と雇用の促進

施策 1-4-2

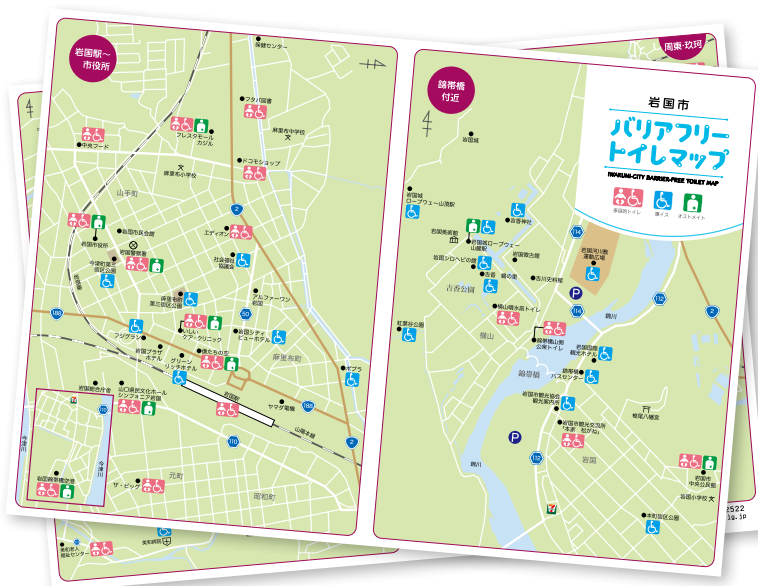
施策細目

障害者の安心して
暮らせる地域づくり

- (1) 障害及び障害のある人に対する理解の促進
- (2) 障害者の居住の安定の確保

◆施策に関連する計画等

施策 1-4-1 障害者の地域での自立に向けた サービスの充実	岩国市障害者計画 (障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)
施策 1-4-2 障害者の安心して暮らせる地域づくり	岩国市障害者計画 (障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)_(再掲)



岩国市 バリアフリートイレマップ

施策 1-4-1

障害者の地域での自立に向けたサービスの充実

■具体的な施策と内容

1 障害福祉サービス提供基盤の整備

- 障害者の日常生活を支える障害福祉サービスの基盤整備を図ります。
- 療育機能の充実を図るとともに、保護者への支援や幼稚園・保育園・学校との連携を進めます。また、相談支援や発達支援の充実を図ります。
- 相談支援事業所*の専門性を高めるとともに、他の援護機関との連携を深めます。
- 発達障害については、保護者等へ早期療育の必要性等の情報提供に努めるとともに、福祉・医療・保健間の連携による利用サービスの充実・提供を図ります。また、地域社会の理解を得ることができるよう啓発を行います。

<主な取組>

- 障害福祉サービスの充実
- 療育の推進
- 障害者相談支援体制の充実
- 発達障害への支援

2 障害者の就労の支援と雇用の促進

- ノーマライゼーションの理念の下、障害者の自立と社会・経済活動への参加等を推進します。
- 生活介護や就労の支援における地域格差、障害特性による支援施設利用の課題を解決するため、福祉・医療・保健の連携によるサービスの相互補完を進めていきます。
- 入所施設等からの地域生活移行の推進と地域定住の促進のため、就労に必要な知識、技術等の習得や福祉的就労作業に従事する場の拡充等、必要な施策を実施します。
- 障害者の日常生活を支援し、社会参加を促進するため、公共交通料金の助成等の支援を引き続き行うとともに、公共施設や交通機関のバリアフリー化を推進します。

<主な取組>

- 就労移行*、就労継続支援*等の充実
- 公共交通料金の助成
- 各施設のバリアフリー化

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
訪問系サービスの利用者数*	190人	204人	215人
障害児等総合療育相談訓練事業の訓練回数*	5,689回	6,140回	6,140回
就労移行、就労継続支援 A 型・B 型の利用者数*	305人	307人	324人

※中間・最終年次の目標値は、2016（平成28）年を基準年次とする障害者計画の算出方法で見込む。

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 障害者自身は社会の一員として、自らの能力を最大限に発揮して、積極的に行動しましょう。
地域の役割 (共助)	● 地域に居住する障害者及び障害者がいる家庭を応援しましょう。 ● 事業所は障害者雇用への理解を深め、積極的に雇用しましょう。



就労継続支援 B 型事業所

施策 1-4-2

障害者の安心して暮らせる地域づくり

■具体的な施策と内容

1 障害及び障害のある人に対する理解の促進

- 保育士・教職員・サービス提供事業者等をはじめ、市民・企業に対し、障害ごとの特性や障害のある人の生活行動上の制約等についての正しい知識の普及に努め、理解の促進を図ります。
- 障害者に対する差別や虐待等が起きないように、障害者の人権を守る取組を推進します。
- 障害者虐待やその疑いのある場合の通報又は相談に的確に対応できるよう、援護のネットワーク化を図るとともに、緊急時における一時保護施設の確保等、体制の整備を図ります。
- 障害者とのふれあい・交流の機会拡充を図ります。

<主な取組>

- 障害者虐待の防止
- 障害者福祉の啓発・広報活動の展開

2 障害者の居住の安定の確保

- 施設入所者の地域生活移行に対応し、グループホーム*（共同生活援助）の整備を促進します。
- 障害者がいる家庭の住宅内・住宅周りのバリアフリー化を支援・促進します。
- ユニバーサルデザイン*の考え方の普及に努め、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを促進します。
- 研修の実施等により、障害者ケアマネジメント*従事者の居住支援力の強化を図ります。

<主な取組>

- グループホームの整備促進
- 地域生活移行及び地域定着の推進

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
グループホームの利用者数*	141人	152人	160人
現施設入所者のうち、 地域生活に移行する者の人数*	0人	6人	8人

※中間・最終年次の目標値は、2016（平成28）年を基準年次とする障害者計画の算出方法で見込む。

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 市民一人ひとは、障害のある人への理解や福祉の心を醸成し、ノーマライゼーションのまちづくりに努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 地域住民同士や行政と連携して、障害者を支援し、障害のある人も安心して暮らすことができる環境づくりに努めましょう。



架け橋プロジェクトでの点字体験



基本目標 1 子育てといきいきとした暮らしを応援するまち

施策目標 1-5

適切な医療が受けられる環境が 整っている

◆現状と課題

- 急速な高齢化の進行や生活習慣病対象者の増加等を背景とした疾病構造の変化等に伴い、保健・医療を取り巻く状況は大きく変化しています。こうした中、平成 30 年度岩国市民満足度調査によると、「医療環境の整備」を重要視している市民の割合が高く、保健・医療に対するニーズも高度化・多様化しています。
- 新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生や食中毒等による市民の生命・健康を脅かす事態も発生しており、早急な対応が求められています。
- 全国的な地域偏在に伴う医師・看護師不足の状況等から、本市においても、病院・診療所における医師・看護師等の医療スタッフの確保・育成が求められており、今後の診療体制や設備等に関する整備の方向性が検討課題となっています。
- 市北部を中心とする中山間地域においては、市立の病院・診療所以外に医療機関が少なく、地域住民は身近で医療サービスを受けにくい状況となっています。診療所の設備の充実や地域医療支援病院との連携、住民の通院手段の確保等、へき地医療提供体制の充実が求められています。
- 高齢化社会の進行により、救急医療の需要は質・量とも大きく変化してきており、市民の安心・安全を確保するため、救急医療体制の充実に努めるとともに、救急医療の適切な受診対応の普及啓発等に努める必要があります。
- 在宅で暮らす高齢者の増加が見込まれることから、在宅での医療、リハビリテーション*を支える仕組みづくりを推進することが必要となっており、医療と介護・福祉との連携によるサービスの充実が課題となっています。

◆基本方針

- どこでも誰もが安心して質の高い医療サービスを受けることができるよう、医療施設・機器等の整備や救急医療体制の堅持に努めます。
- 医療・保健・福祉に携わる人材を確保・育成するとともに、関係機関の協調・連携に努めます。

◆施策の体系

施策 1-5-1

施策細目

医療体制の堅持

- (1) 市立の病院・診療所の医療施設等の整備
- (2) 医師・看護師等医療スタッフの確保・育成
- (3) 救急医療体制の堅持

施策 1-5-2

施策細目

在宅医療の推進

- (1) 医療と介護の連携体制の構築

◆施策に関連する計画等

施策 1-5-1 医療体制の堅持	岩国市地域医療計画
	岩国市中山間地域振興基本計画〔再掲〕
施策 1-5-2 在宅医療の推進	岩国市地域医療計画〔再掲〕
	岩国市高齢者保健福祉計画 (老人福祉計画及び介護保険事業計画)〔再掲〕



岩国市地域包括ケア推進大会

施策1-5-1

医療体制の堅持

■具体的な施策と内容

1 市立の病院・診療所の医療施設等の整備

- 市立の病院・診療所の医療施設等の整備を行い、より安心・安全な医療施設とします。
- 安心して医療サービスを受けることができるよう、医療サービスの機能強化に向けた整備や支援等を行います。
- 市民が等しく適切な医療を受けることができるよう、へき地医療提供体制の堅持に努めます。

<主な取組>

- 市立病院の施設等の整備
- 市立診療所の医療機器の整備

2 医師・看護師等医療スタッフの確保・育成

- 本市の限られた医療資源と協調し、情報の共有化や多職種連携を図るとともに、山口県・市・医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係機関がそれぞれの役割を担い、市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「支えあい、地域で安心して暮らせる医療環境の確立」を目指します。
- 看護学生に対する支援等、看護師や准看護師の確保に努めます。

<主な取組>

- 医師・看護師等の確保

3 救急医療体制の堅持

- 救急医療機関相互の役割分担等について協議・検討を行い、救急医療体制の堅持に努めます。
- 救急医療の適切な受診対応の普及啓発を推進します。

<主な取組>

- 救急医療機関への支援と救急医療の適切な受診のための普及啓発活動の推進

■達成度を測る指標

項 目		基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
岩国市の医師数*		294人 2016 (平成28) 年	302人 2018 (平成30) 年	311人 2020 (平成32) 年
	うち市立病院	8 人 2016 (平成28) 年	8 人 2018 (平成30) 年	8 人 2020 (平成32) 年
岩国市の看護師数 (准看護師を含む。)*		2,202人 2016 (平成28) 年	2,282人 2018 (平成30) 年	2,362人 2020 (平成32) 年
	うち市立病院	45人 2016 (平成28) 年	47人 2018 (平成30) 年	48人 2020 (平成32) 年

※2016 (平成28) 年実績は2018 (平成30) 年に公表、2018 (平成30) 年実績は2020 (平成32) 年に公表予定、2020 (平成32) 年実績は2022 (平成34) 年に公表予定。

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 身近に相談できる病院や診療所を持って、健康管理や疾病の予防に努めましょう。 ● 病気やけがに対する知識を深め、応急手当を習得しましょう。 ● 不要不急の救急要請は避けるように努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 地域の医療提供体制を堅持するため、地域でできることを話し合い、行動しましょう。



岩国市立美和病院 (美和町茨前)



岩国市立錦中央病院 (錦町広瀬)

施策1-5-2

在宅医療の推進

■具体的な施策と内容

1 医療と介護の連携体制の構築

- 市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護が連携・協働して支援する体制について、在宅医療に関する情報の共有化を図った上で、医師会や医療機関等の多職種が連携し、医療と介護の連携体制（在宅での看取り*を含む。）の構築に努めます。
- 団塊世代の高齢化対策として、かかりつけ医を持つことの意義や必要性等、在宅医療に関する取組等の啓発に努めます。

<主な取組>

- 医療と介護の連携体制（在宅での看取りを含む。）の構築

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
協議会等の開催回数	11回	14回	16回
医療・介護連携に関する普及啓発の実施回数	2回	3回	4回
多職種連携研修等に参加した医療・介護関係機関数	21機関	40機関	50機関

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 病気の予防に留意した生活を送るよう努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 地域の医療・保健・福祉・介護のネットワークづくりに努めましょう。 ● 地域の医療提供体制を堅持するため、市・医師会・歯科医師会・薬剤師会等の多職種間の協調・連携に努めましょう。



基本目標2

空港を軸とした活力ある
産業と観光のまち

基本目標 2 空港を軸とした活力ある産業と観光のまち

施策目標 2-1

市内各地がつながり、多くの観光客でにぎわっている

◆現状と課題

- 本市は、寂地山・羅漢山・瀬戸内海・錦川といった豊かな自然に恵まれるとともに、日本三名橋の一つとして名高い錦帯橋をはじめ、岩国城・寂地峡・とことこトレイン・地底王国美川ムーバレー・弥栄湖等の自然と調和する美しい観光資源が点在しています。また、「錦帯橋のう飼」をはじめ、地域の歴史を物語る有形・無形の伝統・文化財が存在しています。特に錦帯橋は、毎年約 65 万人の入橋者がある県内有数の観光名所となっています。
- 本市における観光の特徴としては、錦帯橋を中心とした通過型の観光地となっており、2017（平成 29）年における市全体の観光入込客*のうち、日帰り客が 9 割程度を占めていることから、市内各地の観光資源を積極的に活用した滞在型・周遊型の観光地づくりが課題となっています。
- こうした中、錦帯橋の世界文化遺産*登録に向けた取組を展開するとともに、市全域の自然資源や歴史・文化資源を積極的に活用した体験型観光の開発をはじめ、山口県内や広島都市圏等との広域交流の促進により、地域活性化を図っていくことが求められます。また、岩国錦帯橋空港の利活用により、首都圏や沖縄からの来訪者との交流も期待されるところです。
- 観光の振興等による「交流人口」の増加は、消費の拡大や地元経済を活性化させるとともに、まちのにぎわいの創出につながることを期待されます。また、来訪者と地域住民とのふれあいにより心の豊かさや絆が深まるような、広がりや深みのある交流が求められています。
- 市民自らが身近な地域資源に目を向け、その魅力を再認識するとともに、地域独自の行事やイベント等を通じ、異なる地域住民同士の交流を進め、市民の一体感の醸成を図っていくことが求められます。
- 全国的に外国人観光客が増加する中で、本市を訪れる外国人観光客も増加傾向にあり、外国人観光客の受入体制の充実を図るなど、インバウンド観光への対応も求められています。

◆基本方針

- 多くの人が訪れ、滞在し、交流する観光都市を目指し、錦帯橋をはじめとした市内各地に点在する魅力ある観光資源や周辺地域の観光地と連携した取組を進めます。
- 全国、海外から観光客に訪れてもらえるよう、岩国錦帯橋空港のPRや多様な手段を活用した観光情報の発信を行うとともに、おもてなしの心あふれる受入体制づくりを進めます。



◆施策の体系

施策 2-1-1

施策細目

観光交流の推進

- (1) 観光交流人口の拡大
- (2) 観光情報の発信
- (3) 体験型観光の推進

施策 2-1-2

施策細目

観光交流基盤の整備・充実

- (1) 観光・交流設備の充実

◆施策に関連する計画等

施策 2-1-1 観光交流の推進	岩国市観光ビジョン
	岩国市シティプロモーション*戦略
	岩国市中山間地域振興基本計画 _(再掲)
施策 2-1-2 観光交流基盤の整備・充実	岩国市観光ビジョン _(再掲)



とことこトレイン



錦帯橋



本家 松がね



地底王国美川ムーバレー

■具体的な施策と内容

1 観光交流人口の拡大

- 「錦帯橋のう飼」を保存・伝承するとともに、市内随所に点在する観光資源を磨き、錦帯橋とこれら魅力あふれる観光資源を結ぶ市内周遊の観光ルートを構築することで、宿泊を含んだ滞在型観光客の増加を図り、観光における消費の拡大を目指します。
- 「錦帯橋」の世界文化遺産登録に向けた活動を推進し、積極的にPRすることで知名度を上げ、観光客等の増加を図ります。
- 岩国錦帯橋空港を核に近隣の空港や観光地を結ぶ広域観光の促進を図ります。
- 外国人観光客等に対する無料公衆無線LAN*の整備や観光案内所での多言語対応など、受入体制の充実を図ります。

<主な取組>

- 錦帯橋世界文化遺産登録に向けた活動の推進
- 広域観光ルートの設定
- 市内観光ルートの設定
- 「錦帯橋のう飼」の保存・伝承
- インバウンド対策の強化

2 観光情報の発信

- 新たな市内の魅力・観光資源を発掘・開発し、ホームページ*やSNS*、パンフレット等、あらゆる媒体を積極的に活用して、市内外への情報発信を行います。
- 市民活動団体や関係機関と連携・協力して、イベントの充実や観光宣伝隊の派遣等を積極的に実施し、広域的な交流を支援し、観光客の誘致を図ります。
- 主要な観光地における情報発信機能の充実を図ります。また、外国人観光客等に配慮した情報提供に努めます。

<主な取組>

- 観光イベントの充実
- 効果的な情報発信の充実
- 案内板等の多言語表記

3 体験型観光の推進

- 自然資源や歴史・文化資源、地域の食材・食文化等を発掘・活用し、都市と農山漁村との交流や体験学習の充実を図ります。また、自然と親しむことができる機会を提供し、市民間の交流を促進します。
- 体験型旅行の誘致・推進により、地域全体で都市部からの住民を受け入れ、一緒になって体験することで、地域住民と都市部住民の交流を深めます。

<主な取組>

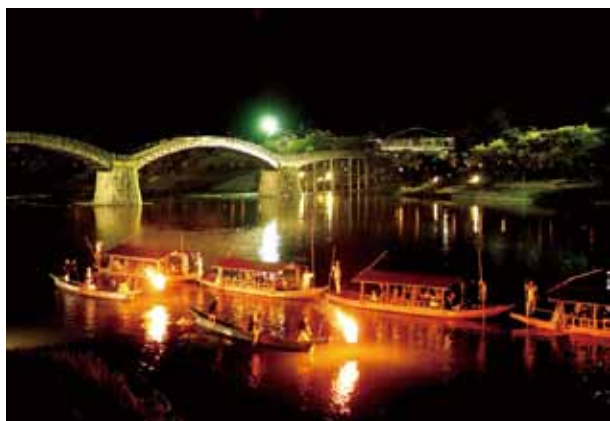
- 自然体験教室の開催
- 体験型旅行の誘致

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
観光入込客数	333万人 2017 (平成29) 年	376万人 2020 (平成32) 年	420万人 2022 (平成34) 年
延べ宿泊者数	23万人 2017 (平成29) 年	25万人 2020 (平成32) 年	27万人 2022 (平成34) 年
観光情報ホームページ閲覧数	35万件 2017 (平成29) 年	37万件 2020 (平成32) 年	40万件 2022 (平成34) 年
外国人観光入込客数	7万人 2017 (平成29) 年	9万人 2020 (平成32) 年	10万人 2022 (平成34) 年

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 地域の魅力を発見し、積極的なPRに努めましょう。 ● 来訪者へのおもてなしの心を大切に、温かく迎え入れましょう。
地域の役割 (共助)	● 地域や団体の特性を活かし、観光事業等に取り組みましょう。 ● 内外に向けた地域の魅力や観光資源のPR、ボランティアの育成に努めましょう。



錦帯橋のうけ



体験型観光 (沢下り体験)

■具体的な施策と内容

1 観光・交流設備の充実

- 観光ガイドに観光アプリケーション等を利用し、ボランティアガイドの充実と合わせて多様なニーズに応えることができる観光基盤整備を進めます。
- 観光資源の管理や整備等に積極的に取り組み、観光施設の利便性の向上、安全性の確保や機能保全に努めます。
- 国による（仮称）航空博物館の整備の実現に向け、要望活動を行います。

<主な取組>

- 観光アプリケーションの充実
- 観光施設の整備
- 国による（仮称）航空博物館の整備に向けた要望

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
観光アプリアクセス数	2.7万件 2017 (平成29) 年	3.3万件 2020 (平成32) 年	4.0万件 2022 (平成34) 年
主な観光・交流施設の年間利用者数	130.4万人 2017 (平成29) 年	142.8万人 2020 (平成32) 年	156.2万人 2022 (平成34) 年
錦帯橋	67.7万人 2017 (平成29) 年	76.0万人 2020 (平成32) 年	85.0万人 2022 (平成34) 年
ロープウェー	37.2万人 2017 (平成29) 年	39.6万人 2020 (平成32) 年	42.0万人 2022 (平成34) 年
とことこトレイン	2.1万人 2017 (平成29) 年	2.3万人 2020 (平成32) 年	2.5万人 2022 (平成34) 年
地底王国美川ムーバレー	7.0万人 2017 (平成29) 年	7.8万人 2020 (平成32) 年	8.7万人 2022 (平成34) 年
潮風公園みなとオアシスゆう	16.3万人 2017 (平成29) 年	17.1万人 2020 (平成32) 年	18.0万人 2022 (平成34) 年

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	●市内の観光・交流施設を積極的に利用し、市民同士の交流に努めましょう。
地域の役割 (共助)	●地域の観光資源や観光・交流施設の管理に協力し、訪れる人を温かく迎え入れるよう努めましょう。

基本目標 2 空港を軸とした活力ある産業と観光のまち

施策目標 2-2

地場産業に活力があり、 雇用が拡大している

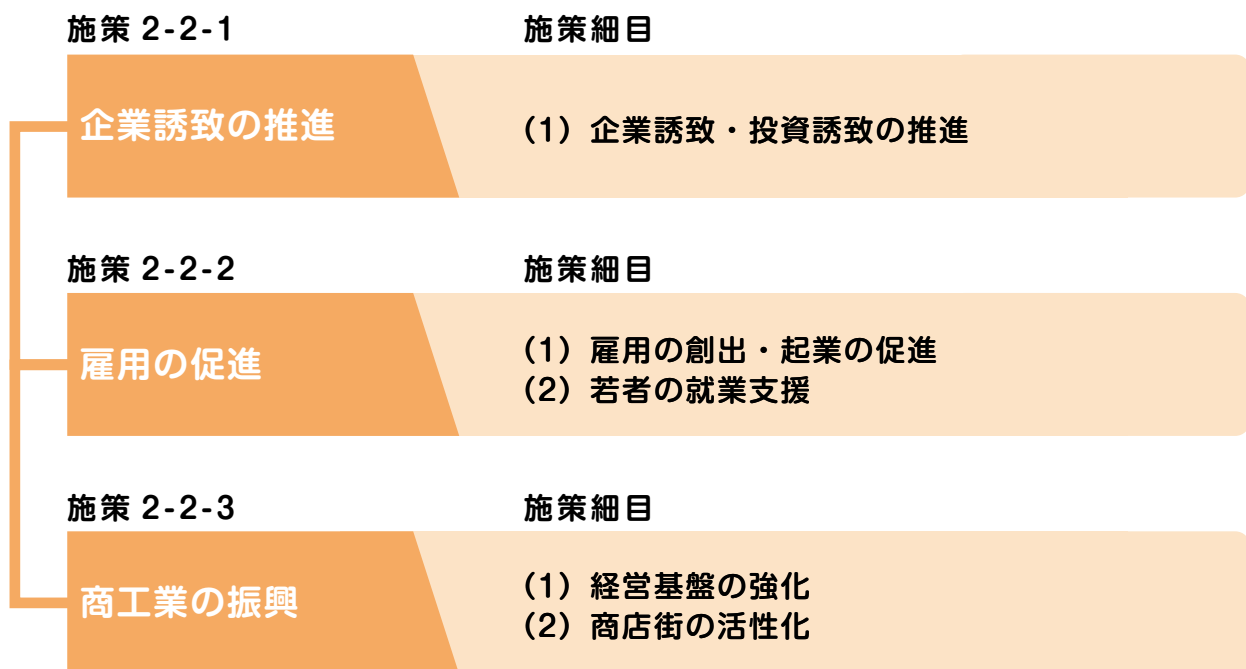
◆現状と課題

- 国内企業における製造拠点の縮小・再編やアジア諸国等への進出による国内産業の空洞化の一方、世界経済の回復や新興国の所得増加に伴う輸出の拡大により、国内景気は改善されているものの、人口の減少や若年層の人口流出による労働力不足などから、地場産業の活力は力強さを欠いています。
- 企業誘致については、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたインフラ建設等の需要の高まりや東日本大震災後の企業のリスク分散などにより、事業所移転や設備投資の動きが活発になっており、用地の確保や誘致促進策の充実だけでなく、的確な情報収集や本市の持つ優位性の情報発信が重要な取組となっています。
- 既存産業の振興策として、資金・設備・技術・人材等の企業の持つ様々な経営基盤の有効活用に向けた働き掛けや事業活動への各種支援が求められています。
- 地域経済を活性化するために、既存産業の振興とともに、人手不足に対応した技術革新の支援や起業の促進を図ることが求められています。このため、技術開発や起業しやすい環境づくり、支援制度の充実等を図っていく必要があります。また、若者の市外流出を防ぐため、市内での雇用創出や若者の就業支援の充実が必要です。
- 商業は、人口減少による購買力の低下や商圈の広域化、消費者ニーズの多様化・高度化等による購買力の流出が見られ、市内各地の商店街は、経営者の高齢化や後継者の不足等から厳しい経営環境にあります。
- 商工業は、経済活動の基盤であり、市民にとっての多様な就業の場、また、買物等の生活や都市のにぎわいの場であることから、環境整備や経営支援を推進する必要があります。

◆基本方針

- 新たな企業が育ち、若者が地元で働くことができるまちを目指し、企業誘致を図るとともに、起業化を促進します。
- 企業誘致や地域に根付いてきた既存産業の振興を図るため、広域交通網の整備促進や岩国錦帯橋空港・岩国港の有効活用をはじめとした基盤づくりや各種支援の充実を図ります。

◆施策の体系



◆施策に関連する計画等

施策 2-2-1 企業誘致の推進	岩国市中小企業、小規模企業及び小企業振興基本計画
施策 2-2-2 雇用の促進	岩国市中小企業、小規模企業及び小企業振興基本計画 ^{〔再掲〕}
施策 2-2-3 商工業の振興	岩国市中小企業、小規模企業及び小企業振興基本計画 ^{〔再掲〕}
	岩国市中心市街地活性化基本計画
	岩国市中山間地域振興基本計画 ^{〔再掲〕}



進出協定書調印式

施策2-2-1

企業誘致の推進

■具体的な施策と内容

1 企業誘致・投資誘致の推進

- 空港関連産業をはじめとする新産業等、雇用吸収力の高い今後の成長産業の誘致を図ります。
- 市内への企業立地等に係る優遇条例を検討し、各種優遇・支援制度を整備します。
- シティプロモーションと連携し、本市の利点や工業団地に関する情報発信、市外企業への広報・宣伝活動を行い、戦略的に企業誘致を進めます。
- 幹線道路網や港湾等、産業活動を支援する適切な基盤整備を促進します。
- 情報通信産業、コンテンツ*産業等、テレワーク*可能な企業のサテライトオフィス*等の誘致も進め多様な業種の企業進出を働きかけます。

<主な取組>

- 企業誘致や投資促進のための優遇・支援制度の整備
- 幹線道路網等の整備促進
- 情報通信産業やコンテンツ産業等の多様な働き方のできる業種の誘致推進

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
進出協定書調印企業数※ ¹	2 社	8 社	12社
事業所数※ ²	158事業所 2017 (平成29) 年	160事業所 2020 (平成32) 年	162事業所 2022 (平成34) 年
従業員数※ ²	8,163人 2017 (平成29) 年	8,180人 2020 (平成32) 年	8,200人 2022 (平成34) 年

※ 1 計画期間内の累計 ※ 2 「工業統計調査」数値

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 市内の産業に対する理解を深め、企業と共に地域の活性化に努めましょう。
地域の役割 (共助)	

■具体的な施策と内容

1 雇用の創出・起業の促進

- 市内企業への就業機会拡大の要請活動を行います。
- 関係機関と連携し、創業、起業家の育成のための制度の周知、研修機会の提供等の施策を実施し、創業者を増やし地域に活力を与えます。

<主な取組>

- 市内企業への地元雇用の要請
- 創業するための支援制度の整備
- 創業後の安定した事業運営のための支援環境の整備

2 若者の就業支援

- 市内の事業所や高等学校等の教育機関との連携を強化し、若者の就業機会の拡充を図ります。
- 魅力ある採用情報発信を促進し、新規高卒者や本市出身大学生の地元就業の拡大を図ります。

<主な取組>

- 職業理解セミナーの実施
- 関係機関との連携による地元企業への新規学校卒業予定者等の雇用促進

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
市内有効求人倍率	1.45倍 2017 (平成29) 年	1.45倍 2020 (平成32) 年	1.45倍 2022 (平成34) 年
新規高卒者の就職率	99.3% 2017 (平成29) 年	99.5% 2020 (平成32) 年	99.5% 2022 (平成34) 年

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 学生や求職者は、積極的な就業意識をもち、資質向上や自己啓発に努め、社会の一員として働くよう努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 地域全体で就業機会拡大のための情報を共有し、働く場の創出を図りましょう。 ● 事業所は、経営の安定化や雇用の拡大を図るとともに、勤労者への研修や福利厚生の実施等に努めましょう。

施策2-2-3

商工業の振興

■具体的な施策と内容

1 経営基盤の強化

- 各種融資制度等の充実により、新規創業を支援するとともに、企業経営の安定化を促進し、既存商工業の振興を図ります。
- 地域に根付きやる気のある事業者が行う、ヒト・モノ・カネ・情報等の経営資源の確保・充実を図るための様々な取組を積極的に支援します。
- 商工業振興の拠点となる（仮称）山口県東部産業振興センターの整備に向け、山口県に対し要望活動を行います。

<主な取組>

- 岩国市制度融資の促進
- 企業訪問の強化
- 人材育成に資する支援制度の整備
- 経営に関する相談支援体制の構築
- （仮称）山口県東部産業振興センターの整備要望

2 商店街の活性化

- 商店街を含む地域の活性化に向けて、魅力ある都市基盤整備・環境整備を推進します。
- 新規創業を支援するなど、商店街の空き店舗の有効利用を促進します。
- 商店街等のイベントや広報・宣伝等、にぎわいの創出のための取組を促進します。
- 米軍関係者や外国人観光客等に対応するため、商店街等へのキャッシュレス決済*の導入を推進します。

<主な取組>

- 中心市街地活性化の推進
- 魅力ある商店街づくりの支援
- キャッシュレス決済導入の啓発活動

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
岩国市制度融資件数	212件	230件	240件
商店街の空き店舗率	9.9% 2017 (平成29) 年	9.5% 2020 (平成32) 年	9.0% 2022 (平成34) 年

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 地元の商店街、商店を積極的に利用し、にぎわい創出に協力しましょう。
地域の役割 (共助)	● 地域のイベント等と一緒にって取り組み、地域の活性化に努めましょう。



職業理解セミナー



人材確保セミナー



岩国駅前商店街のイベント



岩国祭

基本目標 2 空港を軸とした活力ある産業と観光のまち

施策目標 2-3

魅力的でにぎわいにあふれた 中心市街地となっている

◆現状と課題

- 岩国駅周辺は、以前から商業・公共等の様々な施設が集まり、人々の生活や交流の場でしたが、近年は、自家用車の普及や商業を取り巻く環境の変化による消費の流出、人口減少と高齢化等を背景に、衰退・空洞化が深刻化しています。
- 岩国駅前周辺（中心市街地）には、アーケードが設置されており、商店をはじめ、銀行やオフィス等の事業所・医療機関・官公庁等が立地し、また、公共交通機関、道路や下水道等の都市基盤施設が比較的充実しています。しかし、通行量の減少と空き店舗の増加が進んでいたため、2014（平成26）年度に「岩国市中心市街地活性化基本計画」を策定し、計画の基本テーマである「県東部の中核都市にふさわしい『多くの人が集まり、楽しく暮らせるにぎわいのあるまちづくり』」に向けて官民が一体となって計画に掲載された事業を推進しています。
- 上記取組の結果、空き店舗率の減少など一定の成果はあげていますが、歩行者通行量については依然として減少傾向にあり、引き続き、計画に掲載された事業を推進することと併せて、まちの集客力及び回遊性を高める核となる拠点施設の整備といった新たな事業の推進が必要となっています。
- 都市の活力を醸成し、市民の快適な暮らしを維持していくためには、これまで蓄積し、優先的に整備してきた都市施設等を有効に活用するとともに、その地域に住み、事業を営む人がお互いに連携し、まちのにぎわいや個性を創出していくことが必要です。また、行政には、このような地域の取組を支援するとともに、交通・交流基盤の強化や商業環境の形成を促進することが求められています。

◆基本方針

- 中心市街地を活性化し、にぎわいのある都市拠点の形成を図るため、魅力ある商業空間を創出し、交流の場づくりを進めるとともに、多くの人にとって住みよい環境づくりを進めます。

◆施策の体系

施策 2-3-1

施策細目

中心市街地の再生

(1) 中心市街地活性化の推進

◆施策に関連する計画等

施策 2-3-1
中心市街地の再生

岩国市中心市街地活性化基本計画_(再掲)

岩国市都市交通戦略



整備済みの J R 岩国駅と整備を行う駅前広場（西側）2019（平成31）年 1 月時点

施策2-3-1

中心市街地の再生

■具体的な施策と内容

1 中心市街地活性化の推進

- 2014（平成26）年度に策定した「岩国市中心市街地活性化基本計画」に基づき、計画の基本テーマである「県東部の中核都市にふさわしい『多くの人が集まり、楽しく暮らせるにぎわいのあるまちづくり』」に向けて官民が一体となって計画掲載事業を推進しています。
- 公共交通機関の結節点である岩国駅周辺の整備事業を行い、中心市街地内相互の交流、中心市街地周辺地域との交流に必要な利便性の向上を図ります。
- にぎわいの拠点となっている商店街や一定の商店が集積している区域を中心に、魅力ある商業空間の形成を図ります。
- 岩国駅周辺における民間事業者による自主的なまちづくりについて、官民それぞれの役割分担を踏まえながら連携し、事業の推進を図ります。

<主な取組>

- 岩国駅東西駅前広場等の再整備による交通環境の整備改善
- 店舗のリニューアルや起業支援、空き店舗活用の奨励等、商業の活性化
- まちの集客力及び回遊性を高める拠点施設の整備等、にぎわいの創出及びまちなか居住の促進

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
中心市街地区域における店舗数	707店	710店	712店
中心市街地の歩行者通行量	28,868人	32,400人	34,800人

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 交流の場、暮らしの場として、中心市街地を積極的に利用するとともに、誇れるまちの再生に向け、市民一人ひとりが積極的に協力しましょう。
地域の役割 (共助)	● 中心市街地の地域住民組織や活動団体は、まちづくりに対する意欲を高め、積極的にまちなか再生に協力するよう努めましょう。

基本目標 2 空港を軸とした活力ある産業と観光のまち

施策目標 2-4

空港・港湾が盛んに活用されている

◆現状と課題

- 岩国錦帯橋空港は、2012（平成 24）年 12 月に軍民共用空港として開港し、現在、東京（羽田）線は 1 日 5 往復、沖縄（那覇）線は 1 日 1 往復運航しています（1 日 6 往復 12 便）。空港利用者は順調に推移し、2017（平成 29）年 3 月には沖縄（那覇）線の通年運航化、同年 12 月には空港利用者 200 万人を達成しています。岩国錦帯橋空港の利活用については、地域の航空需要への対応のみならず、観光の振興・新産業の創出・空港関連企業等の誘致による就業環境の向上とともに、地域の活性化が期待されていることから、本市の重要な取組となっています。
- 岩国錦帯橋空港の利便性を向上させるため、岩国大竹道路や岩国南バイパス南伸等のアクセス道路の早期整備を推進することは、企業誘致にも好影響を与える都市インフラとして必要です。
- 岩国港は、1992（平成 4）年に東南アジアを中心とした外貿コンテナ航路が開設され、現在、週 5 便の外貿コンテナ航路が運航しています。港湾取扱貨物量は、年間約 1,500 万トンで、原油の移入、石油製品・重油の移出・輸出が多くを占めています。
- 岩国港は、大型船の入港が容易であるなど、港湾条件に恵まれています。現在の港湾施設は、コンテナとバラ貨物*が混在している、危険物の取扱いが多い、小型船の安全な泊地がないなどの問題点があることから、取扱貨物の特性に応じた機能分離や、臨港道路の整備等が進められています。
- 岩国港は市街地に近く、クルーズ船*の寄港実績もあり、2017（平成 29）年 7 月から 13 万トン級の大型クルーズ船の接岸が可能となりました。今後、大型クルーズ船の寄港誘致の実現を図ることにより、観光客の受入れ等、商港としての多機能化・多面的な活用が期待されます。

◆基本方針

- 国内外に開かれ、人・モノ・情報の交流が盛んなまちとしての発展を目指し、岩国錦帯橋空港・岩国港の機能強化、周辺基盤整備を進めるとともに、利用者の利便性向上を図り、多面的な活用を促進します。

◆施策の体系

施策 2-4-1

施策細目

空港・港湾の活用

- (1) 空港の利用促進
- (2) 港湾の利用促進

施策2-4-1

空港・港湾の活用

■具体的な施策と内容

1 空港の利用促進

- 市内外に対して広報・宣伝活動を実施します。さらに、空港利用促進に向けた取組を実践します。
- 関係機関と連携し、空港の利便性向上に向けた取組や空港施設の機能向上、アクセス道路を含む周辺施設の整備を推進します。
- 空港利用の利便性が高い既存企業用地及び工業団地の活用を推進します。
- 地域ブランド*の発信拠点としての活用を図り、特産品の販路拡大を支援します。

<主な取組>

- 空港利活用の促進
- 幹線道路網等の整備促進〔再掲〕

2 港湾の利用促進

- 臨港道路の整備等、施設整備を促進し、利便性の向上を図ります。
- 港を利用する企業の誘致や市内既存企業の船舶輸送利用を促進するなど、利活用の拡大を図ります。

<主な取組>

- 岩国港の利用促進
- 港湾施設の整備促進
- 客船の寄港誘致

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29)年度	中間年次 2020 (平成32)年度	目標年次 2022 (平成34)年度
空港の利用者数	50万人	51万人	51万人
岩国港での取扱貨物量	1,341万トン 2017(平成29)年	1,700万トン 2020(平成32)年	1,860万トン 2022(平成34)年

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 市民は空港の使いやすさを認識し、積極的に利用するよう努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 農林水産業関係者や商工業事業者は、貨物の輸送等に空港や岩国港を活用するとともに、PR活動に協力するよう努めましょう。

基本目標 2 空港を軸とした活力ある産業と観光のまち

施策目標 2-5

農林水産業の経営が安定し、担い手が 増えている

◆現状と課題

- 本市の農業は、沿岸部のれんこん栽培や都市近郊の野菜生産が多いことが特色で、中山間地域では稲作、畜産のほか、わさびやコンニャクの栽培が行われています。しかし、高齢化や後継者不足等により農家数が減少し、遊休農地化が進んでおり、地域によっては、狭い農道や狭小な農地等、生産基盤の脆弱さ等の問題も抱えています。
- 農業の将来を担う後継者や新規就農者を育成するとともに、魅力的でやりがいのある産業とするための農業経営支援や農業環境の向上を図り、生産性を向上させる必要があります。また、農産物の流通経路の確立、販売促進・消費拡大や生産から加工販売までの6次産業化*を推進する必要があります。
- 本市は、森林面積が広いにもかかわらず小規模林家が多く、高齢化が進んでいることや植林から伐採まで長期にわたり多大な労力・経費を要すること、木材価格の低迷による採算性の悪化等により、林業経営に対する意欲が低下し、未整備森林が増加傾向にあります。
- 森林組合をはじめとして、造林、間伐等の森林整備を実施していますが、低コストで効率的に木材搬出を促進するため、林道整備や省力化が必要となっています。また、公共建築物等での利用等、積極的な木材利用の推進が課題となっています。
- 水産業は、瀬戸内海沿岸でタイ・タコ・サワラ・ヒラメ・カレイ・アサリ等が水揚げされ、アユ等の内水面漁業*も行われていますが、水産資源は減少、漁獲高も低下傾向にあります。また、高齢化や後継者不足により、漁業就業者数は減少傾向にあります。
- 将来の水産業を担う後継者や新規就漁者を育成するとともに、漁場環境の維持・向上による資源の保全や栽培漁業の推進が課題となっています。
- 本市の様々な農林水産物のブランド化*は、生産力の強化が課題です。また、農林水産物を通じた生産者と消費者との交流や地産地消を進め、地域の活性化を図ることが必要です。

◆基本方針

- 地域の資源を活かした持続的・安定的な農林水産業を確立するため、農地・森林・漁場等の基盤整備や環境保全を進めるとともに、経営意欲の高い農林水産業の担い手を育てます。
- 岩国の気候や風土により育まれた特徴ある農林・畜産・水産物が地域のブランド品となり、所得の安定化や地域の活性化につながるよう、生産や販路開拓の支援・6次産業化・地産地消を進めます。

◆施策の体系

施策 2-5-1

施策細目

農林水産業を支える
担い手づくり

- (1) 農林水産業の経営支援と育成
- (2) 農林水産業の担い手の確保と育成

施策 2-5-2

施策細目

活力ある
農山漁村づくり

- (1) 農山漁村の生産環境の向上と生産基盤の整備
- (2) 生産・流通・販売の支援
- (3) 農林水産業を活用した交流促進

◆施策に関連する計画等

施策 2-5-1 農林水産業を支える 担い手づくり	岩国市農林業振興基本計画
	岩国市水産業振興基本計画
	岩国市森林整備計画
	岩国市中山間地域振興基本計画 _(再掲)
	岩国市鳥獣被害防止計画
施策 2-5-2 活力ある農山漁村 づくり	岩国市農林業振興基本計画 _(再掲)
	岩国市水産業振興基本計画 _(再掲)
	岩国市森林整備計画 _(再掲)
	岩国ブランド推進基本方針
	岩国市中山間地域振興基本計画 _(再掲)
	岩国市鳥獣被害防止計画 _(再掲)



新規就農希望者向け相談会

■具体的な施策と内容

1 農林水産業の経営支援と育成

- 土地の有効利用と自然環境の保全の観点から、農林業の継続・振興が必要であり、意欲ある集落や農地所有者への支援を行い、農地の保全と農業生産活動を促進します。
- 漁業についても、資源管理・漁業経営安定対策を実施し、経営の安定化を図ります。

<主な取組>

- 「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の活用促進
- 日本型直接支払制度*の活用
- 民有林への植樹や間伐等の施業による林地の整備と保全

2 農林水産業の担い手の確保と育成

- 農林水産業への新規就業者への支援を図るなど、経営意欲の高い担い手を育成します。
- 森林施業の集約化を行い、森林所有者の整備意欲を高めます。

<主な取組>

- 担い手農家の支援と育成
- 新規就農者の支援と育成
- 青年就農者の支援と育成
- 林業従事者の確保と育成
- 森林整備活動を行う者への支援制度の活用
- 新規就漁者の支援と育成

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
中心経営体の経営面積	726ha	791ha	834ha
1 年間の新規就農者の数	3 人	10人	10人
集落営農*法人の延べ数	9 経営体	11経営体	13経営体
J G A P 認証*件数	1 件	1 件	2 件
協同漁業団体数	3団体	3団体	3団体

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 農林水産業関係者は、後継者の育成に努めるとともに、特色ある農林水産物の栽培等、経営の効率化に努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 集落組織等の農林水産業関係団体は、地域の生産者の結束を強め、支えあいや協業により、活力ある農林水産業づくりに努めましょう。

施策2-5-2

活力ある農山漁村づくり

■具体的な施策と内容

1 農山漁村の生産環境の向上と生産基盤の整備

- 優良農地・林道・漁場等の基盤整備や施設管理の省力化・効率化を支援し、経営の安定化を図ります。
- 中山間地域の集落単位等での、共同活動による施設の保全管理や自然環境の保全活動の取組を促進し、農林水産業の生産環境の維持・向上を図るとともに、地域の生活環境の整備を図ります。
- 近年拡大している鳥獣被害を防止するため、有効な対策の実施を図ります。

<主な取組>

- 農地や農道等の農業生産基盤の整備
- 上水道や下水道等の生活環境の整備
- 耕作放棄地の発生防止と農地の有効活用
- 日本型直接支払制度の活用〔再掲〕
- 農林水産物等への鳥獣被害の防止
- 民有林への植樹や間伐等の施業による林地の整備と保全〔再掲〕
- 森林整備活動を行う者への支援制度の活用〔再掲〕
- 森林整備の促進による林業の再生
- 林道等の林業生産基盤の整備
- 港湾・漁港施設及び漁場の整備

2 生産・流通・販売の支援

- 所得の向上につながる農林畜産物及び水産物の生産、生産条件の整備と6次産業化を推進します。
- 特色ある産物が地域のブランド品となるよう、生産支援や販売促進、広報・宣伝活動の支援をします。
- 林業資源の活用として、木造住宅や木質バイオマス*等、木材利用の促進を図ります。
- 生産者・流通関係者・消費者の関係を構築・強化し、流通・販売の拡大を図ります。

<主な取組>

- | | |
|--------------------|------------------|
| ● 水田を活用した農業の所得安定対策 | ● 地域特産物の生産振興 |
| ● ブランド牛の産地づくりの促進 | ● ブランド米の産地づくりの促進 |
| ● 家畜の衛生・安全対策の支援 | ● 6次産業化の支援 |
| ● 青果物の流通販売の促進 | ● 木材の市産市消の促進 |
| ● 木質バイオマス等の木材の利用促進 | ● 栽培漁業の推進 |

3 農林水産業を活用した交流促進

- 朝市や直売所等を巡る体験交流イベントや自然環境と豊かな産物を活かしたグリーン・ツーリズム*等を推進します。
- 体験型観光、食育の取組等と連携して、加工販売施設等を活用し、地場農林・畜産・水産物を食材に使用した料理のPR活動に努めるなど、「人」と「食」との結び付きを深め、地産地消を推進します。

<主な取組>

- 農林水産業に従事する女性組織・グループの活動支援
- 体験交流イベントの開催支援
- 農林水産物の加工販売施設等の活用促進

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
ブランド牛の飼育頭数	49頭	65頭	80頭
都市農村交流人口	10,600人	17,000人	17,000人
林道密度	5.56m/ha	5.58m/ha	5.58m/ha
地場野菜市場供給率	11.2% 2017 (平成29) 年	12.0% 2020 (平成32) 年	12.5% 2022 (平成34) 年
魚礁*設置地点数	85地点	87地点	89地点

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 農林水産業関係者は、農地や森林・漁場等の生産環境の維持保全に努めましょう。 ● 消費者は、森林・農地・水域等の生産環境への理解を深めるとともに、地元産食材や林産物等の消費に努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 地産地消や食育の推進、農地等の生産環境保全に努めましょう。 ● 特産物のブランド化の推進やPRに努めましょう。



高性能林業機械による森林間伐



ブランド牛の飼育

基本目標 2 空港を軸とした活力ある産業と観光のまち

施策目標 2-6

岩国の魅力が広く知られ、 岩国ファンが増えている

◆現状と課題

- 農林水産物・食品だけに限らず、祭りや住環境等、自らのまちが持つ様々な資源や魅力を磨き上げ、価値を高めて、内外へPRすることで知名度や好感度を上げ、地域そのものを効果的に売り込む「シティプロモーション」の取組が全国各地の自治体で進められています。
- 本市への関心を高め、魅力を感じてもらうことで、交流人口の増加や定住人口の獲得・企業誘致等へ結び付けることが可能になります。また、シティプロモーションを市民や団体等と共に推進する過程で、市民が本市に対する誇りと愛着をもち、元気なまちづくり活動につながり、その活動が市内外で高評価を得るというプラスの循環を生み出すことになります。
- 2017（平成29）年3月に、本市のシティプロモーションの基本的な考え方と方向性をまとめた「岩国市シティプロモーション戦略」を策定し、これに基づき、若い世代に選ばれるまちを目指して、魅力を戦略的に発信し、移住・定住を促進する取組を推進していく必要があります。
- 本市は、錦川水系等の清流、その源となる中国山地、瀬戸内海沿岸を市域に含む、海、山、川の特産品資源に恵まれた地域です。代表的な特産品資源としては、岩国れんこん、岸根ぐり、こんにゃく、地酒、高森牛、天然鮎、由宇とまと、わさびなどがあり、その他、岩国寿司をはじめとした伝統料理など、魅力ある地域資源がありますが、地域ブランドと呼べる訴求力の高い特産品がないのが現状です。
- このため、本市では、2017（平成29）年3月に策定した「岩国ブランド推進基本方針～『売れる！特産品』を目指して～」に基づき、官民協働の推進体制を確立した上で、地域ブランドといえる特産品づくりに取り組んでいく必要があります。

◆基本方針

- 本市の多彩な魅力を国内外に情報発信し、都市ブランド力・都市イメージの向上を図り、交流人口の拡大や定住人口の獲得、産業の創出等、新たな活力の創出に結び付けていきます。
- 岩国ブランド推進基本方針に沿って、官民協働で本市特産品の地域ブランド化を図ります。

◆施策の体系

施策 2-6-1

施策細目

シティプロモーション の推進

- (1) 特色ある魅力的な施策の推進
- (2) 情報発信による都市イメージ構築

施策 2-6-2

施策細目

地域ブランド化の 推進

- (1) 高付加価値化・販売促進支援、
地域を挙げたプロモーションの推進
- (2) 岩国ブランド推進体制の確立

◆施策に関連する計画等

施策 2-6-1 シティプロモーションの推進	岩国市シティプロモーション戦略 ^{〔再掲〕}
施策 2-6-2 地域ブランド化の推進	岩国ブランド推進基本方針 ^{〔再掲〕}



岩国市シティプロモーション
ロゴマーク



岩国ブランド推進
ロゴマーク



岩国れんこん



高森牛



由宇とまと



施策2-6-1

シティプロモーションの推進

■具体的な施策と内容

1 特色ある魅力的な施策の推進

- 交流人口とリピーター*の増加に向け、農林水産業・観光・文化財・公共交通等の各分野において独自の取組を行うとともに、相互の連携により一体的なPRを行い、岩国の特産物が欲しくなる、岩国に来てみたくなるような魅力づくりの取組を進めます。
- 子育て世代の流入、定住人口の獲得及び若年世代の流出抑制に向け、住みよく・働きやすく・子育てしやすい環境づくり等、他都市と違う価値を持った魅力的な施策の実施を検討し、本市に関心を持ってもらい、本市を選んでもらうための取組を進めます。
- 本市の交通利便性や居住性等の立地メリットをPRし、新規企業に立地してもらうための誘致活動を進めます。

<主な取組>

- 各施策が連携した全庁的なシティプロモーションの推進

2 情報発信による都市イメージ構築

- 各種メディア*の活用により、まちの魅力を創出・育成・醸成する多様な情報を発信し、情報交流の拡大を図り、豊かな観光資源や交通アクセスの良さ、基地のあるまちの特性を活かした国際交流、充実した子育て支援など「ちかくに」たくさんの魅力があるまち「いわくに」（「ちかくにいわくに」）という本市のイメージ定着を図ります。
- 本市の魅力を、ターゲットである市内及び本市周辺の子育て世代に効果的にPRすることで、認知度や好感度を向上させ、交流人口及び移住・定住人口の増加を図ります。
- プロモーションの内容に合わせて各種メディアの選定、組合せを検討するとともに、積極的なパブリシティ*活動やSNS等の活用により、効果的な情報発信を図ります。
- 本市のファンを拡大するため、本市の魅力を再確認し、興味を持ち、共感を得ることができる、効果的な情報発信に努めます。

<主な取組>

- 国際交流イベントの実施
- PRウェブサイトやSNS等による情報発信
- 移住・定住相談窓口設置による受入体制の整備
- モニターツアー*の実施
- 移住・定住PRの実施

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
岩国市の魅力度の全国順位※	284位/1000位 2017 (平成29) 年	140位/1000位 2020 (平成32) 年	110位/1000位 2022 (平成34) 年

※地域ブランド調査（株式会社ブランド総合研究所調べ）、1,000市区町村中の順位

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	●本市の魅力を知り、多くの人にその良さを伝えるよう努めましょう。 ●岩国に訪れる人、岩国に移住する人を温かく迎えましょう。
地域の役割 (共助)	●地域の各分野の団体が連携して、地域の総合的な魅力づくり、対外的な情報発信・売り込みに取り組みましょう。



岩国市PR広告



岩国市シティプロモーション「ちかくにいわくに」ウェブサイト

施策2-6-2

地域ブランド化の推進

■具体的な施策と内容

1 高付加価値化・販売促進支援、地域を挙げたプロモーションの推進

- 本市特産品の付加価値の向上を図り、その付加価値が適正に評価される市場・販路の開拓を通じ、特産品の販売促進を支援します。
- 地域を挙げたプロモーションを行い、外からの関心や注目を集めることで生産者や事業者のモチベーション*の向上、創業、新規就農、U I Jターン*のきっかけづくりにつなげます。

＜主な取組＞

- 商品開発・ブラッシュアップ講座等の開催
- 地域団体商標*、地理的表示*、H A C C P *・G A P *等の国際認証規格等、製品の付加価値向上に資する登録・認証取得の支援
- マーケティング*店舗（アンテナショップ*）、特産品情報発信拠点の設置・運営
- ブランド推進専用ホームページ、SNSでの情報発信、市広報紙への特集記事の掲載
- 観光宣伝、企業誘致、シティプロモーションと連携したトップセールス*

2 岩国ブランド推進体制の確立

- 行政、関係機関、生産者・流通関係団体等で組織する「岩国ブランド推進協議会」において、官民協働の推進戦略を協議・検討します。
- 地域を代表して販路拡大等に取り組み、収益と市場のニーズを地域に還元する民間主導型の商社的な組織（地域商社）を立ち上げ、将来的な自立自走を目指します。
- 岩国ブランド推進を中心的に担う専門人材を配置します。

＜主な取組＞

- 地域商社機能構築事業
- 岩国ブランド推進を担う人材の配置・専門人材への育成

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
岩国市の産品購入意欲度の全国順位※	387位/1000位 2017 (平成29) 年	195位/1000位 2020 (平成32) 年	185位/1000位 2022 (平成34) 年

※地域ブランド調査（株式会社ブランド総合研究所調べ）、1,000市区町村中の順位

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	●本市特産品の歴史や魅力について理解を深め、愛着と誇りを持って積極的に「自慢」しましょう。
地域の役割 (共助)	●生産者・事業者は、異業種の方を含め関係者と積極的に交流・連携し、また、地域を挙げて岩国ブランド推進に参加しましょう。



基本目標3

豊かな自然と
充実した社会基盤により
快適に暮らせるまち

基本目標 3 豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち

施策目標 3-1

多様なニーズに対応した交通基盤が 整っている

◆現状と課題

- 本市は、山口県東部の拠点都市として、隣接する自治体や広島都市圏と強い結び付きがあり、県境を越えた広域的な交通需要があります。
- 市民の生活基盤として、また観光・交流の基盤として、周辺都市間の移動の中心となる国道2号・国道188号をはじめ、中心地域と中山間地域とを結ぶ幹線道路等を骨格とした安全で利便性の高い道路網の形成が必要です。特に、交通渋滞の解消や災害時のダブルネットワーク*、主要施設へのアクセス道路等、重要性が高い幹線道路については、今後とも整備を促進していく必要があります。
- 市民の安全で快適な暮らしを確保するためには、高齢化社会等を踏まえた、自動車と歩行者が安全で快適に利用できる道路などの環境づくりが必要となります。
- 特に、市道については、狭い幅員や急カーブ等の改良すべき箇所の改修、歩道の整備・改修や交通安全施設の整備等とともに、道路のバリアフリー化も含めた生活者や利用者の視点に立った生活道路の整備、通学路の安全確保対策等が求められています。このような中、日常的な点検活動及び道路情報の適切な収集・整理、地域住民との協働による道路の維持管理等が課題となっており、市道の改良整備や老朽化した橋りょう等の道路施設の維持・補修に当たっては、効果的・計画的に進める必要があります。
- 本市は、航空路・離島航路・新幹線・都市間鉄道・都市内鉄道・バスといった多様な交通機関が存在しており、10万人から15万人までの都市としては他に例を見ない特徴を有しているため、この特徴を活かしていくことが必要です。
- 公共交通は、市民の日常生活や来訪者にとって欠かすことのできない移動手段として、重要な役割を担っています。しかし、鉄道やバスをはじめとした公共交通の利用者数は、人口減少やマイカー利用を基本とした生活スタイルの定着などにより、減少に歯止めがかからない状況が続いています。今後は、高齢者の運転免許の返納等により移動制約者が増加することが予想されるため、公共交通を社会基盤*の一つとして、維持・充実を図る必要があります。
- 岩国駅等、交通拠点となる駅については、誰もが安全で利用しやすい駅とするため、バリアフリーへの対応等が必要となっています。また、路線バスについては、老朽化した車両の計画的な更新と車椅子等に配慮したバリアフリー化が求められています。



◆基本方針

- 多様な役割を果たす幹線道路の整備を中心として、体系的な道路網の形成を図ります。
- 地域内交通の安全性・快適性の向上を図るため、身近な生活道路の整備・改修を計画的に進めます。また、市民と行政が協力して、適切な維持管理を行います。
- 市民の日常生活や来訪者の移動を支える持続可能な公共交通とするため、岩国市地域公共交通網形成計画に定めた「高齢化と人口減少に対応できる持続可能なサービス体系の再構築」、「誰もが安心して利用できる環境の整備」、「関係者間の連携強化」などの事業を推進し、効果的・効率的な公共交通網の形成を目指します。

◆施策の体系

施策 3-1-1

施策細目

幹線道路網の整備

- (1) 幹線道路整備の促進
- (2) 都市計画道路整備の推進

施策 3-1-2

施策細目

安全な生活道路の整備

- (1) 生活道路の整備
- (2) 橋りょう等の維持管理の推進

施策 3-1-3

施策細目

公共交通の 利便性の向上

- (1) 公共交通の施設整備の推進
- (2) 公共交通利用の促進

◆施策に関連する計画等

施策 3-1-1 幹線道路網の整備	岩国市都市計画マスタープラン
施策 3-1-2 安全な生活道路の整備	岩国市長寿命化修繕計画
	岩国市交通安全計画
	岩国市都市計画マスタープラン 〔再掲〕
	岩国市中山間地域振興基本計画 〔再掲〕
施策 3-1-3 公共交通の利便性の向上	岩国市地域公共交通網形成計画
	岩国市都市交通戦略 〔再掲〕
	都市再生整備計画
	岩国市都市計画マスタープラン 〔再掲〕
	岩国市中山間地域振興基本計画 〔再掲〕

■具体的な施策と内容

1 幹線道路整備の促進

- 慢性的な交通混雑の緩和、災害時のダブルネットワークの形成や岩国錦帯橋空港等、主要施設へのアクセス向上を図るため、主要幹線道路等の早期整備を関係機関に対し要望していきます。
- 市内外の移動を支える道路、市内の中心地域と中山間地域をつなぐ道路等、幹線道路網の整備を促進します。

<主な取組>

- 岩国大竹道路の早期完成
- 国道2号の整備促進
- 岩国西バイパスの整備要望
- 国道187号、434号の整備促進
- 県道岩国錦線・徳山本郷線等の整備促進
- 岩国南バイパス南伸の早期事業化
- 国道188号の整備促進
- 岩国柳井間バイパスの整備要望
- 県道岩国大竹線の整備促進

2 都市計画道路整備の推進

- 社会情勢の変化を踏まえ、長期末整備の都市計画道路について見直しを行うとともに、都市計画道路整備プログラムに基づき、計画的で効率的な整備を推進します。
- 川下地区まちづくり整備計画に基づき、楠中津線及び昭和町藤生線の整備を推進します。

<主な取組>

- 楠中津線の整備
- 昭和町藤生線の整備

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
都市計画道路改良済延長	63.0km	64.0km	65.0km

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 幹線道路の必要性を理解し、整備に協力しましょう。 ● 快適に道路が利用できるよう、美化・清掃等に努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 地域が一体となって幹線道路の整備に向け、国・県等、関係機関に対し、働き掛けを行います。

施策3-1-2

安全な生活道路の整備

■具体的な施策と内容

1 生活道路の整備

- 地域内の移動が安全で快適にできるよう、自動車や歩行者等の安全性・利便性に配慮しつつ、集落間を結ぶ主要な市道や生活道路等を整備・改修します。
- 整備の緊急性や重要性、効果に応じて、市道整備の優先度を決定し、費用対効果の高い市道の整備に努めます。
- 生活道路の安全性と利便性を確保するため、道路の危険箇所等、早期発見のため巡回点検を実施し、適切な維持管理を行います。また、通学路の安全対策を行います。

<主な取組>

- 市道（生活道路）整備・改良の推進
- 交通安全施設整備の推進
- 道路パトロールの実施
- 通学路の安全確保進

2 橋りょう等の維持管理の推進

- 耐用年数が近づき、補修の必要となった橋りょう等について緊急性や重要性、効果に応じて、優先度を決定し、費用対効果の高い橋りょう等の長寿命化に取り組みます。
- 橋りょう等の安全性と利便性を確保するため、巡回点検を実施し、危険箇所等を早期発見、改修等を実施し、適切な維持管理を行います。

<主な取組>

- 橋りょう等の維持補修の推進
- 橋りょう等の点検の実施
- 道路パトロールの実施〔再掲〕



橋りょうの補修（三笠橋）

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
市道の改良率	58.7%	59.0%	59.2%
橋りょうの長寿命化の実施数	4 橋	14橋	24橋

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 快適に利用できるよう、道路の美化・清掃等に努めましょう。 ● 生活道路等の必要性を理解し、整備や維持管理に対して積極的に協力をしましょう。
地域の役割 (共助)	● 地域が一体となって生活道路の整備や維持管理に協力しましょう。

■具体的な施策と内容

1 公共交通の施設整備の推進

- 市民や来訪者が円滑に移動できるよう、また、環境負荷の低減を目指し、総合的な公共交通ネットワークを構築します。
- 中山間地域や交通不便地域における、子供や高齢者等の移動制約者の日常生活に欠かせない移動手段を確保するための生活交通システム*を整備します。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき交通事業者が実施する鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバス*の導入を支援し、公共交通のバリアフリー化を進めます。
- 岩国駅東西駅前広場等の再整備を行い、交通結接点の機能強化を図ります。
- 南岩国駅前広場等の整備を行い、交通結節点の機能強化を図ります。

<主な取組>

- 生活交通システムの整備
- ノンステップバス導入の支援
- JR駅バリアフリー化の支援
- 岩国駅東西駅前広場等の再整備
- 南岩国駅前広場等の整備

2 公共交通利用の促進

- 公共交通の利用促進のため、市民や来訪者に対して、広報・情報提供を積極的に行います。
- 市内を運行するバスについて、生活に密接した交通手段として持続可能なものとするため、利便性を確保しつつ、分かりやすく利用しやすい路線への見直しと、運行の効率化を促進します。
- 市民に欠かせない交通手段として、錦川清流線と岩国～柱島航路を維持するための支援を行います。
- 錦川清流線沿線地域や柱島群島での体験学習やイベントの実施等、交流人口の増加に向けた施策を推進し、錦川清流線及び岩国～柱島航路の利用を促進します。
- 商業施設、観光施設などの沿線関係者と連携し、公共交通の利便性向上や利用促進につながる取組を推進します。

<主な取組>

- 錦川清流線と岩国～柱島航路を維持するための支援
- 公共交通に関する情報提供の推進
- 沿線関係者との協働の推進

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
錦川清流線の利用者数	17.9万人	17.4万人	17.1万人
路線バスの利用者数	181.6万人	177.9万人	175.3万人
生活交通バスの利用者数	11.9万人	11.7万人	11.6万人
岩国～柱島航路の利用者数	2.0万人	1.9万人	1.9万人

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	●公共交通を積極的に利用し、過度に自動車に依存しない生活を心掛けましょう。
地域の役割 (共助)	●交通事業者は、運行を維持するため、利用者の視点に立ったサービス改善を行いましょう。 ●地域や職場では、公共交通を守り育てる意識を高め、利用促進や利便性向上に積極的に努めましょう。



生活交通バス



錦川清流線



岩国～柱島航路

基本目標 3 豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち

施策目標 3-2

誰もが快適に暮らせる生活環境が 整っている

◆現状と課題

- これからの住宅は、居住者の高齢化に対応したバリアフリー化や環境負荷を軽減する省エネ建築等、人と環境にやさしい住まいとしていくことが必要となっています。
- 市営住宅では、住宅に困窮する世帯や高齢者世帯、ひとり親世帯等の居住の安定と安心な暮らしを確保するため、入居の適正化を図るとともに、老朽化した団地の建替えや耐震化等の改修、生活様式の変化や高齢者・障害者等に対応したバリアフリー化整備が必要となっています。
- 今後更なる進行が懸念される人口減少や空き家の増加に対応していくための取組の充実が課題となっています。
- あらゆる人々が安心・快適に暮らしていく上で、公園緑地は遊び・スポーツ・癒やしの空間としての役割のほか、避難場所等、防災的な機能も持っています。安心・安全の観点から、公園施設を計画的に整備・充実・更新していく必要があります。また、地域住民や団体等との連携・協働による維持管理の取組を拡大・継続していくことが必要です。
- 本市では、市全域を景観計画区域とする「岩国市景観計画」を策定し、建築物・工作物等の新築等に対し、良好な景観形成に向けて誘導を行うとともに、市民と一体となった景観まちづくりを推進しています。
- 瀬戸内海に面する本市にとって、川や海の美しい環境や水質を確保するための生活排水処理対策は重要な課題です。公共下水道は2017（平成29）年度において、普及率が34.9パーセントと低く、処理場や管路等、既存の施設が耐用年数を超える状況となっており、施設の更新等、早急な整備が課題となっています。また、農業集落排水は、機能強化の対応が必要です。
- 下水道整備区域以外は、浄化槽による生活排水処理を行う区域としていますが、2017（平成29）年度において普及率は35.0パーセントにとどまっており、浄化槽の設置普及促進が必要です。
- 上水道の整備は、市民に安全でおいしい水を安定的に供給するために必要不可欠です。このため、水源の保全と水道供給施設の整備を進めるとともに、市内の水道普及率の向上を図っていく必要があります。
- 水道施設は、老朽化が進んでおり、耐用年数を超えた施設の更新改修や早急な耐震化が必要となっています。



◆基本方針

- 居住環境の向上を図るとともに、高齢化や環境問題に対応するため、住宅・建築に関する情報を充実し、一般住宅のリフォーム・バリアフリー化や耐震化等を促進します。
- 安心・安全な市営住宅を提供するため、家族形態の変化やライフスタイルの多様化への対応、バリアフリー化・耐震化等の整備を進めます。
- 市内各地域で安全・快適に住み続けることができるよう、2017（平成 29）年度に策定した「岩国市空き家等対策計画」に基づく、空き家の有効活用促進や生活環境整備、定住促進に向けた対策等を進めます。
- 良好な都市環境の形成に向けて、2017（平成 29）年度に策定した「岩国市みどりの基本計画」に基づき、緑地の保全及び緑化の推進を図ります。
- 2013（平成 25）年度に策定した「岩国市都市公園施設長寿命化計画」について、2019（平成 31）年度に改定し、これに基づく、適正な維持管理とコストの低減を図ります。
- 人々が集い愛される公園となるよう、市民協働による維持管理を進めます。
- 本市の優れた景観を守り・育て・創り、後世へと継承していくため、「岩国市景観計画」に基づき、景観まちづくりを推進します。
- 川や海等の公共用水域*の水質をより改善し保全するため、下水道、浄化槽等、生活排水処理施設の整備充実を図るとともに、適正な維持管理を進めます。
- 市民が安心しておいしい水を飲むことができるよう、水道事業の基盤を強化し、水道水の水質管理、安定供給に努めるとともに、より質の高い水道水の提供ができるよう、施設の耐震化や老朽化対策等の取組を進めます。

◆施策の体系

施策 3-2-1

施策細目

住宅・住環境の整備

- (1) 人と環境にやさしい住まいづくりの推進
- (2) 居住の安定に資する市営住宅の整備
- (3) 空き家対策の推進

施策 3-2-2

施策細目

公園緑地の整備

- (1) 人々が集い安らぎのある公園緑地の整備

施策 3-2-3

施策細目

良好な景観の形成

- (1) 景観まちづくりの推進

施策 3-2-4

施策細目

上下水道の整備

- (1) 生活排水対策の推進
- (2) 安心・安定そして強靱な水道事業の推進

◆施策に関連する計画等

施策 3-2-1 住宅・住環境の整備	岩国市耐震改修促進計画
	岩国市空家等対策計画
	岩国市中山間地域振興基本計画 ^{〔再掲〕}
施策 3-2-2 公園緑地の整備	岩国市みどりの基本計画
	岩国市都市公園施設長寿命化計画
施策 3-2-3 良好な景観の形成	岩国市景観計画
	城下町地区街なみ環境整備*事業計画
施策 3-2-4 上下水道の整備	岩国市公共下水道事業計画
	岩国市污水处理施設整備構想
	岩国市水道ビジョン
	水道施設耐震化 10 カ年計画
	岩国市中山間地域振興基本計画 ^{〔再掲〕}



バリアフリー化や外壁改修が進む市営住宅



車町第一街区公園（車町三丁目）の芝生化



「景観まちあるき」の様子



岩国運動公園（平田一丁目）



施策3-2-1

住宅・住環境の整備

■具体的な施策と内容

1 人と環境にやさしい住まいづくりの推進

- 住宅のリフォーム・バリアフリー化や耐震化等の促進、環境共生型住宅*・省エネ型設備機器等の普及を図るため、住宅・建築に関する情報の充実に努めます。

<主な取組>

- 国・県・関係団体との連携による住宅施策に係る支援・情報提供

2 居住の安定に資する市営住宅の整備

- 安心・安全で快適に暮らせる環境を確保するため、市営住宅ストック*の有効かつ効果的な活用を検討しながら、適正な維持管理、耐久性の向上を図ります。
- 高齢者や障害者が生活しやすいよう、市営住宅の段差解消、手すり・スロープの設置を進めるなど、バリアフリー化を推進します。

<主な取組>

- 市営住宅の耐震化・外壁改修・住戸改善等

3 空き家対策の推進

- 空き家の有効活用により、定住促進を図ります。
- 空き家等の適正な管理及び管理不全な空き家等への対応についての対策を図ります。

<主な取組>

- 空き家の有効活用の推進
- 空き家等の適正な管理の推進

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
空き家情報登録制度による空き家登録数（累計）	70戸	106戸	130戸
IJU（移住）応援団の認定数（累計）	29件	33件	36件
市営住宅の中高層1階部分のバリアフリー等整備率	57.0%	62.0%	67.4%

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	●住宅の保全や良好な住環境の確保に努めましょう。
地域の役割 (共助)	●地域住民との交流を図り、快適で住みよい地域環境及び災害に対する備えに努めましょう。

■具体的な施策と内容

1 人々が集い安らぎのある公園緑地の整備

- 「岩国市みどりの基本計画」に基づき、公園緑地の適正な配置、計画的な緑地の保全及び緑化の維持を図ります。
- 市民の健康づくりや憩い、レクリエーションの場や地域の防災拠点・避難場所等、様々な機能を有する既存の公園機能の充実・適正配置を図ります。
- 広域的なスポーツ・レクリエーションの拠点として、岩国運動公園の整備を推進します。
- 「岩国市都市公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設の計画的な補修や更新を図るとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。
- 市民に身近な街区公園*等については、住民ニーズに合った活用を図るとともに、市民協働による継続的かつ適切な維持管理を推進します。

<主な取組>

- 街区公園等の整備
- 多目的広場（愛宕山地区）の整備の推進
- 岩国運動公園整備の推進
- 「岩国市都市公園施設長寿命化計画」に基づく整備の推進
- 市民協働による街区公園等、維持管理の推進

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
1人当たりの都市公園面積	11.6㎡	11.8㎡	12.0㎡
芝生化した公園の箇所数	8か所	10か所	12か所
公園のバリアフリー化したトイレの箇所数	38か所	40か所	42か所

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 地域において、地域の公園整備や維持管理に積極的に関わるように努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 地域において、地域の公園の維持管理に努めましょう。 ● 事業所等は、敷地内緑化に努めましょう。



施策3-2-3

良好な景観の形成

■具体的な施策と内容

1 景観まちづくりの推進

- 「岩国市景観計画」に基づき、良好な景観形成を推進します。
- 風致地区*条例や景観形成基準に基づく建築物等の規制・誘導、屋外広告物に関するルールづくりを行い、より質の高い良好な景観の保全と誘導を図ります。
- 錦帯橋周辺の街なみの景観保全のため、地域住民によるルールづくりや環境整備を促進します。
- 市民とともに景観まちづくりを進めていくため、景観に対する市民意識の向上を図ります。

<主な取組>

- 屋外広告物の規制・誘導基準等の作成
- 岩国・横山地区を対象とした街なみ環境整備の推進
- 景観まちづくりに対する意識の啓発・PR

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
景観重要建造物・景観重要樹木*の指定数	2件	4件	6件
重点地区内の景観に配慮した自動販売機の設置台数	10台	19台	25台
「岩国市景観賞」の応募件数	13件	23件	33件

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	●良好な景観を損なわないため、景観に配慮した建築等を行うよう努めましょう。 ●日常の周辺景観や市の景観施策に関心を持ち、景観まちづくりの活動や施策への参加・協力を努めましょう。
地域の役割 (共助)	●地域で景観の維持保全に努めましょう。 ●景観まちづくり関連団体は、先導的な行動や活動を行うとともに、市と連携して各主体への働き掛けに努めましょう。

■具体的な施策と内容

1 生活排水対策の推進

- 下水道や農業集落排水処理施設の整備、浄化槽の設置等、地域の実情に応じた生活排水処理施設の整備と維持管理を促進し、公共用水域の水質・水環境の保全に努めます。
- 下水道施設の適切な維持管理・更新に努めます。
- し尿処理施設の適正な機能を保つため、計画的に補修・改修工事を実施するとともに、適正な維持管理を行います。

<主な取組>

- 下水道施設の整備
- 農業集落排水処理施設の維持管理
- 浄化槽設置の支援
- し尿処理施設の整備

2 安心・安定そして強^{きょうじん}靱な水道事業の推進

- 安全な水を安定的に供給できるよう、基幹水道施設等を整備するとともに、水道普及率の向上に努めます。
- 利用者が安心しておいしい水を飲むことができるよう、水道水源の保全と厳しい水質管理を行い、より質の高い水道水の提供に努めます。
- 災害に強い強^{きょうじん}靱な水道施設を構築するため、耐震化・更新・老朽化対策等を推進します。
- 災害時における飲料水確保のため、給水拠点等の整備を推進します。

<主な取組>

- 「水道施設耐震化10カ年計画」の実施
- 「災害用飲料水緊急貯水槽」等の整備



■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
生活排水処理率	69.3%	71.8%	74.6%
公共水域における環境基準達成率	80.0%	80.0%	93.3%
水道施設耐震化率（配水管路等）	15.4%	17.3%	18.7%
水道施設耐震化率（配水池）	26.4%	32.3%	33.0%

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 節水や水の有効利用に努めましょう。 ● 下水道への接続や浄化槽の設置を行い、水質浄化に努めましょう。 ● 川や海的环境美化、水質浄化に協力しましょう。
地域の役割 (共助)	● 事業所等から排出する処理水の管理を徹底しましょう。 ● 水道水源の確保と水質保全のため、森林を保護し水源かん養林*を整備しましょう。



耐震性貯水槽（イメージ）



岩国南せせらぎセンター（尾津町五丁目）

基本目標 3 豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち

施策目標 3-3

循環型社会・低炭素社会が 構築されている

◆現状と課題

- 私たちの生活は、大量生産・大量消費型の社会経済システムによって豊かなものとなりましたが、それは大量廃棄を伴うものであり、環境保全や資源循環を阻害するだけでなく、ごみ問題やダイオキシン問題等の身近な問題から、天然資源の枯渇や温暖化等の地球規模の問題まで、様々な環境問題を抱えるシステムでした。
- 今後は、限られた地球の資源を大切にし、資源を繰り返し利用することにより環境と経済を共生させ、持続的に発展する「循環型社会」を形成することが必要です。
- 本市においても、廃棄物処理の視点からの循環型社会形成を目指して、2009（平成 21）年に策定した「岩国市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「市民・事業者・行政が協働・共創して廃棄物問題に取り組むことで地域の環境を守り、もって地球環境保全に寄与する」という信念の下、様々な施策の展開や、市民・事業者の取組実践など努力を積み重ねてきました。今後は、2014（平成 26）年に実施した中間見直しから 5 年が経過したことから、2019（平成 31）年 3 月に改定を行い、更なる施策の推進を図ります。
- 環境への負荷を軽減するために、更なるごみの分別の徹底や資源化を図ることが必要です。家庭や事業所においては、分別と 3 R（ごみの発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）・再生利用（Recycle））を一層推進する必要があります。
- エネルギー利用が不可欠な日常生活や企業活動において、化石燃料の使用は、大気汚染や地球温暖化、酸性雨等の地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす原因となっていることに加え、化石燃料の枯渇が予想されています。また、2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災とそれに伴い起きた福島第一原子力発電所事故以後、省エネルギーの推進及び化石燃料に代わる太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギー*の普及が課題となっています。

◆基本方針

- 豊かな自然環境と都市が共生するまちづくりを進め、「持続可能な循環型社会の形成」を達成するため、ごみの発生・排出削減とリサイクルの推進、ごみの適正処理の推進、環境美化の推進に努めます。
- 地球環境への負荷の軽減とエネルギー資源の有効活用を図るため、行政が率先して地球温暖化対策や省エネルギーを推進するとともに、環境に配慮した市民生活・事業活動を促進します。また、環境にやさしいエネルギー資源として、再生可能エネルギーの導入を推進します。

◆施策の体系

施策 3-3-1

施策細目

循環型社会の形成

- (1) ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進
- (2) ごみの適正処理の推進
- (3) 環境美化の推進

施策 3-3-2

施策細目

エネルギー対策の推進

- (1) 地球温暖化対策・省エネルギーの推進
- (2) 再生可能エネルギー導入の推進

◆施策に関連する計画等

施策 3-3-1 循環型社会の形成	岩国市一般廃棄物処理基本計画
施策 3-3-2 エネルギー対策の推進	いわくにエコマネジメントプラン*



公共施設の緑のカーテン設置式
(岩国市役所庁舎)



再生可能エネルギー（太陽光発電）の設置
(岩国市役所庁舎)

■具体的な施策と内容

1 ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進

- 市民・事業者のごみ発生・排出削減やリサイクルへの取組を進めます。
- 市民・事業者のごみ発生・排出削減に関する意識の向上を図るとともに、具体的な取組を実践するよう、協力を求めます。
- 市民・事業者のリサイクルに関する意識の向上を図るとともに、分別収集や資源回収等、具体的な取組を実践するよう、協力を求めます。

<主な取組>

- 市民・事業者の意識の向上（人づくり）
- 分別収集の徹底
- リサイクルの推進

2 ごみの適正処理の推進

- 安定したごみ処理及びごみの有効利用を促進し、環境保全と経済性を両立した取組を進めます。
- 災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築します。

<主な取組>

- サンライズクリーンセンターの活用
- 災害廃棄物対策の充実

3 環境美化の推進

- 市民や事業者に対する環境美化活動を推進します。
- 地域の環境美化を推進します。

<主な取組>

- 不法投棄対策の推進

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
人口1人1日当たりごみ総排出量	840 g	825 g	814 g
リサイクル率	24.7%	25.1%	25.3%
廃棄物のうち最終処分される割合	3.8%	3.4%	3.4%

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	- 正しい分別の理解と分別の徹底を心掛け、ごみの減量やリサイクルに努めましょう。 - 環境美化活動に参加しましょう。
地域の役割 (共助)	- 地域が一体となってごみ減量やリサイクルを進めましょう。 - 事業者は、ごみの減量と地球温暖化防止の推進に協力しましょう。 - 不法投棄の防止を図り、地域の環境づくりを進めましょう。



岩国市リサイクルプラザ（平田二丁目）



サンライズクリーンセンター（日の出町）

■具体的な施策と内容

1 地球温暖化対策・省エネルギーの推進

- 「いわくにエコマネジメントプラン」に基づき、環境負荷の低減を図る取組を進めます。
- 公共施設の省エネルギー化や節電等、行政が率先して地球温暖化対策や省エネルギー化を推進して市民への普及啓発を行い、環境負荷の少ない生活様式や事業活動の支援に努めます。
- 公用車や庁舎の設備、備品等について、環境に配慮した製品の調達に努めます。
- 地球環境問題や温暖化対策について、出前講座等により市民等への情報提供を行い、環境保全意識を啓発します。

<主な取組>

- 地球温暖化対策に関する啓発
- 「いわくにエコマネジメントプラン」の推進

2 再生可能エネルギー導入の推進

- 公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進し、市民への普及啓発を行います。
- 化石燃料依存の生活を改めるよう、市民や事業者に対する意識の高揚、情報提供に努めるとともに、周辺環境等に配慮し、太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を促進します。

<主な取組>

- サンライズクリーンセンターの活用
- 災害廃棄物対策の充実

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
搬出間伐面積	105ha	125ha	140ha
太陽光発電を導入している公共施設数	5 か所	6 か所	6 か所

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 節電や省エネルギー・再生可能エネルギー型製品の使用に努めましょう。 ● 環境にやさしいライフスタイルを心掛けましょう。
地域の役割 (共助)	● 省エネルギーの推進や再生可能エネルギー導入等、地域や事業活動の中で環境に配慮した活動を行いましょう。

基本目標 3 豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち

施策目標
3-4

自然環境が適正に管理されている

◆現状と課題

- 本市は市域の81.6パーセントが森林、3.7パーセントが農地であり、合わせて85.3パーセントが豊かな自然環境を形成しています。森林や農地等は、雨水を地面に浸透させ土砂災害の発生を防止するなど、国土保全機能や、地中に水を貯め、きれいな水を安定的に供給する機能、貴重な動植物が生息・生育する生態系を維持する機能、人々に憩いの空間や美しい景観を提供する機能等の多面的な役割を持っており、これらの機能を守っていくことが必要です。
- 林家の減少、担い手の高齢化及び長引く木材価格の低迷に伴う林業経営に対する意欲の低下等により、未整備森林や管理の行き届かない森林が増加しています。また、農地についても、高齢化、後継者不足等により、遊休・荒廃農地・耕作放棄地が増加しており、自然環境上の大きな課題となっています。
- 本市の豊かな自然環境を健全な状態で守り、市民の資産として次世代に引き継いでいくためには、森林や農地等を適正に管理していくことが必要です。このため、豊かな自然環境を保全し、都市と調和した美しいまちづくりの推進に向け、林業・農業の担い手だけでなく、市民や事業者・団体も自然環境に関心を持ち、行政と一体となって、保全活動に取り組んでいくことが重要です。

◆基本方針

- 森林や農地等が持つ国土保全機能や生態系の維持機能等の多面的な機能を保全するため、森林や農地の多様な整備に取り組むとともに、自然環境を保全・活用する担い手を確保・育成します。

◆施策の体系

施策 3-4-1

施策細目

自然環境の保全

- (1) 自然環境の保全と管理
- (2) 自然環境保全の担い手の確保と育成

◆施策に関連する計画等

施策 3-4-1 自然環境の保全	岩国市森林整備計画 _(再掲)
	岩国市農林業振興基本計画 _(再掲)
	岩国市鳥獣被害防止計画 _(再掲)
	岩国市中山間地域振興基本計画 _(再掲)

■具体的な施策と内容

1 自然環境の保全と管理

- 市全域の適切な土地利用規制と計画等に基づく環境保全・管理施策の実施により、自然環境が持つ多面的な機能の維持・保全を図ります。
- 森林環境の維持保全・農地の整備・維持管理等の多様な取組を推進することにより、森林・農地が有する自然環境保全機能の維持・強化を図ります。

<主な取組>

- 森林環境の保全と森林基盤の整備
- 農林水産物等への鳥獣被害の防止〔再掲〕
- カワウ被害の防除
- 海岸及び海底清掃の実施支援

2 自然環境保全の担い手の確保と育成

- 自然環境の保全・活用の担い手である森林管理者・農業従事者を確保・育成します。
- 自然環境保護団体や環境ボランティアの育成に努めます。

<主な取組>

- 担い手農家の確保と育成
- 林業従事者の確保と育成〔再掲〕
- 環境ボランティアの育成



森林基盤の整備（林道整備）

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
海岸清掃の実施延長	11.0km	11.0km	11.5km
海底清掃の実施面積	1.9km ²	4.0km ²	5.5km ²
森林活動に取り組むボランティア団体数	5 団体	6 団体	7 団体

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 農地・森林所有者は、土地の有効利用、適切な維持管理を行い、荒廃化を防ぐよう努めましょう。 ● 農地や森林が環境の保全に果たす役割を理解し、自然保全活動に積極的に参加・協力するように努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 農山村地域の集落では、地域が一体となって土地の有効利用、適切な維持管理を進め、地域資源の保全に努めましょう。 ● 事業所や団体は、社会貢献活動として、自然保全活動に積極的に参加するよう努めましょう。



環境ボランティア（海岸清掃）



基本目標4

誰もが安心・安全に
暮らせるまち

基本目標 4 誰もが安心・安全に暮らせるまち

施策目標 4-1

救急・災害時の備えが整っている

◆現状と課題

- 全国各地で地震や台風、集中豪雨等による想定外の災害が頻発しており、道路・河川の整備、ライフライン*の強化といったハード事業により、まちの根本的な安全性の強化を図ることが重要となっています。
- 本市では、2005（平成 17）年 9 月の台風 14 号や 2014（平成 26）年 8 月、2018（平成 30）年 7 月の記録的な豪雨、近年の集中豪雨等により、市内の多くの地域が床上・床下浸水、土砂崩れ等の甚大な被害を受けたことから、風水害等への対策は重要な課題となっています。
- 上記に加え、南海トラフにおける大規模地震の発生が懸念されており、本市においても津波被害や液状化等による建物被害が想定されています。これらの被害想定を踏まえて、「耐震改修促進計画」を定め、公共施設等の人が多く集まる建築物の耐震化を早急に進めるとともに、木造住宅等の耐震化を促進する必要があります。
- 自然災害からの逃げ遅れゼロを目指すためには、迅速な情報伝達手段の構築が求められます。また、生活様式の多様化や情報化が進展する中で、既存のシステムに限定することなく、情報伝達手段を多重化する必要があります。
- 自然災害は、災害によっては事前に予見でき、早めの避難を促すことができるため、災害ごとに事前、事後の局面に応じた対応を実践していく必要があります。
- 高齢者や障害者、乳幼児等、災害時の避難等に援護が必要な人への対策や防災情報の充実等が求められています。
- あらゆる災害に対応するためには、市民一人ひとりの防災意識を高め、地域住民が支えあうことが必要です。地域の防災力向上と住民同士の連絡体制の充実が求められています。
- 豪雨時に川に水が排出できないなどのため、内水氾濫*がたびたび起きるようになっていきます。安全で清潔な住環境を守るために、浸水対策を強化することが必要となっています。
- 火災件数は、近年減少傾向にありますが、建物構造等の複雑、多様化に伴い、火災現場での安全、確実な消防活動が実施できるよう、消防力の強化を図る必要があります。
- 救急件数は、近年 7,000 件程度で推移していますが、高齢化が進む中で、救急需要が高まることが予測されるため、医療機関との連携も強化し、救命率の向上を図る必要があります。
- 救命率の向上には、救急車到着までにバイスタンダー（救急現場に居合わせた人）が行う適切な応急手当が必要不可欠であるため、市民への救急救命に関する知識の普及啓発が課題です。

◆基本方針

- 各種災害発生時に迅速な対応ができるよう、防災拠点の整備、情報伝達手段の多重化等を進めるとともに、市民の防災意識の高揚を図り、地域住民の支えあいによる「災害に強いまちづくり」を推進します。
- 災害に強い建物、市街地を形成するため、計画的に耐震化や不燃化を促進するとともに、万が一の際の被害をできるだけ少なくするための減災対策を進めます。
- 住宅火災による死傷者数や財産被害を軽減するため、住宅用火災警報器の設置促進と維持管理についての適切な指導を行うとともに、防災製品の使用促進を図ります。
- 火災の多様化や救急事案の増加に対応するため、消防力の強化や救急体制の充実を図ります。

◆施策の体系

施策 4-1-1

施策細目

防災対策等の充実

- (1) 防災拠点の整備
- (2) 逃げ遅れゼロを目指した防災施策の推進
- (3) 建築物の耐震・防火対策の促進
- (4) 減災対策の推進
- (5) 浸水対策の推進

施策 4-1-2

施策細目

消防・救急体制の充実

- (1) 消防力の強化・充実
- (2) 救急・救命体制の強化・充実

◆施策に関連する計画等

施策 4-1-1 防災対策等の充実	岩国市地域防災計画
	岩国市中山間地域振興基本計画 ^{〔再掲〕}
施策 4-1-2 消防・救急体制の充実	岩国市地域防災計画 ^{〔再掲〕}
	岩国市中山間地域振興基本計画 ^{〔再掲〕}

■具体的な施策と内容

1 防災拠点の整備

- 愛宕山地区の一部（愛宕町一丁目）において、防災機能を備えた多目的広場の整備を進め、2013（平成25）年に移転した岩国医療センターや、2016（平成28）年に運用を開始したいわくに消防防災センターとともに、本市の「医療・防災交流拠点」としての整備を図ります。
- 玖珂、周東地域の消防庁舎を統合移転し、各種講習会や訓練など、地域住民が有効に活用できる防災拠点としての消防庁舎の整備を進めていきます。

<主な取組>

- 多目的広場（愛宕山地区）の整備の推進〔再掲〕
- 玖珂・周東地域の消防庁舎の整備

2 逃げ遅れゼロを目指した防災施策の推進

- 自然災害からの逃げ遅れゼロを目指すためには、災害の発生が事前に予見できるよう、体制を整備します。
- 避難情報発令時の情報伝達手段の多重化を推進します。
- 自主防災組織が災害発生時に迅速な初動体制が取れるよう、連絡体制及び避難所運営体制を構築します。
- 高齢者や障害者等の避難が円滑かつ迅速に行われるよう、関係機関との連携の下、災害時要援護者避難支援体制の強化に努めるとともに、災害時要援護者避難支援制度の周知を図ります。

<主な取組>

- 災害発生 of 事前予測体制の整備
- 情報伝達手段の多重化
- 自主防災組織の連絡・避難体制の支援
- 災害時要援護者の支援

3 建築物の耐震・防火対策の促進

- 「耐震改修促進計画」に基づき、木造戸建住宅を中心に住宅の耐震化に取り組みます。
- 木造住宅における耐震化については、相談窓口の設置による情報提供、診断員派遣制度や改修費用の助成制度により、建物の所有者等の取組を支援していきます。
- 住宅用火災警報器の設置促進と維持管理、防災製品の使用促進についての啓発を図ります。

<主な取組>

- 住宅・建築物の耐震化支援
- 住宅用火災警報器の設置促進と維持管理についての啓発活動

4 減災対策の推進

- 災害の発生・被害の拡大を防ぎ、市民生活の安全性を向上させるため、浸水防除対策、急傾斜地崩壊対策等の防災事業を推進します。
- 地震により被災した建築物及び宅地について余震等による二次災害の発生を防止するため、応急危険度判定*用務の体制整備に努めます。

＜主な取組＞

- 減災対応の充実
- 防災行政無線*システムの整備
- 急傾斜地崩壊対策事業の促進
- 海岸保全施設等の整備
- 被災建築物・宅地の応急危険度判定に係る人材育成やマニュアル策定
- 農地や森林の適正管理と治山事業の推進

5 浸水対策の推進

- 内水氾濫による浸水被害を防ぐため、公共下水道、排水路やポンプ場等の整備を更に推進します。
- 河川管理者と連携し、堤防等、河川施設・構造物の保全・整備に努めます。

＜主な取組＞

- 排水路等の整備
- ポンプ場等の整備

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
避難情報伝達手段の保有件数*	21,136件	31,000件	38,000件
一般住宅の住宅用火災警報器の設置率	74.8% 2017 (平成29) 年	80.0% 2020 (平成32) 年	85.0% 2022 (平成34) 年

※ケーブルラジオ加入者数、市民メール加入者数、市民ニュースアプリダウンロード数の総件数

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 非常食や生活必需品の備蓄、家具転倒防止等、災害に対する備えを行うよう努めましょう。 ● 自主防災組織の活動に積極的に参加し、隣人や地域の人とのコミュニケーションに努めましょう。 ● 身近で発生する自然災害を再認識し、災害発生時の情報収集手段を確認しておきましょう。
地域の役割 (共助)	● 行政と協力して、防災リーダーの育成や市民の防災意識の向上に取り組みましょう。 ● 災害発生時における地域住民の安否確認のために、自主防災組織等は、日頃から連絡方法などを確認しておきましょう。

■具体的な施策と内容

1 消防力の強化・充実

- 各種災害に迅速な対応ができるよう、最新鋭の機器を装備した消防ポンプ自動車の更新等、消防力の強化を図ります。
- 消防団員の確保に努めるとともに、消防団の育成・強化を促進します。

<主な取組>

- 消防車両等の更新・整備

2 救急・救命体制の強化・充実

- 救急救命士*の養成等、救急・救命体制の強化・充実を図ります。
- 心肺蘇生法やAED*の使用法等、市民の救急救命の知識を高めるための啓発を行います。

<主な取組>

- 救急救命士の養成
- 傷病者搬送体制の強化
- 救命講習会の実施

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
消防団員の数	1,525人	1,620人	1,685人
出火率	4.0件/万人 2017 (平成29) 年	3.9件/万人 2020 (平成32) 年	3.8件/万人 2022 (平成34) 年
バイスタンダーの救命処置率	48.1% 2017 (平成29) 年	49.0% 2020 (平成32) 年	50.0% 2022 (平成34) 年
救急救命士の養成	48人	55人	59人

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 消防活動に協力しましょう。 ● 救命講習会に参加して、知識と技術を学びましょう。
地域の役割 (共助)	● 消防団の強化等、地域消防力の強化に努めましょう。

基本目標 4 誰もが安心・安全に暮らせるまち

施策目標 4-2

犯罪や事故等のない安全なまちになっている

◆現状と課題

- 高齢者や障害者等の社会的立場の弱い消費者を狙った不当な勧誘・悪徳商法等による消費者トラブルは、次々と手口を変え、増え続けています。
- 消費者の安心・安全のための啓発・教育に関して、行政の更なる努力が求められています。
- 近年、子供を狙った事件が全国的に多発していることから、地域における防犯意識や連帯感を高めながら、自主的な防犯活動の実施・強化とともに、警察や地域住民等と連携した犯罪の未然防止体制の充実が求められています。本市では、地域住民による地域安全ボランティアが結成され、防犯パトロールや子供の見守り活動等に取り組まれています。
- 防犯灯については、LED*灯の有効性・有益性（省電力・長寿命によるトータルコストの削減・エコ等）が広く認知され、自治会による防犯灯のLED化の取組が進んでいます。
- 毎年 500 件程度の交通事故が発生し、600 人前後の死傷者が出ています。近年、特に高齢者の事故やはみ出し事故、自転車の事故等が増えており、これらの事故への対策として、交通安全施設等の整備や交通安全意識の高揚を図る必要があります。

◆基本方針

- 消費者が、契約トラブル、詐欺・悪質商法等の消費者トラブルに巻き込まれないように、賢い消費者になるための啓発を行うとともに、トラブル解決のための取組の充実を図ります。
- 犯罪を未然に防止するために、地域が一体となった防犯活動を推進するとともに、防犯灯や防犯カメラの整備等、犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。
- 交通安全の確保に向け、計画的に道路環境の点検や整備・改修を進めるとともに、市民の交通安全意識の向上を図ります。

◆施策の体系

施策 4-2-1

施策細目

犯罪・事故の抑制

- (1) 消費者被害の救済と未然防止
- (2) 防犯対策の充実
- (3) 交通安全対策の促進

◆施策に関連する計画等

施策 4-2-1 犯罪・事故の抑制	岩国市交通安全計画
	岩国市中山間地域振興基本計画 ^{〔再掲〕}



交通安全教室



施策4-2-1

犯罪・事故の抑制

■具体的な施策と内容

1 消費者被害の救済と未然防止

- 消費者トラブルに巻き込まれないための情報提供・啓発活動を行い、消費者教育を推進します。
- 消費者の苦情や相談に対し、問題解決に向けた適切な助言・あっせんを行うための相談体制の充実・強化を図ります。

<主な取組>

- 消費者トラブル防止の啓発
- 消費者教育の推進
- 消費生活相談員の資質向上

2 防犯対策の充実

- 犯罪の発生を未然に防止するため、自治会等による地域が一体となった自主的な防犯活動の支援、犯罪が起きにくい環境の整備を関係機関と連携して推進します。
- 防犯灯の設置及び効率的な維持・管理を促進するための支援を行います。

<主な取組>

- 地域における自主的な防犯活動の促進
- 防犯灯設置やLED化の支援
- 防犯灯電気料金の助成
- 街頭防犯カメラの整備

3 交通安全対策の促進

- 交通安全施設の整備等、道路環境の整備を計画的かつ着実にを行います。
- 道路点検パトロールの実施や放置自転車等の撤去など、地域住民と協力して適切な道路管理を推進します。
- 市民（主に子供や高齢者）の交通安全に対する意識の啓発に努めます。

<主な取組>

- 交通安全施設整備の推進〔再掲〕
- 放置自転車等の対策
- あんしん歩行エリアの整備
- 交通安全意識の啓発

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
出前講座（消費生活）の受講人数	396人	430人	450人
防犯灯のＬＥＤ化率	85.0%	90.0%	95.0%
交通事故の年間発生件数	483件 2017 (平成29) 年	440件 2020 (平成32) 年	400件 2022 (平成34) 年

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 防犯や交通安全に関する意識を高めましょう。また、防犯活動に積極的に参加するとともに、交通安全の推進に努めましょう。 ● 悪質な行為による被害に遭わないように、日頃から注意し、適切な行動ができるように努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 防犯パトロールや交通安全等の地域住民を巻き込んだ活動の活性化に努めましょう。また、事業所等は、従業員への交通安全教育に努めましょう。 ● 地域でのつながりを強めることで、気軽に相談ができる地域づくりに努めましょう。また、消費者団体等は、市民の消費者意識の高揚に努めましょう。



子ども消費生活セミナー



基本目標 4 誰もが安心・安全に暮らせるまち

施策目標 4-3

航空機の騒音対策や 安全対策が進んでいる

◆現状と課題

- 本市は、米軍基地が所在する自治体として、これまで国の安全保障政策を尊重し、基地の安定的な運用には協力してきており、その運用に当たっては、市民が安心して安全に暮らすことができる環境が確保されるよう、国及び米軍に対し引き続き細心かつ最大限の配慮を求めています。
- 基地機能が変更される際には、その影響により、周辺環境が現状より悪化することとなる場合及び十分な安心・安全対策が講じられると認められない場合には、これを容認できないという立場を基本姿勢として堅持しています。また、激しい騒音をもたらす着艦訓練（FCLP）*については、米軍岩国基地での実施は容認していません。
- 米軍岩国基地における航空機騒音等の軽減のため、これまで住宅防音工事*等、騒音対策を要望し、住宅防音工事が実施されてきていますが、今後とも、市民生活に対する影響がより軽減されるよう、関係機関に要請していくこととしています。
- 基地を巡る状況は、2018（平成30）年3月に空母艦載機の厚木基地から岩国基地への移駐が完了したことで、沖合移設事業が開始された頃とは大きく変わったため、基地周辺住民の不安解消や理解の促進を図るための取組を今まで以上に進めていくことが重要となっています。

◆基本方針

- 米軍基地と共存するまちとして、市民の安心・安全と平穏を確保するため、関係機関と協力しながら、基地安全対策に努めていきます。

◆施策の体系

施策 4-3-1

施策細目

米軍岩国基地
安全対策の促進

- (1) 航空機騒音の軽減
- (2) 米軍構成員等による事件・事故等の防止

■具体的な施策と内容

1 航空機騒音の軽減

- 市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機騒音の軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うよう国や米側に求めています。
- 航空機騒音の実態を把握するため、騒音測定調査や苦情処理を充実させるとともに、得られた測定結果や苦情の内容を基に、国や米軍岩国基地に航空機騒音の軽減を求めます。
- 米軍岩国基地における米軍艦載機による着艦訓練（FCLP）を行わないことを日米間の合意事項とすることを求めています。
- 住宅防音工事に関する制度の拡充を求めています。主には、工事対象区域の拡充や告示後住宅*、事務所、店舗等を新たに対象とすることなどを要望します。

<主な取組>

- 航空機騒音対策の充実、要望
- 苦情受付専用フリーダイヤルの導入

2 米軍構成員等による事件・事故等の防止

- 米軍岩国基地に起因する環境問題、事件・事故等を抜本的に解決するために、日米地位協定*の改定に向けての見直しを行うことを求めています。
- 事件・事故が発生した場合には、隊員教育の徹底や再発防止等を国や米軍に求めます。また、基地内で実施されるセーフティブリーフィング（隊員等に対する防犯・交通安全講習）や米軍関係者を対象に開催する安全運転講習会において、直接、事件・事故の未然防止を訴えています。

<主な取組>

- 治安対策の充実、要望
- 米軍関係者を対象とした安全運転講習会の開催

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
騒音測定器の数値 (Lden値・W値) *	71.8 (W値)	減少	減少
騒音に対する苦情件数	3,077件	減少	減少
事件・事故の件数	2件	0件	0件

※市場局（尾津町5丁目）のW値

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	●米軍岩国基地が果たす役割や動きに関心を持ちましょう。 ●米軍岩国基地周辺では、航空機騒音や事件・事故等の不安等、市民生活への影響があることを認識し、継続的な航空機騒音対策や治安対策の必要性を理解しましょう。
地域の役割 (共助)	



岩国飛行場



米軍関係者を対象とした安全運転講習会



基本目標5

心の豊かさと
生き抜く力を育む
教育文化のまち

基本目標 5 心の豊かさと生き抜く力を育む教育文化のまち

施策目標 5-1

子供たちが心豊かに成長している

◆現状と課題

- 子供たちが、価値観の多様化する現代を生き抜き、新しい時代を切り開いていく力を有する人材となるよう育成するため、「志高く 豊かな心と生き抜く力を育む」を基本目標とする「岩国市教育基本計画～美しいまち岩国の教育～」を策定し、その目標達成のため、義務教育においては、夢（キャリア教育*）と愛（徳育）と力（知育・体育）を育む教育を実践しています。
- 本市の豊かな自然環境・地域資源、歴史・文化、地域の人材等との触れ合いを通じた体験をすることによって、自ら学び、考える力を育てることが重要です。また、明治150年の節目を経て、現在を生きる私たちが、改めて当時の人々に学び、実践の重要性を再認識して、これらを次世代への教育の中に活かしていく必要があります。
- 近年の国際化の進展等による海外帰国者や外国人の増加に伴い、国際共通語としての英語の重要性が高まっており、多言語が日常的に使用される今日においてもコミュニケーションの手段としての英語の重要性が認識されております。自国や他国の文化を理解し、自己のアイデンティティを確立させるとともに、国際的な視野に立ちながらグローバル化*の進展の中で英語力を身に付け活躍できる力を育てていくことが求められています。
- 子供たちにとっては、日々の学校生活が楽しく充実したものであるとともに、地域住民等との触れ合いを通じた体験をすることによって、地域への愛着を育てることが重要です。このため、児童生徒のコミュニケーション能力の育成、学校教育の活性化、地域教育力の向上を目指したコミュニティ・スクール*（学校運営協議会）を各学校で整備するとともに、学校・家庭・地域が連携し、様々な生活の場面で、子供の健やかな育ちを地域ぐるみで支える地域協育ネット*の取組を進めます。
- 少子化や過疎化の進行による児童生徒数の減少と学校規模の縮小は、教育環境や学校運営に様々な影響を与えています。子供たちの充実した教育環境の確保と確かな学力の習得や健全な成長の実現のため、小・中学校の適正規模化や校種間の連携等の検討や取組を進めています。
- 近年、全国各地で学校における暴力行為や非行、いじめ等の問題が起きており、本市においても不登校等の課題があります。通学時の子供たちを狙った犯罪も増加しており、子供たちの健全な成長を、家庭・学校・地域が一体となって見守っていくことが求められています。
- 子供たちの確かな学力の習得や健全な成長を図っていく上で、安全で適正な学校生活の場を確保することは、欠かすことができません。本市の幼稚園、小・中学校の施設の中には、老朽化の進んだ施設や機能が不十分な施設等もあります。学校施設が教育の場としてだけでなく、地域の避難所となっている施設もあることから、子供たちの学校生活や災害時の市民の安心・安全を守るため、施設の耐震化や改築等を行っていく必要があります。

- 本市においては、学校区の広い地域を有していることから、子供たちの通学の負担軽減や通学時の安全確保を図っていく必要があります。
- 核家族化や人間関係の希薄化等により、主体的な家庭教育の在り方が困難な社会となっています。

◆基本方針

- 子供たちが健全に成長し、たくましく社会の中で生きていけるよう、子供たち一人ひとりを大切にし、それぞれの個性を伸ばすとともに、豊かな人間性を養うため、学校教育の充実を図ります。
- 子供たちを取り巻く環境の多様化・複雑化に伴う様々な問題に対応していくため、家庭・地域と連携した学校づくりや放課後の遊び・学びを地域で見守り支える、「地域の教育力」向上の取組を進めます。
- 子供たちが安全に安心して教育を受けることができる環境づくりや、安全に通学できる環境づくりに取り組みます。
- 地域人材による支援を家庭に届け、家庭教育支援を通じて子供の育ちを支えていく取組を推進します。

◆施策の体系

施策 5-1-1

学校教育の充実

施策細目

- (1) 自ら学び、自ら考える力を育む教育の推進
- (2) 学校教職員の資質能力の向上
- (3) 英語教育の推進

施策 5-1-2

地域と一体となった教育力の向上

施策細目

- (1) 地域の特性に応じた学校運営の推進
- (2) 地域の教育力の強化

施策 5-1-3

教育環境の充実

施策細目

- (1) 学校施設の整備・充実
- (2) 通学路の安全確保

◆施策に関連する計画等

施策 5-1-1 学校教育の充実	岩国市教育基本計画
	岩国市小中一貫教育*ガイドライン*
	岩国市子どもの読書活動推進計画 _(再掲)
	岩国市英語教育推進計画
施策 5-1-2 地域と一体となった教育力の向上	岩国市教育基本計画 _(再掲)
	岩国市中山間地域振興基本計画 _(再掲)
施策 5-1-3 教育環境の充実	岩国市教育基本計画 _(再掲)
	岩国市交通安全計画 _(再掲)
	岩国市中山間地域振興基本計画 _(再掲)



コミュニティスクール（学校運営協議会）



放課後子供教室



■具体的な施策と内容

1 自ら学び、自ら考える力を育む教育の推進

- 家庭や地域と連携しながら、子供たちの基本的な生活習慣の確立と基礎学力の向上に努めます。
- 「岩国教育情報ネットワーク」の教育コンテンツ等を利用するなどして、子供たちの学習に関する興味・関心を高め、活用力の向上を目指した授業づくりを推進します。
- 体験学習や情報通信技術を活用して、小中一貫教育・国際理解教育・郷土学習・キャリア教育・環境教育等の充実を図り、社会性や豊かな人間性を養い、社会に貢献する子供たちを育成します。
- 防災教育の徹底に取り組みます。
- 子供たちの読書活動の活性化及び学校図書館の充実等を推進します。
- 子供たちの食に関する正しい理解と望ましい食習慣を養う学校給食を推進します。

<主な取組>

- 教育情報ネットワークの推進
- 小中一貫教育の推進
- 国際理解教育・郷土学習の充実
- キャリア教育の推進
- 環境教育の推進
- 読書活動活性化の推進
- 学校給食費の無償化及び学校給食の充実

2 学校教職員の資質能力の向上

- 学校教職員が一丸となって、実践的で創造的な教育活動を実施します。
- 意欲あふれ、高い教育力を持った教職員となるよう、各種研修会への参加や校内研修を通じ、教職員の指導力・専門性及び資質・能力の向上を図ります。
- 授業改善のための日常的な授業評価の実施を推進します。

<主な取組>

- 各種研修会の実施、講習会等への派遣・参加

3 英語教育の推進

- 基地の存在を地域の特長として捉え、日本語や日本文化を大切にしながら積極的に活用し、学校における英語教育の充実や国際交流事業を推進します。
- グローバル人材*の育成を行います。

<主な取組>

- 組織的な推進体制の確立
- 学校における授業改善の実施
- 各種研修会・体験活動や日米交流事業の実施
- 英語技能検定の活用

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
学校が楽しいと感じている小学生の割合	84.6%	90.0%	95.0%
学校が楽しいと感じている中学生の割合	86.1%	88.0%	90.0%
本を読んだり、借りたりするために学校図書館をよく利用する小学生の割合	19.4%	30.0%	35.0%
本を読んだり、借りたりするために学校図書館をよく利用する中学生の割合	5.5%	10.0%	15.0%
I C Tを活用した小学生1人当たりの年間学習回数	120.0回	130.0回	145.0回
I C Tを活用した中学生1人当たりの年間学習回数	168.4回	171.0回	190.0回
将来、英語が使えるようになりたいと思う小学生の割合	89.4%	95.0%	100%
将来、英語が使えるようになりたいと思う中学生の割合	—	95.0%	100%

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 学校と家庭の役割を理解し、基本的な生活習慣や家庭学習の習慣は家庭で身に付けさせるとともに、家族の一員としての役割を持つよう努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 子供たちが社会性を持つよう、地域での挨拶・声掛け等を行うとともに、郷土学習やキャリア教育等に協力するよう努めましょう。



キャリア教育による職業体験

施策5-1-2

地域と一体となった教育力の向上

■具体的な施策と内容

1 地域の特性に応じた学校運営の推進

- 家庭・地域と連携し、信頼関係を更に深め、開かれた学校づくりを推進します。
- コミュニティ・スクールを充実させ、学校・家庭・地域との協働体制を確立します。
- 幼稚園・保育園・小学校、小学校・中学校、中学校・高等学校間の連携を強めます。
- 地域住民と協議を行い、理解と協力を得ながら、学校規模・配置の適正化、校種間連携等に努めていきます。

＜主な取組＞

- コミュニティ・スクールの充実
- 幼・保・小連携、小・中連携、中・高連携、学校間連携の推進
- 学校規模・配置の適正化

2 地域の教育力の強化

- 子供たちの放課後等の学びや育ちを地域で支える取組を促進します。
- 次世代を担う青少年が、たくましく健やかに成長していくために、家庭・学校・地域・職場・行政がお互いに連携を図り、青少年の非行の防止を推進します。

＜主な取組＞

- 安心・安全な学校づくりの推進
- 青少年非行防止活動の推進
- 地域協育ネットの取組の促進
- 「とどける」家庭教育支援事業の推進

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
教育内容の連携を行っている小・中学校の割合	100%	100%	100%
コミュニティルーム*の設置校数	28校	30校	35校

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 保護者として、子供の成長を支え、地域や学校との連携に努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 子供が、地域の中で学び、社会や人との関わりを意識し、個性と可能性を伸ばすことができる環境づくりに努めましょう。

■具体的な施策と内容

1 学校施設の整備・充実

- 学校施設の長寿命化に向けて、耐震化、改修・改築等を行い、子供たちと地域住民の安全を守ります。
- 子供の教育環境の充実に向け、特別教室の空調設備の整備やトイレの改修を行います。

<主な取組>

- 小・中学校の耐震化の推進
- 小・中学校の改修・改築の推進
- 小・中学校の特別教室の空調設備整備
- 小・中学校のトイレ改修

2 通学路の安全確保

- 児童生徒が、安心して安全に学校に通うことができる環境づくりに取り組みます。
- 通学路の安全確保のため、スクールガード*との情報共有を密にします。
- 通学路学校安全対策協議会を活用し、通学路における危険個所の把握に努めていきます。

<主な取組>

- 通学路の安全確保〔再掲〕
- 通学路学校安全対策協議会の活用

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
小・中学校施設の耐震化率	97.0%	100%	100%
小学校低学年トイレセミリフォーム 事業実施率*	6.3%	25.0%	43.8%

※トイレセミリフォーム事業では、低学年が利用するトイレの洋式化を行い、明るく清潔なものに整備します。

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 犯罪や事故に巻き込まれないよう、子供の生活行動を家庭でしっかりと把握し、指導に努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 子供の安全に目を配り、犯罪や交通事故から守るとともに、地域ぐるみで青少年の健全な成長を見守る環境の醸成に努めましょう。



基本目標 5 心の豊かさと生き抜く力を育む教育文化のまち

施策目標 5-2

良質な文化、芸術、文化財を身近に 感じることができる

◆現状と課題

- 心豊かで活力のある生活を実現するためにも、地域の歴史や伝統文化を大切にしながら、文化・芸術活動を活発化させ、新たな地域文化を創造・発展させることが重要です。特に「いわくにらしさ」を大切に文化・芸術のまちづくりを推進し、「文化芸術創造都市」を実現することが必要です。
- 文化・芸術事業の担い手、参加者とも高齢化傾向にあるため、若い世代が文化・芸術に触れる機会を充実し、若い世代の文化・芸術への関心を深め、活動人口を増やすことが必要です。
- 本市は、長い歴史と豊かな自然を持つことから、多種多様な文化財に恵まれています。時代や自然環境の変化に伴い、市内各地域に伝わる有形・無形の文化財が失われるおそれがあります。市民が文化財を身近なものとして親しみ、官民一体となって保護・活用する環境を醸成し、多様な文化財を次世代に確実に継承していくとともに、未指定文化財の調査や新規指定を推進し、文化財と共生するまちとしての魅力を高めます。
- 文化財の魅力はその多様性にあり、城下町に代表される歴史的建造物の公開展示や錦川流域に棲むオオサンショウウオ・シロヘビ等の生体展示、神楽や太鼓などの民俗芸能の演舞、発掘調査の公開等、文化財の鑑賞・体験学習の機会を創出することが必要です。
- 名勝「錦帯橋」とその架橋技術や周辺地区の歴史的な街なみ等は、本市の個性豊かな伝統・文化を特徴付ける地域資源となっています。これらは世界に誇るべき文化遺産であり、錦帯橋の世界文化遺産登録に向けた取組や周辺地区の歴史的な街なみ保全・景観形成を市民と共に行っていく必要があります。こうした郷土の歴史や伝統・文化及び豊かな景観を岩国の宝として、引き続き、保存・継承していくとともに、新しい岩国文化の創造に活かしていくことが求められています。
- 博物館、資料館については、展示機能の充実や史料の保存を考慮した施設整備に加え、本市の偉人・著名人の業績を広く市民に伝える取組など、市民が歴史や文化について広く学ぶことのできる環境づくりを行うことが必要です。

◆基本方針

- 市民が質の高い文化・芸術に触れることができ、豊かな心を養えるよう、「文化芸術創造都市宣言」に基づき、「いわくにらしさ」を大切にしたい、新たな文化・芸術を創造するまちづくりを進めます。
- 地域の多彩な文化財を次世代に確実に継承していくため、有形・無形の文化遺産の保存・活用を進めるとともに、文化財に親しむための環境整備を図ります。
- 市民が地域の歴史や文化を身近に感じることができるとともに、郷土に誇りを持つことができるよう、博物館や資料館の充実を図ります。

◆施策の体系

施策 5-2-1

施策細目

文化・芸術活動の推進

- (1) 文化・芸術に接する機会の充実
- (2) 文化・芸術活動の支援

施策 5-2-2

施策細目

文化財の保護・活用と伝統文化の継承

- (1) 文化財の保護・保存及び活用
- (2) 博物館・資料館の充実

◆施策に関連する計画等

施策 5-2-1 文化・芸術活動の推進	岩国文化芸術振興プラン
施策 5-2-2 文化財の保護・活用と 伝統文化の継承	岩国文化芸術振興プラン ^{〔再掲〕}
	岩国市教育基本計画 ^{〔再掲〕}
	岩国市中山間地域振興基本計画 ^{〔再掲〕}



岩国市民文化会館（山手町一丁目）

施策5-2-1

文化・芸術活動の推進

■具体的な施策と内容

1 文化・芸術に接する機会の充実

- 子供の頃から文化・芸術に親しみ、生涯にわたり学び、豊かな感性を持ち続けることができるよう、文化・芸術に触れる機会や学習の場の充実に努めます。
- 市民文化会館や市内の文化・芸術施設を活用し、高度な文化・芸術が鑑賞できる機会の提供を行います。

<主な取組>

- 市民文化祭等、文化・芸術事業の充実
- 市美術展覧会等、創造の機会の充実

2 文化・芸術活動の支援

- 市民文化祭をはじめ多彩な文化・芸術事業を実施し、市民の主体的な文化・芸術活動を支援します。特に、若年世代が数多く参加できるような文化・芸術事業に重点を置いて取組を進めます。
- 岩国市文化芸術振興財団をはじめ、市内の関係団体と連携し、地域の特性や市民のニーズに合わせた、事業内容の充実に努めます。

<主な取組>

- 市民の文化・芸術活動に対する助言等
- 文化・芸術関係の表彰

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
文化・芸術に関する講座等への参加者数	2,078人	2,085人	2,100人
文化芸術祭への参加者数	17,504人	17,750人	18,000人

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 積極的に文化・芸術に接するよう努め、自らの感性や教養を高めましょう。
地域の役割 (共助)	● 地域の文化・芸術活動を活発化させ、文化の薫り高いまちづくりに努めましょう。

■具体的な施策と内容

1 文化財の保護・保存及び活用

- 文化財の指定を進め、保護・保存及び活用の促進を行います。
- 有形・無形の文化遺産等、各地域の多彩な歴史・伝統文化を次世代に着実に継承します。
- 郷土の歴史や伝統・文化を後世に伝えるための環境を整え、後継者の育成を支援します。
- 名勝「錦帯橋」と周辺環境の保全を図るとともに、市民と一体となって錦帯橋の世界文化遺産登録に向けた取組を推進します。
- 錦帯橋を中心とした文化的景観の保存・活用を進めます。

<主な取組>

- 文化財の調査、指定の推進
- 文化財の活用の充実
- 埋蔵文化財の発掘調査・活用
- 特別天然記念物「オオサンショウウオ」の保護・活用
- 天然記念物「岩国のシロヘビ」の保護・活用
- 岩国シロヘビの館の活用
- 民俗芸能まつりの開催
- 無形文化財後継者の育成、活動団体の育成支援
- 錦帯橋の適切な保存管理及び世界文化遺産登録に向けた啓発活動の推進
- 錦帯橋を中心とした文化的景観の保存・活用

2 博物館・資料館の充実

- 展示・収蔵施設の整備・充実等により、学習の場の提供に努めます。
- 郷土資料の収集・整理・保管及び調査・研究を行います。

<主な取組>

- 博物館・資料館の再整備
- 企画展等の開催
- 学校等との連携



■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
指定文化財の件数	179件	184件	186件
岩国徴古館・教育資料館・歴史民俗資料館の入館者数	32,530人	33,500人	34,000人

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	郷土の歴史や文化財の理解に努めるとともに、歴史や文化財の保存活動等への参加に努めましょう。
地域の役割 (共助)	歴史や文化財を後世に伝えていく担い手となるよう努めるとともに、後継者の育成や地域住民の意識の高揚に努めましょう。



岩国のシロヘビ



オオサンショウウオの放流



岩国徴古館（横山二丁目）



本郷歴史民俗資料館（本郷町本郷）

基本目標 5 心の豊かさと生き抜く力を育む教育文化のまち

施策目標 5 - 3

生涯学習やスポーツ活動等が盛んに行われている

◆現状と課題

- 豊かな自然、歴史や遺産、多くの教育・文化施設を活用して、全ての市民が主体的に学習に取り組むことができるように、生涯学習情報及び学習機会の充実を図り、市民の学習成果を広く社会生活に活かせるようにすることが必要です。
- 生涯学習施設等における各種教室・講座は、今後も市民の生涯学習ニーズに応じて常に事業や教室等の内容を見直すとともに、図書館機能の充実や利用者の安全を考えた施設整備を行い、市民の主体的な学習の場づくりに取り組んでいく必要があります。
- 科学への興味や関心が高まる中、子供から大人まで、多くの市民が自然と触れ合い、科学の楽しさを実感できるよう、環境整備に取り組んでいくことが必要です。
- 図書館については、市内のどこに住んでいても等しく図書館サービスを受けることができるよう全域サービスに努め、利用者に応じたきめ細かなサービスを展開することが必要です。
- 市民の健康づくりに対する意識の高まりに伴い、スポーツ活動は多種多様化してきており、活動の場の確保や指導者の育成等が求められています。
- 時間的な制約等による就労者のスポーツ活動の低下や、スポーツをする子供・しない子供の二極化の傾向が見られます。年齢や性別を問わず、広く人々がスポーツに参画することができる環境を整備する必要があります。

◆基本方針

- 生涯にわたり学び、豊かな教養を持ち続けることができる「生涯学習のまち」を目指し、いつでもどこでも学習のできる機会や場の充実に努めます。
- 市民一人ひとりがライフステージに応じて、いつでも・どこでも・誰もが・いつまでも気軽にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支えることができる「生涯スポーツ社会」の実現に努めます。
- 生涯学習・生涯スポーツを広め、推進するため、市民の自主的な参加の呼び掛けを行うとともに、地域や職場等と協力し、指導者の育成や団体の育成・強化等の取組を進めます。



◆施策の体系

施策 5-3-1

施策細目

生涯学習の推進

- (1) 生涯学習施設の整備
- (2) 生涯学習活動の推進

施策 5-3-2

施策細目

スポーツ活動の推進

- (1) スポーツ施設の整備
- (2) スポーツ活動の推進

◆施策に関連する計画等

施策 5-3-1 生涯学習の推進	岩国市教育基本計画 _(再掲)
施策 5-3-2 スポーツ活動の推進	岩国市スポーツ推進計画
	岩国市スポーツ施設整備基本構想



生涯学習講座（歴史講座）



スポーツ教室（カローリング*）

■具体的な施策と内容

1 生涯学習施設の整備

- 生涯学習施設の長寿命化と高齢者等が利用する際の安全性に配慮して、施設の整備・修繕を行っています。
- 子供から大人まで、幅広い世代を対象に、科学への興味や関心を育むことができる環境づくりを行っています。
- 図書館施設・蔵書の充実、本館・分館間のネットワークの強化等により、読書環境の整備・充実を行い、市民の読書活動を支援します。

<主な取組>

- 生涯学習施設の整備、修繕
- 図書館ネットワークの整備

2 生涯学習活動の推進

- 生涯学習講座等、各種講座への参加促進のため、講座プログラムの充実等を図ります。
- 社会教育関係団体や各種サークル活動団体の育成・強化を推進するための啓発活動を行います。
- 講座の講師等の人材の確保・育成についての取組を進めます。

<主な取組>

- 生涯学習講座プログラムの研究・充実化
- 生涯学習講座等、各種講座の開催
- 社会教育関係団体や各種サークル活動団体の支援
- 指導者の確保・育成



親子で和菓子作り（夏休み子どもチャレンジ教室）

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
公民館利用者数	183,000人	183,000人	183,000人
生涯学習講座等の参加者数	42,000人	42,000人	42,000人
図書館の利用登録率	35.7%	35.9%	36.0%

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	●自主的に学習活動等に取り組み、自己啓発と教養の向上に努めましょう。 ●地域や職場での学習活動に参加し、仲間づくりに努めましょう。
地域の役割 (共助)	●地域や職場でサークルや活動団体をつくり、共に学び、経験を積む機会の創出に努めましょう。 ●各団体等の特性を活かした活動を展開し、参加の輪の拡大に努めるとともに、指導者やリーダーの育成に努めましょう。



岩国市中央図書館（南岩国町四丁目）



自動車図書館

■具体的な施策と内容

1 スポーツ施設の整備

- スポーツ施設の長寿命化や高齢者等が施設を利用する際の安全性・利便性等に配慮した施設の整備等を行っていきます。
- 誰もが利用しやすい市民のニーズに応じた活動の場の確保と施設の整備等を行っていきます。

<主な取組>

- スポーツ施設の整備充実
- スポーツ施設の活用促進
- 県による武道館の整備に向けた要望

2 スポーツ活動の推進

- 「スポーツでいわくにを元気に！」の理念の下、年齢、性別を問わず、生涯にわたり広く市民がスポーツに参画することができるよう、各種団体と協働しながらスポーツの推進施策を実施します。
- 愛宕スポーツコンプレックス等の施設を利用した、各種スポーツイベントを実施することにより、積極的に市民に参加を呼び掛け、スポーツに関わることができる環境づくりを推進します。
- スポーツの合宿や大会を誘致することで、国内外からの交流人口の増加や経済効果の拡大を図ります。
- 優秀な選手や指導者等を表彰し、功績をたたえることで、スポーツの価値を高めるとともに、選手の競技に対する取組意識の更なる向上に努めます。

<主な取組>

- 各種スポーツ教室の充実
- 各種スポーツ・レクリエーション団体との協働
- 各種スポーツイベントの開催
- 地域スポーツの促進
- 優秀選手・団体等の顕彰



■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
スポーツ教室の年間参加者数	27,918人	28,800人	30,373人
スポーツ施設の利用者数	648,695人	668,000人	698,695人
総合型地域スポーツクラブ* 設立数	7 団体	9 団体	9 団体

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 自主的にスポーツ活動等に取り組み、心身の健康維持・向上に努めましょう。 ● 地域や職場でのスポーツ活動に積極的に参加し、仲間づくりに努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 地域や職場でサークルや活動団体をつくり、共に学び、経験を積む機会や気軽にスポーツに参加できる機会の創出に努めましょう。 ● 各団体等の特性を活かした活動を展開し、参加の輪の拡大に努めるとともに、指導者やリーダーの育成に努めましょう。



陸上教室（愛宕スポーツコンプレックス 55フィールド）



日米交流女子サッカー（愛宕スポーツコンプレックス 55フィールド）

基本目標 5 心の豊かさと生き抜く力を育む教育文化のまち

施策目標 5 - 4

国際交流が盛んで、 相互理解が進んでいる

◆現状と課題

- 社会経済の世界規模化や情報通信技術の発展により、人・モノ・情報等の流れは地球規模に拡大しています。海外諸国の実情や文化に触れる機会が増えたことにより、日本及び日本国民が今後世界のために貢献していく上での課題や、若い人たちの国際社会との関わり方等についての課題が広く認識されるようになってきています。
- 米軍岩国基地には、2016（平成 28）年時点で約 6 千人の基地関係の軍人・軍属とその家族が暮らしており、市民と基地内外で様々な交流が行われています。また、2018（平成 30）年 3 月の空母艦載機移駐完了により、基地関係者数が 1 万人を超えると見られ、今後ますます市民との交流が活発化することが予想されます。
- 訪日外国人観光客は、2016（平成 28）年に全国で 2,000 万人を突破し、2017（平成 29）年で 2,869 万人となりました。近隣の原爆ドームや厳島神社には多くの外国人観光客が訪れており、岩国市においても外国人観光客数は年々増加しています。今後、錦帯橋などの知名度が上がることで、更に多くの外国人観光客が来訪することが見込まれます。
- 本市はエベレット市（アメリカ合衆国ワシントン州）、ジュンディアイ市（ブラジル連邦共和国サンパウロ州）とそれぞれ姉妹都市の関係にあり、青少年の海外派遣等を行ってきました。また、太倉市（中華人民共和国江蘇省）と友好協力意向書を、杭州市（中華人民共和国浙江省）と錦帯橋友好橋協定書を交わしているなど、外国との親交・交流が盛んなまちです。今後も、これらの築いてきた資産を活かしていくことが必要です。
- 国内外の状況と本市の特性を踏まえ、市民一人ひとりが広い視野や国際的な感覚を持ち、一層の国際交流・協力活動をしていくことが求められています。さらに、国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的差異を認めあい、対等な関係を築いていきながら共に生きていく多文化共生*の地域づくりに取り組むことが重要な課題となっています。

◆基本方針

- 多文化共生の地域づくりに向け、市民の国際感覚や多文化理解の意識を高めるとともに、世界に羽ばたく人材を育成します。
- 外国人住民の地域社会への参画支援、交流機会の充実等を促進するとともに、海外から訪れる外国人を温かく迎え、親しんでもらうための取組を進めます。

◆施策の体系

施策 5-4-1

施策細目

国際交流の推進

- (1) 国際感覚を持った人材の育成
- (2) 市民の国際理解の促進
- (3) 在留・来訪外国人の生活・コミュニケーション支援
- (4) 愛宕スポーツコンプレックス等の施設を活用した交流の推進



日米交流事業



日米親善リレーマラソンin岩国

■具体的な施策と内容

1 国際感覚を持った人材の育成

- 青少年の海外派遣等によって、次代を担う青少年の多文化理解促進、人材育成を行います。
- 学校教育において、英語教育や国際理解教育を充実・推進します。

<主な取組>

- 青少年の海外派遣
- 国際理解教育の推進

2 市民の国際理解の促進

- 多文化共生の地域づくりに向けた意識啓発を進めます。
- 本市の特性を活かし、在留外国人との身近な国際交流や国際協力の活動を促進し、相互理解を深めます。

<主な取組>

- 国際理解講座・交流行事の開催
- 基地内大学への就学の推進
- ユネスコ活動への協力

3 在留・来訪外国人の生活・コミュニケーション支援

- 外国人住民の地域社会参画の促進のため、日本語・日本社会の学習機会の提供や日本文化の紹介等、地域ぐるみで支援を行います。
- 観光地における案内板、パンフレットの多言語表記等の整備を行います。

<主な取組>

- 日本語及び日本社会に関する学習支援
- 案内板等の多言語表記〔再掲〕

4 愛宕スポーツコンプレックス等の施設を活用した交流の推進

- 施設を活用した文化スポーツ活動を通じて日米の交流を推進し、相互理解を深めます。

<主な取組>

- 文化交流とスポーツの推進
- ホストタウン事業*の実施

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
基地内大学へ推薦した日本人就学者累計数	168人	184人	201人
市が主催又は共催する日本語講座、国際理解講座の参加者数	912人	956人	1,000人
市が主催又は共催する日米交流事業の参加者数	2,534人	2,567人	2,600人

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	- 地球規模の国際化や多文化共生についての理解を深めましょう。 - 身近な国際交流や国際協力の活動に積極的に参加するよう努めましょう。
地域の役割 (共助)	異文化に対する理解や寛容な心を持ち、外国人の地域社会への参加を地域ぐるみで支援するよう努めましょう。



青少年の海外派遣



国際理解講座（多文化交流会）



基本目標6

支えあいと協働でつくる
絆のあるまち

基本目標 6 支えあいと協働でつくる絆のあるまち

施策目標 6-1

市民活動が活発に行われている

◆現状と課題

- 市民の自治・自主的活動はまちづくりの基本であり、その意識と活動の活発化が必要です。
- 本市の中山間地域では、若者の流出や著しい人口減少・高齢化の進行により、従来の地縁的なつながりが薄れ、社会的な共同生活の維持が困難になる集落が生じてきています。
- 市街地や郊外の住宅地等においても、自治会組織はあるものの、近所付き合いが少ない地域が増えていることから、コミュニケーションや活動が停滞し、災害発生等の緊急時の対応に問題が生ずるなど、地域における互助・共助機能の低下が心配されています。
- 自治会加入率が年々低下する中、市民の自治・協働の意識を醸成し、様々な活動を促進していくことが必要です。
- いわくに市民活動支援センターでは、市民の自主的・主体的な社会貢献活動を支援するため、情報収集や交流・活動場所の提供等に取り組んでいます。

◆基本方針

- 誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、地域コミュニティの維持に努めます。
- 地域における自主的なまちづくり活動を行っている市民活動団体の発掘、人材育成に努めるとともに、情報や機会の提供、活動の場の整備を行い、活動を支援します。
- 2016（平成28）年に策定した「協働のまちづくり促進計画」に基づき、市民活動団体や学校をはじめとする多様な主体同士の協働を推進します。

◆施策の体系

施策 6-1-1

施策細目

市民活動の促進

- (1) 市民の自治及び協働の意識醸成と促進
- (2) 市民活動の場づくりの支援
- (3) 市民活動の拡充・リーダー等の人材育成及び活用

◆施策に関連する計画等

施策 6-1-1 市民活動の促進

岩国市協働のまちづくり促進計画

岩国市中山間地域振興基本計画_{〔再掲〕}

施策6-1-1

市民活動の促進

■具体的な施策と内容

1 市民の自治及び協働の意識醸成と促進

- 地域において互いに助けあう、快適で住みよい地域社会づくりのために、自治会活動を支援します。
- 市民活動団体などの様々な主体が地域社会の担い手であるという意識の醸成に努め、協働のまちづくりを推進します。

<主な取組>

- 自治会活動の支援
- 協働事業の促進

2 市民活動の場づくりの支援

- 市民や市民活動団体等がまちづくりに参加できる機会の提供や活動の場の整備に努めます。
- 自治会等の活動の場として、拠点施設等を有効利用する活動を促進します。

<主な取組>

- 市民の市政への参加促進
- 拠点施設での学習会等の支援
- 新たな拠点施設の整備

3 市民活動の拡充・リーダー等の人材育成及び活用

- 自主的で公益的な活動を行う市民活動団体等の活動を支援します。
- 協働のまちづくりの担い手となる人材の育成に努めます。

<主な取組>

- 市民活動の支援
- 市民活動支援センターの充実
- 人材育成（指導者の育成）

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
自治会加入率	74.9%	74.9%	74.9%
市民活動支援センター登録団体数	93団体	97団体	100団体
行政との協働事業件数	110件	116件	120件

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	●地域の課題をみんなで解決しようという意識を持ち、まちづくりに自発的に参加し、協力するよう努めましょう。
地域の役割 (共助)	●市民の地域への関心を喚起し、参加を促すよう努めましょう。 ●NPO等の団体は、専門性を活用し、地域特性や市民ニーズを踏まえたまちづくりに努めましょう。



市民活動カフェ

基本目標 6 支えあいと協働でつくる絆のあるまち

施策目標 6-2

市民の参画意欲が高まる 市政運営となっている

◆現状と課題

- 地方分権の進展や厳しい財政状況等を踏まえ、多様化・高度化する市民ニーズに応じた行政サービスを展開するには、地方自治の本質である市民の参加と意思に基づくまちづくりを進める必要があります。
- 平成 30 年度岩国市民満足度調査においても、「市民参加の推進」に関する満足度は低く、市民が行政の様々な分野で、意見や要望等を提案し参画できるような制度の充実や環境づくりに取り組み、市政に対する関心や理解を深める必要があります。
- 市民に市の取組等の市政情報を知らせる「広報」を充実するとともに、常に市民の意見や声を聴き（広聴）、それを市政に反映させる仕組みを拡充することが課題です。
- 市民の市政への参画を促進するため、更なる文書管理の効率化を進め、正確で分かりやすい情報の提供・公開に努めていく必要があります。

◆基本方針

- 市民が市政を身近に感じ、地域の問題等を気軽に行政に伝えることができるよう、市民の声を聴き、応えていく体制づくりを進めます。
- 市民が市の政策決定過程に積極的に参画できるシステムづくりを進めます。
- 市民に開かれた透明性の高い市政とするため、情報公開制度*を適正に運用します。
- ＩＣＴ（情報通信技術）の活用等により、市民が必要とする多様な情報を分かりやすく迅速に提供する取組、本市の情報を外へ積極的に発信する取組を進めます。

◆施策の体系

施策 6-2-1

施策細目

市民参加の推進

- (1) 広報活動の充実
- (2) 広聴活動の充実

施策 6-2-2

施策細目

情報発信・情報共有・ 情報公開の推進

- (1) 行政情報の積極的な公表・公開

◆施策に関連する計画等

施策 6-2-1 市民参加の推進	行政経営改革プラン
施策 6-2-2 情報発信・情報共有・ 情報公開の推進	行政経営改革プラン (再掲)



市政情報コーナー（岩国市役所庁舎内）

施策6-2-1

市民参加の推進

■具体的な施策と内容

1 広報活動の充実

- まちづくりに対する市民の関心と参加意欲の向上を図るため、市政の広報を充実させます。
- 市民が、容易に市政情報を取得できるよう、広報紙や出前講座の充実を図ります。また、市民にとって価値のある情報を提供するために、市民の意見を取り入れるなど工夫して、市のホームページ等の充実に努めます。

<主な取組>

- 広報紙の発行、内容の充実
- 市ホームページ等の充実
- 出前講座の充実

2 広聴活動の充実

- 市政相談窓口を設置し、市長ホットラインへの電子メールやファックスを受けるなど、市民の率直な声を聴きます。
- 重要な計画や条例案について、アンケートやパブリックコメント*を行い、市民の意見や提言を募集し、それを反映させていきます。
- 市民が市政に関心を持ち、自らが参加意欲を持って主体的に地域や社会の課題解決に取り組むよう、支援します。
- 市の政策決定過程に積極的に参画できるようなシステムづくりを進めます。

<主な取組>

- 「市政相談室」の設置及び相談事業の実施
- 市長ホットラインへの電子メールやファックスの活用
- パブリックコメントの実施
- 各種審議会・委員会の委員等の公募

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
パブリックコメント件数	7 件	充実	充実
市のホームページの年間アクセス件数	320万件	335万件	350万件

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 市政に関心を持ち、アンケートや各種調査等に積極的に協力することを心掛けましょう。 ● 日頃、身近な人とのコミュニケーションを活発にして、地域や市全体の問題、市政に関心を持ち、情報の収集と理解に努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 積極的に地域や社会の課題解決に取り組み、行政の施策に協力するように努めましょう。 ● 地域や団体の中でのコミュニケーションを活発にするとともに、回覧板や会合等を活用して、情報の共有や意見の交換、問題意識の共有に努めましょう。



岩国市ホームページ



広報いわくに

施策6-2-2

情報発信・情報共有・情報公開の推進

■具体的な施策と内容

1 行政情報の積極的な公表・公開

- 市内外に向けて、市政情報を積極的に公開・発信します。
- 市政情報の公開により、市民の知る権利を保障するとともに、市政の透明性を高め、信頼される開かれた市政を実現します。
- 情報公開に当たっては、岩国市情報公開条例に基づき、情報公開制度を適正に運用します。
- 市民の個人情報及び市の情報資産を適正に管理し、多様な行政情報を適切かつ速やかに検索することができるよう文書管理事務を効率化します。

<主な取組>

- 情報の積極的な公開・発信
- 情報公開制度の適切な運用

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
審議会等の公開	18.9%	25.0%	30.0%
審議会等の会議録の公開	9.8%	20.0%	30.0%
要綱等の公開数の拡大	24.1%	28.0%	30.0%

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	● 市民は、まちづくりに対する発言・意見の発表や情報の発信に努めましょう。 ● 日頃から、身近な人とのコミュニケーションを活発にして、地域や市全体の問題、市政に関心を持ち、情報の収集と理解に努めましょう。
地域の役割 (共助)	● 自治会や団体は、行政と市民との橋渡し役を担い、市政情報の発信の支援と共有に努めましょう。 ● 地域住民の意見や考えをとりまとめ、行政等と共有するように努めましょう。

基本目標 6 支えあいと協働でつくる絆のあるまち

施策目標 6-3

一人ひとりの人権が大切にされている

◆現状と課題

- 21 世紀は「人権の世紀」と言われ、人権への関心が高まっているものの、依然として子供への虐待やいじめをはじめ、女性、高齢者、障害者、同和問題、外国人等、様々な人権に関する課題が存在しています。また、近年ではインターネットによる人権侵害が問題となるなど、新たな人権課題も発生しています。本当に住みよい社会の実現には、市民一人ひとりの人権が大切にされ、お互いを尊重しあい、心と心のつながりを大切にし、協働・連携しながら生活することが求められています。
- あらゆる偏見や差別をなくす人権尊重の精神を育成するには、市民一人ひとりが人権問題を正しく認識し、自らの人権感覚を磨く機会が必要です。このための人権尊重の精神を涵養^{かんよう}する、人権教育・啓発活動の推進が求められています。
- 社会全体では「男性の方が優遇されている」と感じている人が多く、市民一人ひとりが人権尊重を基本とした男女平等意識を持つまでには至っていません。男女がお互いを認めあい、尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、社会のしきたりや慣行を見直す機会を増やすとともに、あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画拡大が重要です。
- 急激な人口減少における労働力不足が懸念されるなか、国民二卒の多様化やグローバル化等に対応できる豊かで活力ある社会の実現のため 2015（平成 27）年 9 月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。男女が共にその能力を発揮し活躍するためには「ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）」の意義や重要性について普及啓発を行うとともに、長時間労働の是正等の働き方改革に向けての取組や仕事と生活の両立支援ができる環境づくりを推進することが求められています。
- 配偶者からの暴力（DV*）やセクシュアル・ハラスメント*などの性別による人権侵害は、男女が対等なパートナーであることを否定するものであり、男女共同参画社会の実現を図る上で克服しなければならない重要な課題です。

◆基本方針

- 基本的人権の意義、人権尊重の理念及び様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深め、人権問題を自分自身の問題として受け止め、具体的な人権問題の解決に結び付けていくため、人権教育・啓発の多様な取組を進めます。
- 男女がお互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野の活動に参画しやすい環境づくりを進めます。

◆施策の体系

施策 6-3-1

施策細目

人権の尊重

- (1) 人権教育・啓発の推進
- (2) 人権研修の自主的な取組の支援
- (3) 男女共同参画の推進

◆施策に関連する計画等

施策 6-3-1
人権の尊重

岩国市男女共同参画基本計画



ワーク・ライフ・バランス講座（男性の育児参加促進講座）

■具体的な施策と内容

1 人権教育・啓発の推進

- 様々な人権課題と基本的人権の尊重について理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。
- 広報紙等により市民への啓発活動を行うとともに、学校・地域・職域において、人権研修等を積極的に行います。
- 人権研修にふさわしい話題を提供する講師を発掘・養成し、研修内容等の充実を図ります。

<主な取組>

- 人権研修の拡充

2 人権研修の自主的な取組の支援

- 地域・職域等で自主的に取り組む人権研修・学習会等の活動に対し、研修資料の提供や講師の派遣等の支援を図ります。

<主な取組>

- 人権研修講師の派遣と研修資料の充実

3 男女共同参画の推進

- 社会における意思決定過程へ女性の参画を促進するために女性が活躍できる環境整備を進めるとともに女性のエンパワーメント*を図ります。
- 男女が共に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図られるよう、職場環境づくりを推進するとともに、男性の家庭生活への参画を促進します。
- 配偶者等からの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメントなど男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けて啓発活動を行います。
- DV相談窓口の周知と相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携を強化し、DV被害者の支援と自立に向けた取組を推進します。

<主な取組>

- 各種審議会等における女性の登用の積極的拡大
- 事業所等における女性活躍の推進に向けた啓発活動や研修機会の充実
- 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」推進や男性の家庭参画促進に向けたセミナー等の実施
- 情報誌やホームページ等での情報提供
- 男女共同参画相談体制の充実

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
人権研修における理解度	67.7%	68.0%	68.0%
審議会等に占める女性比率	30.9%	36.0%	40.0%

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	●市民同士が、性別や様々な立場・価値観・生き方の違いを認め、尊重しあい、共に支えあうことができるように努めましょう。 ●人権研修等に進んで参加し、自らの人権感覚を高めるように努めましょう。 ●男女が共に様々な分野の活動に参画し、活躍できる社会づくりに努めましょう。
地域の役割 (共助)	●地域や団体、職場ごとに、実情や課題に応じた自主的な取組に努めましょう。また、男女が共に活躍できる参画機会の拡大に取り組みましょう。 ●事業者は、人権研修に積極的に取り組みましょう。また、男女が共に活躍できる雇用や就業環境の向上に積極的に取り組みましょう。



女性活躍推進に向けた研修



基本目標

未来につながる健全な
行政経営に取り組むまち

施策目標**市民満足度の向上と持続可能な行政経営
が実現している****◆現状と課題**

- これまで「岩国市財政健全化計画」（2007（平成 19）年 3 月策定）や「財政計画及び財政見通し」（2013（平成 25）年 3 月策定）に基づき、市債現在高の縮減をはじめとした将来負担の軽減に取り組んでおり、その結果、市の財政の健全化を示す健全化判断比率においては、徐々に改善が図られています。
- 本市の市債現在高は、一般会計と特別会計を合わせ、2017（平成 29）年度末において約 575 億円となり残高が増加していますが、一方で、2017（平成 29）年度決算値で、財政構造の弾力性を示す経常収支比率*は 91.6 パーセント、実質的な公債費への財政負担の程度を示す実質公債費比率は 6.9 パーセント、将来負担すべき実質的な負債の程度を示す将来負担比率*は 5.5 パーセントとなっており、数値が改善されています。
- 歳入においては、2016（平成 28）年度から普通交付税*等の段階的な縮減が始まっており、今後も更なる減収が見込まれる一方、歳出においては、高齢化の進展などによる社会保障費や、大規模事業、公共施設等の維持管理などに多額の費用を要することから、これからも厳しい財政状況が続いていくものと見込んでいます。
- 限られた経営資源（人材・資産・財源・情報）を有効に活用して、質の高い行政サービスを提供するとともに、「選択と集中」による本当に必要なサービスへの重点化や財源確保による財政基盤の強化を行う行政経営改革に引き続き取り組んでいくことが必要となります。
- 2019（平成 31）年 3 月に改定した「行政経営改革プラン」や、2017（平成 29）年 11 月に策定した、2018（平成 30）年度から 2022（平成 34）年度を計画期間とする「財政計画」に基づき、持続可能な行政経営を目指して、行財政改革を進めているところです。
- 市民が市政に対する満足度を実感できる質の高い行政サービスを持続的かつ効果的に提供していくために、中長期的な視点に立って職員数を管理し、最小の経費で最大の効果が発揮できる組織体制を構築する必要があります。また、限られた人材で、地方分権をはじめとする様々な行政課題に対応するため、職員個々の意識改革と資質・能力の向上を図ることが求められています。
- 2017（平成 29）年 10 月に策定した「岩国市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針により、施設保有量の最適化、市民ニーズに対応した施設の活用、計画的保全と健全な管理運営を進める必要があります。
- 本市は広大な市域を有していることから、地域住民に適切な行政サービスを提供するための組織構築が求められており、本庁だけでなく、市内各地域を所管する総合支所等を設置しています。2006（平成 18）年の市町村合併時には、それぞれの町村役場がそのまま総合支所に移行しましたが、人口の減少や過疎、高齢化の進展等の現状を踏まえ、業務の集約化の方針の下、組織の見直しや本庁・総合支所の機能整備、連携強化が必要となっています。

◆基本方針

- 2019（平成 31）年 3 月に改定した「行政経営改革プラン」に基づき、限られた経営資源を有効活用する行政経営改革を推進し、質の高い行政サービスを提供します。
- 2017（平成 29）年 10 月に策定した「岩国市定員管理計画」に基づき、職員の計画的な採用に努めるとともに、様々な行政課題に迅速かつ柔軟に対応できるような、効率的な組織づくりを進めます。
- 2017（平成 29）年 10 月に策定した「岩国市人材育成基本方針」において、本市のめざす職員像の実現に向けて、より実践的な人材育成を図ります。
- 安心・安全で次世代に負担をかけない最適な公共施設を目指すため、施設保有量の最適化、市民ニーズに対応した施設の活用、計画的保全と健全な管理運営の取組を進めます。
- 市民にとって必要な行政サービスを維持しつつ、財政基盤の強化を図るため、自主財源の安定的な確保、選択と集中による施策の効果的実施、行政運営の効率化等の取組を進めます。

◆施策の体系

施策

施策細目

行政経営の推進

- (1) 行政経営改革の推進
- (2) 効率的な組織編成
- (3) 職員の意識改革及び人材育成
- (4) 公共施設マネジメントの推進
- (5) 財政基盤の強化

◆施策に関連する計画等

施策 行政経営の推進	行政経営改革プラン 〔再掲〕
	岩国市定員管理計画
	岩国市人材育成基本方針
	岩国市公共施設等総合管理計画
	岩国市公共施設等アクションプラン
	岩国市財政計画

■具体的な施策と内容

1 行政経営改革の推進

- 「行政経営改革プラン」の取組については、「行動計画」を策定し、「PDCA」のマネジメントサイクル*を活用して、評価を行うとともに必要に応じて改善を行い、着実な行政経営改革の推進を図ります。
- 「行動計画」の達成状況を、広く市民に公表し、行政経営改革に対する関心を深めることに努めます。
- 本市が進める施策について「市民満足度調査」を実施し、本当に必要な行政サービスのための「選択と集中」を行い、将来にわたって持続可能な行政経営を推進します。

<主な取組>

- 「行政経営改革プラン」の推進

2 効率的な組織編成

- 効率的な行政経営を推進するため、「岩国市定員管理計画」に基づき、定員の適正管理を進めるとともに、組織機構の見直しや業務の集約化等を進めます。

<主な取組>

- 組織機構の見直し
- 職員数の適正管理

3 職員の意識改革及び人材育成

- 人事評価制度の実施により、職員一人ひとりが、自らの目標達成に向けて努力をするとともに、組織全体としても高い成果が発揮できるよう努めます。
- 2017（平成29）年10月に策定した「岩国市人材育成基本方針」における本市のめざす職員像の実現に向けて、実効性のある職員研修を実施し、良質な行政サービスが提供できる職員の育成を目指します。

<主な取組>

- 人事評価制度の実施
- 「人材育成基本方針」に基づく人材育成
- 職員研修の充実

4 公共施設マネジメントの推進

- 将来の市民の負担にならないよう、本当に必要な公共施設を見極め、施設保有量の適正化に努めます。
- 限られた施設で市民が求めるサービスを長く提供できるよう、効果的、効率的な施設の活用に努めます。
- 老朽化が著しい施設や耐震性が低い施設は、計画的な保全や改修、耐震化を進めます。

<主な取組>

- 施設保有量の最適化
- 複合化などによる市民ニーズに対応した施設の活用
- 計画的保全と健全な管理運営

5 財政基盤の強化

- 本計画や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた、まちづくりに必要な施策を着実に実施していく中、持続可能な財政運営を実現するため、「財政計画」の基本方針「将来負担の軽減」を堅持し、投資政策的経費*の抑制や市債発行額の抑制に取り組みます。また、市税等の賦課徴収*の公平性を確保しつつ、未利用市有地の売却等、自主財源の確保に努めます。

<主な取組>

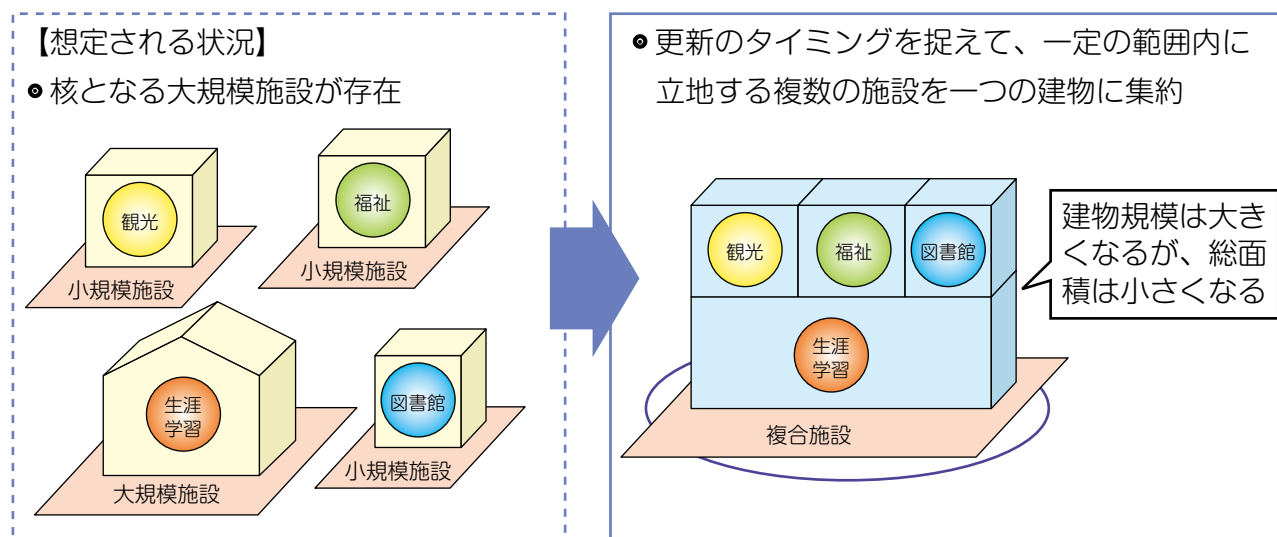
- 投資政策的経費の抑制
- 市債発行額の抑制
- 自主財源の確保

■達成度を測る指標

項 目	基準年次 2017 (平成29) 年度	中間年次 2020 (平成32) 年度	目標年次 2022 (平成34) 年度
市民満足度調査の総合満足度	51.3%	53.0%	54.0%
市税収納率	97.1%	97.2%	97.3%
実質公債費比率	6.9%	9.5%	10.0%
将来負担比率	5.5%	90.0%	95.0%

■市民と地域の役割

市民の役割 (自助)	●市の行財政運営に関心を持つとともに、行政経営改革の必要性を理解し、行政への協力に努めましょう。 ●市税や公共施設使用料等への理解を深め、正しく納めましょう。 ●市の行政サービスの種類や仕組みを理解し、サービスを有効に活用しましょう。 ●自分でできることは自分で行うなど、過度に行政に依存しないよう努めましょう。
地域の役割 (共助)	●地域の問題点等を自分たちの力で解決していくことのできる地域づくりに努めましょう。 ●次世代に負担をかけない最適な公共施設となるよう、本当に必要なものは何かを考えましょう。 ●将来にわたって質の高い行政サービスを享受するため、本当に必要なサービスへの選択と集中に対する理解を深めましょう。



公共施設マネジメント（施設保有量の最適化イメージ）



参 考

基地関連の取組

◆現状と課題

本市は、旧日本海軍の岩国飛行場の建設を経て、戦後は米軍岩国基地が置かれ、海上自衛隊による一部共同使用もされており、基地の所在するまちとして現在に至っています。

基地には、我が国の国防と海上安全の一翼を担うため約 1,600 名の海上自衛隊の隊員が配属されるとともに、2018（平成 30）年 3 月末時点で 1,516 人の日本人が働くなど大きな雇用の場となっています。さらに、2012（平成 24）年 12 月には、米軍との共同使用による岩国錦帯橋空港が開港しており、本市では、この岩国錦帯橋空港を最大限に活用し、企業活動の活性化や雇用の拡大、観光交流人口の拡大といった産業・観光振興に取り組んでいます。

また、2018（平成 30）年 3 月の空母艦載機移駐完了により、米軍岩国基地関係の軍人・軍属とその家族を含めた人数は、1 万人を超えると見られています。

基地があることで、本市に様々な負担があることは確かですが、今後は地元が抱える騒音や事故等への不安の解消を図るため、安心・安全対策について、今まで以上に進めることが重要になります。

一方で、基地関係者も同じ地域で生活する隣人です。米軍関係者や自衛隊員と市民とは基地内外で様々な交流が行われるなど、基地は大きな地域資源の一つにもなっています。

本市では、基地があることを前提に安心・安全対策に取り組むとともに、基地との共存を図り、市政発展のために活かしていく取組を米軍や自衛隊などと連携し実施していくことで、本市独自の魅力的なまちづくりを推進します。



◆基地に関連する施策（後期基本計画掲載分）

基地関連の取組①

基地の特性を活かした魅力・情報発信に係る取組

関連する施策	関連する施策細目
施策 2-1-1 観光交流の推進	(1) 観光交流人口の拡大 (2) 観光情報の発信
施策 2-1-2 観光交流基盤の整備・充実	(1) 観光・交流設備の充実
施策 2-2-1 企業誘致の推進	(1) 企業誘致・投資誘致の推進
施策 2-2-3 商工業の振興	(2) 商店街の活性化
施策 2-4-1 空港・港湾の活用	(1) 空港の利用促進
施策 2-6-1 シティプロモーションの推進	(2) 情報発信による都市イメージ構築

基地関連の取組②

基地に関する安心・安全対策に係る取組

関連する施策	関連する施策細目
施策 4-3-1 米軍岩国基地安全対策の促進	(1) 航空機騒音の軽減 (2) 米軍構成員等による事件・事故等の防止

基地関連の取組③

基地との国際交流に係る取組

関連する施策	関連する施策細目
施策 5-1-1 学校教育の充実	(3) 英語教育の推進
施策 5-4-1 国際交流の推進	(2) 市民の国際理解の促進 (3) 在留・来訪外国人の生活・コミュニケーション支援 (4) 愛宕スポーツコンプレックス等の施設を活用した交流の推進

基地関連の取組①

基地の特性を活かした魅力・情報発信に係る取組（後期基本計画掲載分）

施策2-1-1

観光交流の推進

■具体的な施策と内容

1 観光交流人口の拡大

- 外国人観光客等に対する無料公衆無線LANの整備や観光案内所での多言語対応など、受入体制の充実を図ります。

<主な取組>

- インバウンド対策の強化

2 観光情報の発信

- 外国人観光客等に配慮した情報提供に努めます。

<主な取組>

- 案内板等の多言語表記

施策2-1-2

観光交流基盤の整備・充実

■具体的な施策と内容

1 観光・交流設備の充実

- 国による（仮称）航空博物館の整備の実現に向け、要望活動を行います。

<主な取組>

- 国による（仮称）航空博物館の整備に向けた要望

施策2-2-1

企業誘致の推進

■具体的な施策と内容

1 企業誘致・投資誘致の推進

- 空港関連産業をはじめとする新産業等、雇用吸収力の高い今後の成長産業の誘致を図ります。

<主な取組>

- 企業誘致や投資促進のための優遇・支援制度の整備



施策2-2-3

商工業の振興

■具体的な施策と内容

2 商店街の活性化

- 米軍関係者や外国人観光客等に対応するため、商店街等へのキャッシュレス決済の導入を推進します。

<主な取組>

- キャッシュレス決済導入の啓発活動

施策2-4-1

空港・港湾の活用

■具体的な施策と内容

1 空港の利用促進

- 市内外に対して広報・宣伝活動を実施します。さらに、空港利用促進に向けた取組を実践します。
- 関係機関と連携し、空港の利便性向上に向けた取組や空港施設の機能向上、アクセス道路を含む周辺施設の整備を推進します。
- 空港利用の利便性が高い既存企業用地及び工業団地の活用を推進します。

<主な取組>

- 空港利活用の促進

施策2-6-1

シティプロモーションの推進

■具体的な施策と内容

2 情報発信による都市イメージ構築

- 各種メディアの活用により、まちの魅力を創出・育成・醸成する多様な情報を発信し、情報交流の拡大を図り、豊かな観光資源や交通アクセスの良さ、基地のあるまちの特性を活かした国際交流、充実した子育て支援など「ちかくに」たくさんの魅力があるまち「いわくに」（「ちかくにいわくに」）という本市のイメージ定着を図ります。

<主な取組>

- 国際交流イベントの実施
- PRウェブサイトやSNS等による情報発信

基地関連の取組②

基地に関する安心・安全対策に係る取組（後期基本計画掲載分）

施策4-3-1

米軍岩国基地安全対策の促進

■具体的な施策と内容

1 航空機騒音の軽減

- 市街地や夜間、休日等の飛行制限、最低安全高度を定める国内法令の適用等、航空機騒音の軽減措置や飛行運用に関する制限措置を行うよう国や米側に求めています。
- 航空機騒音の実態を把握するため、騒音測定調査や苦情処理を充実させるとともに、得られた測定結果や苦情の内容を基に、国や米軍岩国基地に航空機騒音の軽減を求めます。
- 米軍岩国基地における米軍艦載機による着艦訓練（FCLP）を行わないことを日米間の合意事項とすることを求めています。
- 住宅防音工事に関する制度の拡充を求めています。主には、工事対象区域の拡充や告示後住宅、事務所、店舗等を新たに対象とすることなどを要望します。

<主な取組>

- 航空機騒音対策の充実、要望
- 苦情受付専用フリーダイヤルの導入

2 米軍構成員等による事件・事故等の防止

- 米軍岩国基地に起因する環境問題、事件・事故等を抜本的に解決するために、日米地位協定の改定に向けての見直しを行うことを求めています。
- 事件・事故が発生した場合には、隊員教育の徹底や再発防止等を国や米軍に求めます。また、基地内で実施されるセーフティブリーフィング（隊員等に対する防犯・交通安全講習）や米軍関係者を対象に開催する安全運転講習会において、直接、事件・事故の未然防止を訴えています。

<主な取組>

- 治安対策の充実、要望
- 米軍関係者を対象とした安全運転講習会の開催



基地関連の取組③

基地との国際交流に係る取組（後期基本計画掲載分）

施策5-1-1

学校教育の充実

■具体的な施策と内容

3 英語教育の推進

- 基地の存在を地域の特長として捉え、日本語や日本文化を大切にしながら積極的に活用し、学校における英語教育の充実や国際交流事業を推進します。
- グローバル人材の育成を行います。

<主な取組>

- 各種研修会・体験活動や日米交流事業の実施

施策5-4-1

国際交流の推進

■具体的な施策と内容

2 市民の国際理解の促進

- 多文化共生の地域づくりに向けた意識啓発を進めます。
- 本市の特性を活かし、在留外国人との身近な国際交流や国際協力の活動を促進し、相互理解を深めます。

<主な取組>

- 国際理解講座・交流行事の開催
- 基地内大学への就学の推進

3 在留・来訪外国人の生活・コミュニケーション支援

- 外国人住民の地域社会参画の促進のため、日本語・日本社会の学習機会の提供や日本文化の紹介等、地域ぐるみで支援を行います。
- 観光地における案内板、パンフレットの多言語表記等の整備を行います。

<主な取組>

- 日本語及び日本社会に関する学習支援
- 案内板等の多言語表記〔再掲〕

4 愛宕スポーツコンプレックス等の施設を活用した交流の推進

- 施設を活用した文化スポーツ活動を通じて日米の交流を推進し、相互理解を深めます。

<主な取組>

- 文化交流とスポーツの推進
- ホストタウン事業の実施

■基地に関連する相互協定等

年	内 容
2002（平成14）年	市と岩国地区消防組合、米海兵隊岩国航空基地が「岩国市及び岩国地区消防組合とアメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地との間の消防相互応援協定」を締結
2017（平成29）年	市と岩国地区消防組合、米海兵隊岩国航空基地が「災害対応における協力、準備、立入りに関する現地実施協定」を締結
2017（平成29）年	市と海上自衛隊第31航空群が「大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定」を締結





第2次岩国市総合計画

資料編



参考資料

1 基本構想

第1章 目標とする将来像

第1節 | まちづくりの将来像

本市は、瀬戸内海国立公園や西中国山地国定公園、清流錦川など、豊かで美しい自然に恵まれた、広大な市域を有しています。

それぞれの地域には、独自の歴史・文化があり、錦帯橋や城下町の街なみは時代を超えて受け継がれ、多くの人を引き付けています。また、広島県との県境に位置することなどから、隣接する広島都市圏との経済的な結び付きも強く、多様な交流が図られています。

岩国錦帯橋空港の開港により、陸・海・空の交通拠点としての位置付けが高まり、観光、産業面での更なる発展の可能性が膨らんでいます。

本市のこうした多様な資源と人をつなぎ、活かすことで、市民が一丸となって、「豊かな自然と歴史に包まれ、笑顔と活力あふれる交流のまち岩国」の実現を目指します。

豊かな自然と歴史に包まれ、 笑顔と活力あふれる交流のまち岩国 ～ 人・まちをつなぐ明日への架け橋 ～



将来像は、本計画の顔であり、計画全体を表現するものです。豊かな自然や、これまで先人たちが守り、受け継いできた歴史・文化、また、地域のシンボルとして育んでいきたい「錦帯橋」を念頭に置き、「架け橋」、「つなぐ」のフレーズを基に将来像を設定しています。

少子高齢化、人口減少社会においても、本市の様々な資源・人・まちが繋がっていく「交流」を通して、子供から高齢者まで誰もが未来に向けて「笑顔」で暮らせる「活力」に満ちたまちを市民みんなでつくっていくという願いを込めています。

※「1 基本構想」は、第2次岩国市総合計画（基本構想・前期基本計画）に示す紙面をそのまま掲載したものです。「1 基本構想」の文章内に示す*は用語解説と整合しません。



第2節 | 将来像を支える基本理念

本市のまちづくりは、次の3つの基本理念で推進します。

1. 人と人をつなぐ

子供から高齢者まで世代を超えて、市民と市民、市民と行政が一緒になって、地域の課題解決に取り組むまちを目指します。

■ まちづくりのイメージ

子育て支援、高齢者の見守りによる
助けあいのまちづくり



市民活動の活性化、
協働のまちづくり



2. 地域と地域をつなぐ

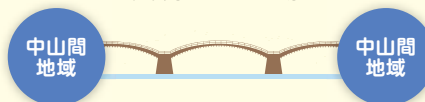
地域間の交流、連携を活発にするとともに、それぞれの地域特性を磨き上げ、どこに住んでいても住みよさを感じられるまちを目指します。

■ まちづくりのイメージ

交通網整備、地域間交流、
全地域で住みよいまちづくり



地域資源の連携による
交流人口の増加



3. 都市と都市をつなぐ

岩国錦帯橋空港をはじめとした、陸・海・空の交通利便性や情報通信技術の活用により、観光、産業など、多方面で県内外の都市と活発に交流するまちを目指します。

■ まちづくりのイメージ

恵まれた交通環境を活かした
企業誘致や産業活性化



空港を活かした
観光振興



※「つなぐ」という言葉からは、「絆」、「交流」といった言葉が連想されます。「絆」からは人と人の結び付き・支えあい・助けあいが、「交流」からは人や地域がつながることによって経済効果を生み出し、地域の産業や文化を活性化していくことがイメージされます。そうしたことから、「つなぐ」という言葉を基本理念に使用しております。また、それぞれの基本理念の内容を「錦帯橋」がつなぐイメージで、まちづくりを表現しています。

第3節

将来像を実現するための基本目標とそれを支える行政経営

将来像の実現に向けて、6つの基本目標とそれを支える行政経営を進めます。



1

子育てと
いきいきとした
暮らしを
応援するまち

(福祉・健康)
出産・子育て支援や高齢者支援などを
充実し、誰もが健康で元気に暮らせる
まちづくりを推進します。

2

空港を軸とした
活力ある産業と
観光のまち

(産業)
空港を軸として、新たな企業誘致や既
存産業・観光の振興を図り、雇用と経済
活力の向上に取り組めます。

3

豊かな自然と
充実した社会基盤
により快適に
暮らせるまち

(生活環境)
自然環境の保全とともに、社会基盤*の
整備に取り組み、快適に暮らせるまち
づくりを推進します。

4

誰もが
安心・安全に
暮らせるまち

(安心・安全)
災害対策や基地対策に取り組み、誰も
が安心して安全に暮らせるまちづくり
を推進します。

5

心の豊かさ
と
生き抜く力を育む
教育文化のまち

(教育・文化)
地域に誇りを持ち、生き抜く力を育む
教育に取り組み、文化の薫り高いまち
づくりを推進します。

6

支えあいと協働でつくる絆のあるまち(市民協働)

市民の主体的な取組を支援するとともに、一人ひとりの人権が尊重され、
共に生き、支えあう助けあいのまちづくりを推進します。

未来につながる健全な行政経営に取り組むまち(行政経営)

本市が抱える様々な課題の解決と住みよいまちづくりに向け、
市民一人ひとりの意見を大切にしながら、持続可能な行政経営に取り組めます。

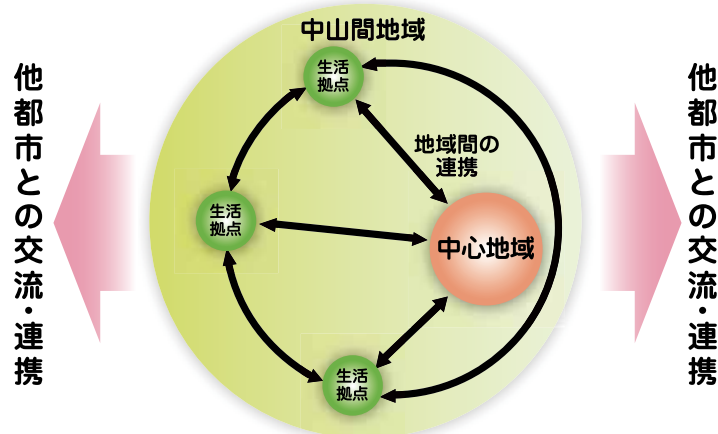


第2章

地域別のまちづくり方針

第1節 | 地域別のまちづくりの考え方

広大な市域を有する本市は、多様な地域特性を有しています。こうした地域の魅力を最大限活用するとともに、どこに住んでいても住みよいまちとするため、「中心地域」と「中山間地域」それぞれに地域別のまちづくり方針を設定します。「中心地域」と「中山間地域」では、地域間の連携を図りつつ、地域の実情に沿ったまちづくりを進めます。



第2節 | 中心地域のまちづくり方針

本市は、岩国地域を中心として行政、産業、商業、文化、医療、交通等の都市機能が集積し、山口県東部の中心的役割を果たしてきましたが、人口減少と少子高齢化、商業を取り巻く環境の変化、広島都市圏の求心力の増大等により、中心としての機能の低下や中心市街地の空洞化が進んでいます。

このため、西岩国地区、麻里布地区、川下地区、南岩国地区などの中心地域においては、都市の活力を醸成し、これまでの都市機能の集積を活かしつつ、産業の活性化を図り、若者の雇用機会の確保や魅力的な市街地形成など、快適な日常生活を送れる環境の整備に努め、住み続けたい、住んでみたいと思われる、選ばれるまちとなることを目指します。

取組の方向性

- 人口減少や超高齢社会への移行を踏まえ、既成市街地への都市機能の集約による魅力ある市街地形成に取り組みます。
- 恵まれた交通環境及び立地特性を産業活動や文化交流に活かしたまちづくりに取り組みます。
- 市民生活に身近な道路や公園、上下水道等の都市施設の整備に取り組みます。
- 岩国錦帯橋空港を活かした企業誘致や産業の活性化により、雇用機会の確保に取り組みます。
- 防災機能の向上と市民協働による救援体制の構築等、安心して生活できる居住環境の整備に取り組みます。
- 中心市街地においては、「岩国市中心市街地活性化基本計画」を策定し、魅力的な中心市街地づくりに取り組みます。

※中心地域……旧岩国市の区域のうち、柱島、小瀬、藤河、御庄、北河内、南河内、師木野及び通津地区を除く地域

第3節 | 中山間地域のまちづくり方針

中山間地域は、地域住民の「生活の場」であるとともに、農林水産物の「生産の場」でもあり、森林や水田等の保水機能による「水源の涵養*」、森林による大気の浄化や地球温暖化防止等の「環境の保全」、「良好な景観の形成」など、多面的で重要な機能を担っています。

しかし、本市の中山間地域では、過疎化や少子高齢化の進行に伴い、農林水産業など産業活動の低迷や深刻な担い手不足、耕作放棄地*の増加、さらに、地域のコミュニティ機能の低下などが懸念されています。

このため、中山間地域の様々な課題解決に向けた「岩国市中山間地域振興基本計画」を策定し、農山漁村の基盤整備や農林水産業の振興、交通環境の整備、日常生活を支える生活拠点の整備などに取り組み、中山間地域においても安心して暮らし続けられる環境を構築するとともに、集落を維持するための仕組みづくりを推進します。あわせて、恵まれた豊かな自然や地域固有の伝統・文化を活用した交流人口の増加による活性化を目指すなど、安心・安全に暮らし続けられる中山間地域の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に進めます。

取組の方向性

- 人口減少、集落機能の低下等に対応した持続可能な地域社会づくりに取り組みます。
- 地域の担い手となる幅広い世代の移住・定住者の確保に取り組みます。
- 高齢者等が地域で暮らし続けることができるための生活環境の整備に取り組みます。
- 大規模な自然災害等の発生に備えた施設や組織体制の整備に取り組みます。
- へき地等における医療従事者の確保と医療体制の堅持に取り組みます。
- 中山間地域の活性化に向けた観光・交流の推進に取り組みます。
- 農林水産業の振興に向けた担い手の確保・育成に取り組みます。
- 地域資源を活かした事業展開や創業の支援に取り組みます。

※中山間地域……旧岩国市の区域のうち、柱島、小瀬、藤河、御庄、北河内、南河内、師木野及び通津地区並びに旧由宇町、旧玖珂町、旧本郷村、旧周東町、旧錦町、旧美川町及び旧美和町の区域



第3章

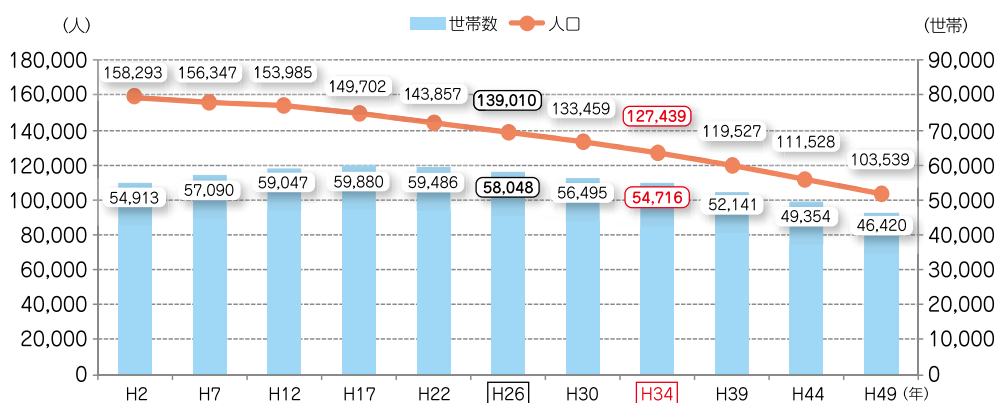
将来人口推計

我が国は、既に人口減少社会に突入しており、特に地方都市や中山間地域では、人口減少が顕著になっています。本市においても人口減少が進行しており、その内容を見ると出生者数が減少傾向である一方で、死亡者数は増加傾向にあることから、出生者数と死亡者数の較差が広がっています。また、転出数と転入数はともに減少傾向となっているものの、転出数が転入数を上回っています。こうした人口の自然減と社会減の状況から、全体として人口減少が続き、国勢調査では、平成12(2000)年から平成22(2010)年までの10年間で1万人程度の減少となっています。

このような傾向から、人口推計は、平成26(2014)年で約13.9万人(推計値)であるのに対し、計画目標年次の平成34(2022)年には約12.7万人と、約1.2万人減少する結果となっています。毎年平均1,500人程度の人口減となっており、若年人口が少ない現状から、将来の子育て世帯数も少なくなると予想され、一層の人口の減少が想定されます。

本計画では、本市の人口減少の現実を受け止め、子育て支援の充実や産業振興による雇用の確保、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくりを推進し、住み続けたい、住んでみたいと思われる、選ばれるまちとなる施策を総合的に展開することにより、人口推計値を上回るように努めます。

■人口推計結果



※H22までは国勢調査、H26以降は岩国市推計

※将来人口推計は、基本構想策定以降の人口動向を考慮し、参考として、本計画において再推計を行いました。なお、再推計による将来人口推計は、「第2章 第2節 参考：長期的将来人口推計」に掲載しています。

第4章 施策の大綱

第1節 | 施策目標の設定

6つの基本目標とそれを支える行政経営に基づき、本市の施策目標を次のとおり設定します。

1 子育てといきいきとした暮らしを応援するまち

全国的な人口減少が進行する中、本市の人口も減少傾向にあり、特に死亡者数が出生者数を上回る自然減の割合が大きくなっています。将来にわたって活力あるまちであるためには、誰もが住みやすく、いきいきと暮らせる環境を整え、市内外の人々から住み続けたい、住んでみたいと思われる、選ばれるまちとなることが重要です。特に、これからの本市を支える若い世代が安心して子供を産み、育てることができる環境の整備が求められています。

また、高齢化の進行とともに、社会保障費の増大も予測されています。このため、「自分の健康は自分で守る」という基本的な認識の下、市民が積極的に健康づくりに取り組めるような仕組みづくりが必要です。あわせて、高齢者の社会参加の促進や高齢者向けサービスの充実により、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもち、自立して生活できる環境の整備が求められています。

さらに、ノーマライゼーション*の理念に基づき、関係機関と連携しながら、福祉サービスの充実を図り、障害者の自立を支援し、安心して暮らせる地域づくりが必要です。

加えて、誰もが安心していきいきと暮らし続けられるまちとするため、いつでも、どこでも、適切な医療を受けられる体制の構築が求められています。

こうした考え方に基づき、「1 子育てといきいきとした暮らしを応援するまち」の基本目標に対して、次の施策目標を設定します。

- 1-1 安心して子供を産み育てることができる
- 1-2 一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組んでいる
- 1-3 高齢者が生きがいをもって生活している
- 1-4 障害者が自立し、安心して生活している
- 1-5 適切な医療が受けられる環境が整っている



2 空港を軸とした活力ある産業と観光のまち

本市は、豊かな自然や地域固有の歴史・文化に根差した魅力的な観光資源を多く有しています。しかし、日帰り観光客が9割程度を占める、通過型の観光地となっています。こうしたことから、地域資源を磨き上げ、連携することで滞在時間を延ばし、多くの観光客が訪れ、にぎわいあるまちとする取組を進めていく必要があります。

また、地場産業や既存工業の活力の低下を受けて、若者の流出を防ぎ雇用を創出することが強く求められています。持続的な地域経済の発展に向けて、企業誘致や既存企業の新たな投資を軸として雇用の拡大を図るとともに、新産業の創出や商工業の振興の取組を進める必要があります。

岩国駅周辺は本市の中心として発展してきましたが、近年は衰退、空洞化が深刻化しています。既存の都市機能の集積を活かしつつ、にぎわいのある便利な街なかとして中心市街地を再生することが求められています。

岩国錦帯橋空港の開港により、交通環境は更に充実し、本市の大きな強みとなっています。産業のみならず、人・モノ・情報の交流が盛んなまちとするため、空港や港湾のより一層の機能強化や利便性の向上を図り、積極的に活用していくことが重要です。

広大な中山間地域を抱える本市の農林水産業においては、住み続けられる地域づくりを踏まえ、やる気のある担い手を育成・確保するとともに、中山間地域における地域産業の維持・活性化を図ることが求められています。

さらに、こうした産業振興の取組を、交流人口の増加や定住人口の獲得につなげていくためには、本市の多彩な魅力を国内外に情報発信し、都市ブランド・都市イメージの向上を図る必要があります。

こうした考え方にに基づき、「2 空港を軸とした活力ある産業と観光のまち」の基本目標に対して、次の施策目標を設定します。

- 2-1 市内各地がつながり、多くの観光客でにぎわっている
- 2-2 地場産業に活力があり、雇用が拡大している
- 2-3 魅力的でにぎわいにあふれた中心市街地となっている
- 2-4 空港・港湾が盛んに活用されている
- 2-5 農林水産業の経営が安定し、担い手が増えている
- 2-6 岩国の魅力が広く知られ、岩国ファンが増えている

3 豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち

本市においては、市内外の交流を促進する広域的な交通基盤の整備が進みつつありますが、地場産業の発展や新規産業の立地、観光の促進のためには、その更なる進展が不可欠となっています。東日本大震災を受け、災害時における幹線道路の役割も見直されています。また、少子高齢化時代を迎え、高齢者等でも安全・快適に移動できるよう、公共交通のバリアフリー化や歩行者等に配慮した生活道路の整備が求められています。

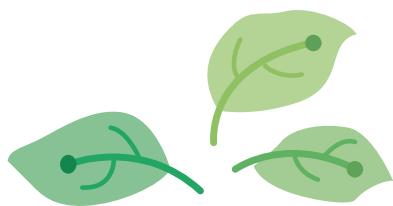
人口減少が進む中、生活環境の整備に当たっては、量よりも質の向上を意識し、既存ストックの有効活用、誇りや親しみをもてる地域環境の創造など、一人ひとりの快適な暮らしの実現につながる取組を進めていく必要があります。

また、深刻化する地球温暖化を受けて、地球環境の保全に対する意識やその重要性はますます高まっています。本市においても、資源を繰り返し利用することなどにより、持続的な発展を目指す「循環型社会」や、二酸化炭素の排出抑制に取り組む「低炭素社会」の形成が求められています。

本市は、森林と農地で総面積の94%を占め、豊かな自然を有しています。自然が、国土の保全や生態系の維持、きれいな水の安定的な供給等、多面的な役割を果たすためには、それを適正に維持管理し、市民の資産として次世代に引き継いでいくことが必要です。しかし、近年、林業の担い手の減少・高齢化による人材の不足等が課題となっています。

こうした考え方にに基づき、「3 豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち」の基本目標に対して、次の施策目標を設定します。

- 3-1 多様なニーズに対応した交通基盤が整っている
- 3-2 誰もが快適に暮らせる生活環境が整っている
- 3-3 循環型社会・低炭素社会が構築されている
- 3-4 自然環境が適正に管理されている



4 誰もが安心・安全に暮らせるまち

台風や局所的豪雨といった近年の自然災害の増加、想定される大規模地震を踏まえ、災害に備えた基盤整備や減災対策が不可欠となっています。あわせて、市民と行政が防災や防火に対する意識を常にもち、有事の際も被害を最小限に抑える体制づくりを行う必要があります。

また、高齢者や障害者等の社会的立場の弱い消費者を狙った犯罪や子供を狙った事件が全国的に多発化し、その手口も巧妙化しています。こうした犯罪を未然に防ぐための情報提供や啓発活動、地域の見守りなど犯罪が起きにくい環境の整備が求められています。さらに、近年増加している高齢者の事故や自転車の事故等への対策も必要となっています。

加えて、本市は、米軍基地が所在する自治体として、これまで国の安全保障政策を尊重し、基地の安定的な運用に協力してきました。今後も、基地と共存するまちとして、市民の安心・安全と平穏を確保するため、航空機騒音の軽減や米軍構成員等による事件・事故の防止といった安心・安全対策に関係機関と連携して取り組んでいくことが求められています。

こうした考え方にに基づき、「4 誰もが安心・安全に暮らせるまち」の基本目標に対して、次の施策目標を設定します。

- 4-1 救急・災害時の備えが整っている
- 4-2 犯罪や事故等のない安全なまちになっている
- 4-3 航空機の騒音対策や安全対策が進んでいる



5 心の豊かさと生き抜く力を育む教育文化のまち

少子化や過疎化の進行による児童生徒数の減少と学校規模の縮小は、教育環境に大きな影響を与えています。また、国際化の進展や情報技術の進展など、学校教育に求められるものも大きく変化しています。こうした状況に対応し、子供たちが健やかに成長し、たくましく社会の中で生きていけるよう、学校教育の充実や家庭・地域と連携した教育力の向上が求められています。

市内各地域で培われてきた歴史や伝統文化は、市民みんなの誇りであり、次世代へ受け継いでいかななくてはなりません。また、様々な活動を通して新たな地域文化を創造・発展させることも重要です。このため、市民誰もが生涯を通じて文化、芸術やスポーツ活動に親しむことのできる機会の充実や環境づくりが求められています。

米軍基地の所在する自治体として、本市においては、基地内外で様々な国際交流の活動が行われています。こうした特性を活かし、国際社会に対応できる人材の育成に向けて、国際交流と国際理解の取組を進める必要があります。

こうした考え方にに基づき、「5 心の豊かさと生き抜く力を育む教育文化のまち」の基本目標に対して、次の施策目標を設定します。

- 5-1 子供たちが心豊かに成長している
- 5-2 良質な文化、芸術、文化財を身近に感じることができている
- 5-3 生涯学習やスポーツ活動等が盛んに行われている
- 5-4 国際交流が盛んで、相互理解が進んでいる



6 支えあいと協働でつくる絆のあるまち

人口減少、少子高齢化が進行する中、市民同士の助けあいや市民と行政の協働は、まちづくりのあらゆる場面でその重要度を増しています。そのためにも、主体となる市民一人ひとりが、地域の魅力を高め、暮らしやすいまちとするための主体的な活動を活発化するとともに、まちづくりの指導者となる人材を育成することが求められています。

また、地方分権の進展や行政サービスに対する市民ニーズの多様化に対応するには、市民の参加と意思に基づくまちづくりを進める必要があります。その前提として、行政情報の積極的な発信などにより市民の市政に対する関心や理解を深めるとともに、市民が市政運営に参画できる仕組みづくりを進めることが求められます。

一方で、真に住みよい社会の実現には、市民の人権に対する正しい理解と認識を深めるとともに、あらゆる差別意識を解消することで、一人ひとりの人権を大切にす社会を形成していく取組が必要です。

こうした考え方に基づき、「6 支えあいと協働でつくる絆のあるまち」の基本目標に対して、次の施策目標を設定します。

- 6-1 市民活動が活発に行われている
- 6-2 市民の参画意欲が高まる市政運営となっている
- 6-3 一人ひとりの人権が大切にされている

未来につながる健全な行政経営に取り組むまち

全国的に景気回復の兆しが見えつつあるものの、本市の経済状況は依然として低迷しています。加えて、少子高齢化の進行による社会保障費の増加など、財政運営は厳しさを増しています。将来にわたって健全な行政経営に取り組むためには、限られた予算の中、経営資源（人材、資産、財源、情報）を有効に活用するとともに、選択と集中の考え方にに基づき、行財政改革を進めていくことが必要です。

また、地方分権の推進により、地方自治体が自らの責任と判断で施策を実行することが求められています。あわせて、多様化した市民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供するためには、効率的な組織体制づくりや職員の意識改革の推進が不可欠です。

さらに、近年は、高度経済成長期に集中的に整備された道路などの都市基盤や公共施設の老朽化が問題となっています。市民生活を支えるこうした公共施設などを維持するためには、施設管理の適正化とともに、従来のコスト負担の削減を図ることが求められます。

こうした考え方にに基づき、「未来につながる健全な行政経営に取り組むまち」の目標に対して、次の施策目標を設定します。

市民満足度の向上と持続可能な行政経営が実現している

第2節 | 施策体系

将来像

豊かな自然と歴史に包まれ、笑顔と活力あふれる交流のまち岩国
人・まちをつなぐ明日への架け橋

基本理念

人と人をつなぐ

地域と地域をつなぐ

都市と都市をつなぐ

基本目標

1

子育てといきいきとした
暮らしを応援するまち

2

空港を軸とした
活力ある産業と観光のまち

3

豊かな自然と充実した
社会基盤により快適に暮らせるまち

4

誰もが安心・安全に暮らせるまち

5

心の豊かさと生き抜く力を育む
教育文化のまち

6

支えあいと協働でつくる絆のあるまち

未来につながる健全な
行政経営に取り組むまち

施策目標

- 1-1 安心して子供を産み育てることができる
- 1-2 一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組んでいる
- 1-3 高齢者が生きがいをもって生活している
- 1-4 障害者が自立し、安心して生活している
- 1-5 適切な医療が受けられる環境が整っている

- 2-1 市内各地がつながり、多くの観光客でにぎわっている
- 2-2 地場産業に活力があり、雇用が拡大している
- 2-3 魅力的でにぎわいにあふれた中心市街地となっている
- 2-4 空港・港湾が盛んに活用されている
- 2-5 農林水産業の経営が安定し、担い手が増えている
- 2-6 岩国の魅力が広く知られ、岩国ファンが増えている

- 3-1 多様なニーズに対応した交通基盤が整っている
- 3-2 誰もが快適に暮らせる生活環境が整っている
- 3-3 循環型社会・低炭素社会が構築されている
- 3-4 自然環境が適正に管理されている

- 4-1 救急・災害時の備えが整っている
- 4-2 犯罪や事故等のない安全なまちになっている
- 4-3 航空機の騒音対策や安全対策が進んでいる

- 5-1 子供たちが心豊かに成長している
- 5-2 良質な文化、芸術、文化財を身近に感じることができている
- 5-3 生涯学習やスポーツ活動等が盛んに行われている
- 5-4 国際交流が盛んで、相互理解が進んでいる

- 6-1 市民活動が活発に行われている
- 6-2 市民の参画意欲が高まる市政運営となっている
- 6-3 一人ひとりの人権が大切にされている

市民満足度の向上と持続可能な行政経営が実現している

2 要綱・要領

1 岩国市総合計画に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩国市総合計画（以下「総合計画」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市の将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市の将来像及び基本的な施策の方向を定める構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に掲げた目標を達成するための基本的な方針と施策に関する計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づいて策定する具体的な事務事業の実施に関する計画をいう。

(総合計画策定の原則)

第3条 総合計画は、行政各部門間に有機的な関連を保ち、総合的な立場から地域の将来の在り方及び行財政運営の具体的方向性を示すものであり、かつ、最終目的が住みよい地域社会の形成にあることを踏まえて作成するものとする。

(総合計画策定本部の設置)

第4条 基本構想及び基本計画の案を審議調整し、全庁的な策定体制を整備するため、総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

2 策定本部の組織等については、別に定める。

(総合計画の期間)

第5条 基本構想の計画期間は、8年間とする。

2 基本計画は、前項の目標年次を前期及び後期の2期に分け、計画期間は、それぞれ4年間とする。

3 実施計画は、計画期間を3か年とし、毎年度見直しを行うものとする。

(総合計画の決定)

第6条 基本構想は、策定本部で調整し、原案を作成して議会の議決を得るものとする。

2 基本計画は、策定本部で調整し、市長が決定する。

3 実施計画は、総合政策部長が調整し、市長が決定する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以降になされる総合計画の策定について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。



2 岩国市総合計画策定本部設置要領

(設置)

第1条 岩国市の総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関する事務の円滑な推進を図るため、岩国市総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市の将来像及び基本的な施策の方向を定める基本構想を立案すること。
- (2) 市政の基本的施策事業について、基本計画を策定すること。
- (3) 総合計画の策定に必要な事項について、調査研究すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には市長、副本部長には副市長、本部員には別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部長は、会務を総理し、策定本部を代表する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 策定本部に、第2条の所掌事務を円滑に遂行するための補助機関として、専門部会を置く。

2 専門部会は、次に掲げるものとし、総合計画策定に関する調査研究、部門別計画の企画立案を行う。

- (1) 福祉・健康部会
- (2) 産業部会
- (3) 生活環境部会
- (4) 安心・安全部会
- (5) 教育文化部会
- (6) 市民協働部会
- (7) 行政経営部会

3 専門部会の委員（以下「部会員」という。）は、別表第2に定める課等の課長等の職にある者のうちから、本部長の指名する者をもって充てる。

4 専門部会ごとに部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

5 専門部会の会議は、議題に関係のある部会員のみで開催することができる。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その説明をさせることができる。



(計画班)

第6条 専門部会に、総合計画の原案の策定を円滑に行うための補助機関として、計画班を置く。

2 計画班は、総合計画の策定に関する調査、研究及び調整を行い、本市のまちづくりの基本的方向を明らかにする総合計画の原案を作成するものとする。

3 計画班の委員（以下「班員」という。）は、別表第2に定める課等に属する班長等の職にある者のうちから、部会長の指名するものをもって充てる。

4 計画班ごとに班長及び副班長を置き、班長は部会長が指名し、副班長は構成員の中から班長が指名する。

5 計画班の会議は、議題に関係のある班員のみで開催することができる。

6 班長は、必要があると認めるときは、班員以外の者を会議に出席させ、その説明をさせることができる。

(事務局)

第7条 策定本部の庶務は、政策企画課において処理する。

2 専門部会の庶務は、第5条第4項に規定する部会長の所属する課において処理する。

3 計画班の庶務は、前条第4項に規定する班長の所属する課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

審議監	総務部長	危機管理監	総合政策部長
行政経営改革担当部長	基地政策担当部長	市民生活部長	文化スポーツ担当部長
環境部長	健康福祉部長	保健担当部長	地域医療担当部長
産業振興部長	農林水産担当部長	都市建設部長	都市拠点担当部長
総合支所長	議会事務局長	教育長	教育次長
水道事業管理者	消防担当部長		

別表第2（第5条、第6条関係）

※省略



3 岩国市総合計画検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 岩国市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、広く市民の意見を反映するため、岩国市総合計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、総合計画に関する事項について意見の交換、提案等を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 地域、福祉、医療、産業、文化等の関係団体の長又は当該団体が推薦する者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、総合計画が策定されるまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

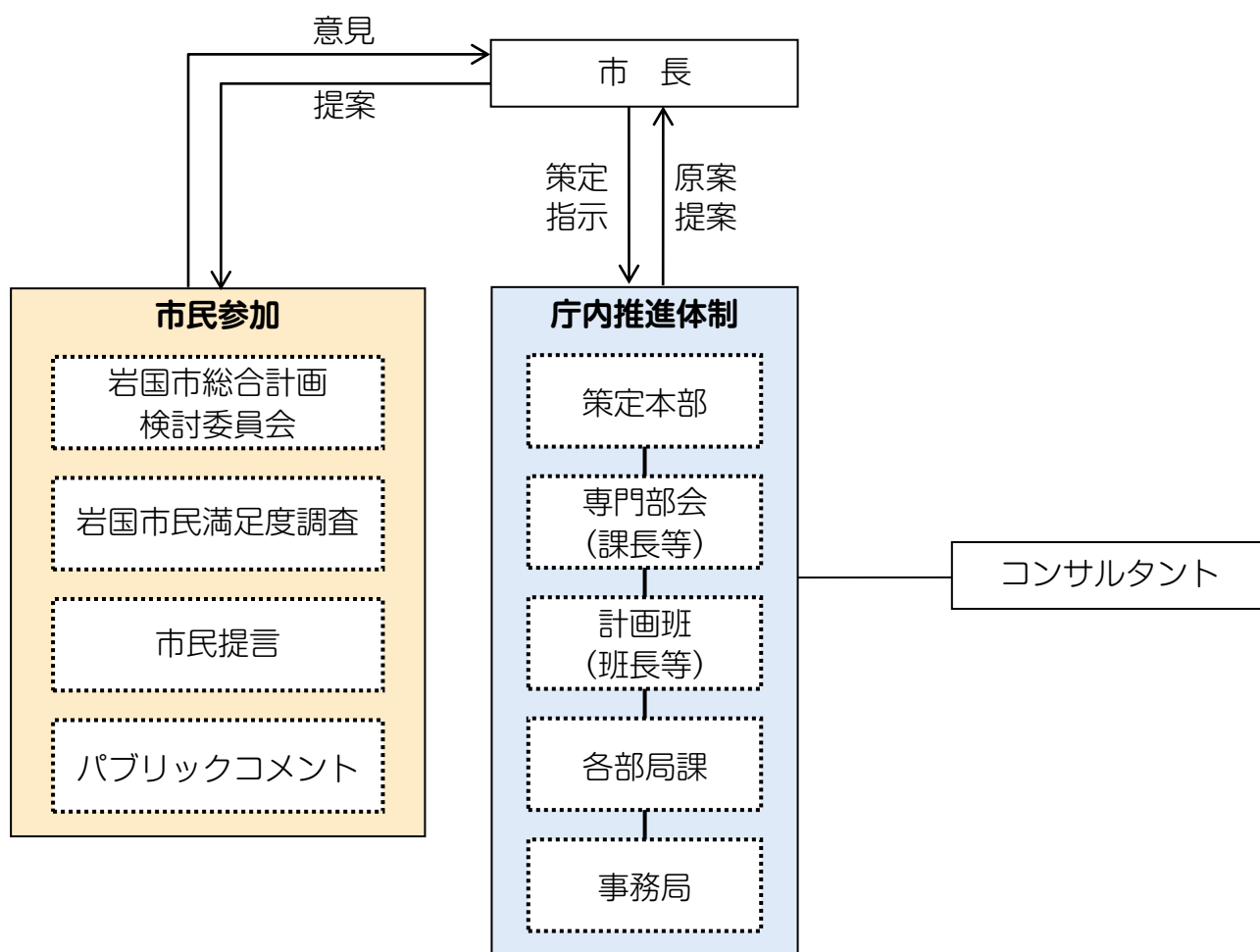
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

3 岩国市総合計画後期基本計画策定推進体制



4 岩国市総合計画検討委員会

1 岩国市総合計画検討委員会名簿

◎委員長 ○副委員長

分野	所属	役職	氏名
自治会関係	岩国市自治会連合会	幹事長	松本哲郎
女性団体関係	岩国市連合婦人会	副会長	永岡公美子
企業関係	岩国工業クラブ（三井化学株式会社）	—	占部泰章
地元企業関係	岩国商工会議所	専務理事	木村圭一
観光関係	一般社団法人 岩国市観光協会	会長	光廣雅治
子育て関係	岩国市子ども会連合会	会長	福山武志
	岩国市PTA連合会	会長	中尾正浩
健康福祉関係	社会福祉法人 岩国市社会福祉協議会	会長	○ 隅喜彦
医療関係	一般社団法人 岩国市医師会	会長	小林元壯
文化関係	岩国市文化協会	副会長	藤本秀規 誉
スポーツ関係	一般財団法人 岩国市体育協会	会長	菊川尊樹
地域	小さな集落の人たちが集う連絡協議会	会長	舞田敏和
大学関係	岩国短期大学	講師	宮下小百合
	山口大学大学院創成科学研究科	教授	◎ 進士正人
公募	公募	—	小林利生
	公募	—	波田成剛
その他 （オブザーバー）	山口県岩国県民局	局長	飯田恭丈

順不同、敬称略

2 岩国市総合計画検討委員会概要

回	開催日	主な議題
第1回	2018（平成30）年 8月 6日	委嘱状交付、委員長・副委員長選出、スケジュール、主要課題
第2回	2018（平成30）年 9月 26日	後期基本計画（基本目標 2，3，4）
第3回	2018（平成30）年 10月 4日	後期基本計画（基本目標 1，5，6，行政経営）
第4回	2018（平成30）年 11月 8日	後期基本計画（中間調整案）
第5回	2019（平成31）年 1月 21日	パブリックコメント結果、後期基本計画（最終案）、意見書



平成31年1月21日

岩国市長 福田 良彦 様

岩国市総合計画検討委員会
委員長 進 士 正 人

岩国市総合計画 後期基本計画（案）について

当検討委員会で検討を重ねてきました岩国市総合計画 後期基本計画（案）については、岩国市総合計画の基本構想を具体化し、目標を実現するために必要な施策の内容を明らかにする計画として妥当であると認めます。

なお、当検討委員会において主な論点となりました下記の事項については、計画の実施にあたり十分に配慮することを要望します。

記

1 外国人観光客等による産業振興に関すること

外国人観光客の増加や基地と共存するまちである特色を踏まえ、滞在時間の延長や宿泊客の増加対策、インバウンド対策などを推進し、地域経済の活性化を図ること。

2 錦帯橋や街なみの活用に関すること

錦帯橋の世界文化遺産登録に向けた取組や、街なみの保存・整備などを推進し、観光交流の拡大を図ること。

3 中山間地域の振興に関すること

中山間地域の住民が安心して暮らし続けられることができるよう、地域の状況を把握し、諸課題に取り組むことにより、地域振興を図ること。

4 岩国基地に関すること

市民生活の安心・安全と平穏を確保するため、国や基地と連携して、基地の安全対策に努めるとともに、文化・スポーツなどによる日米交流、英語教育の推進、そして国際理解の向上等を図ること。



5 岩国市民満足度調査結果

【アンケートの概要】

調査目的	市の施策や事業に関する市民の満足度・重要度の調査、集計及び分析を行うことによって、今後の市政運営、岩国市総合計画の進行管理及び後期基本計画策定の基礎資料等とすることを目的とする。
調査対象	岩国市に住民登録がある満18歳以上の市民
調査方法	郵送配布、郵送回収及びインターネット回答
調査期間	2018（平成30）年5月11日（金）～2018（平成30）年5月31日（木）
配布回収状況	配布数：3,000票 回収数：1,056票（回収率：35.2%）

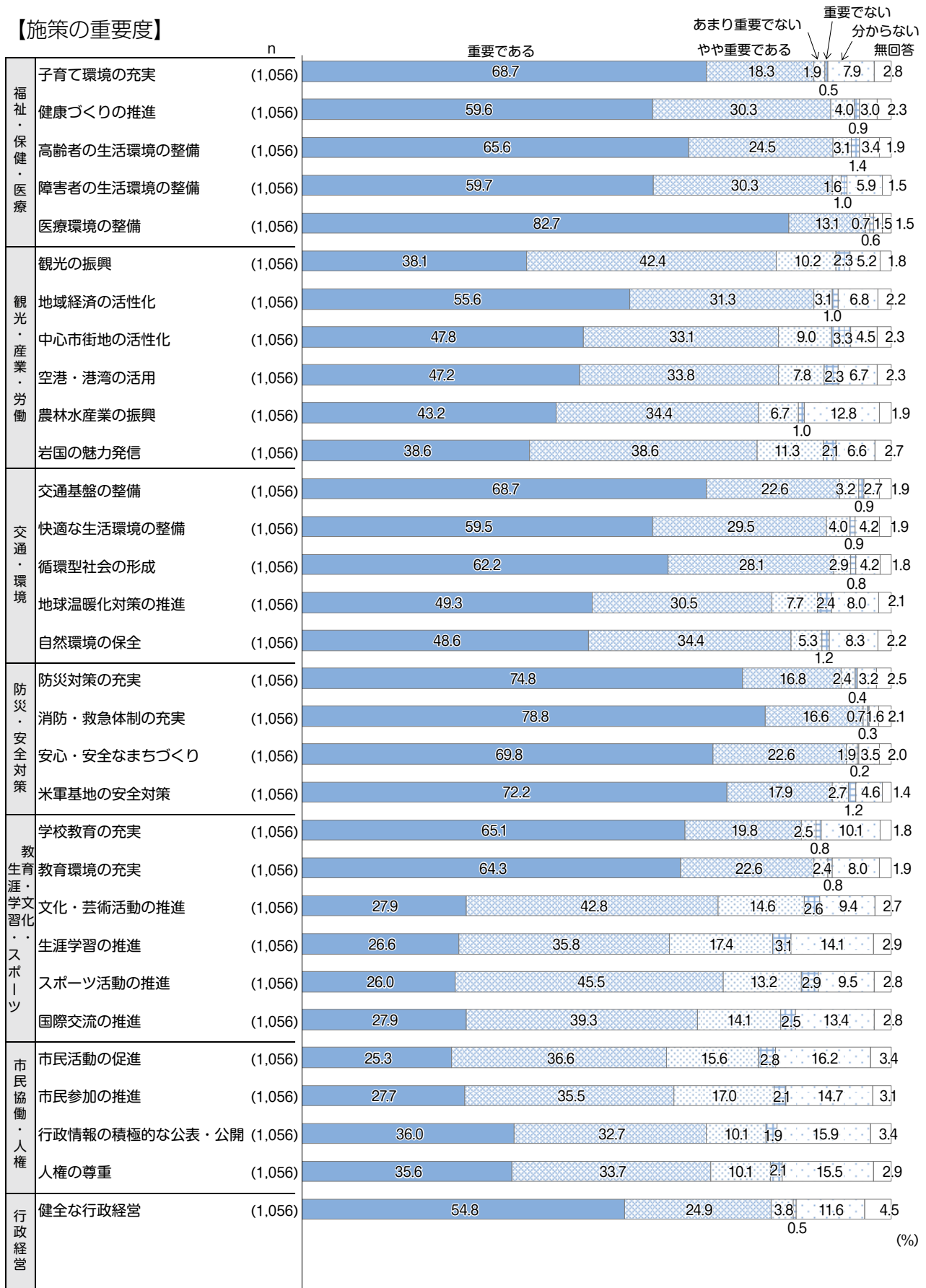
【施策の満足度】

		n	そう思う (満足している)	ややそう思う (やや満足している)	あまりそう思わない (あまり満足していない)	そう思わない (満足していない)	分からない	無回答
福祉・保健・医療	子育て環境の充実	(1,056)	16.7	38.1	13.4	5.3	24.0	2.6
	健康づくりの推進	(1,056)	15.2	40.1	22.8	9.8	10.2	1.9
	高齢者の生活環境の整備	(1,056)	10.5	32.1	27.2	15.5	13.2	1.5
	障害者の生活環境の整備	(1,056)	10.6	26.5	24.4	11.6	25.4	1.5
	医療環境の整備	(1,056)	15.6	30.0	27.2	20.5	5.2	1.4
観光・産業・労働	観光の振興	(1,056)	9.4	30.2	32.5	17.4	9.1	1.4
	地域経済の活性化	(1,056)	5.6	16.7	36.1	25.6	14.3	1.8
	中心市街地の活性化	(1,056)	6.4	20.6	29.2	34.8	7.1	1.9
	空港・港湾の活用	(1,056)	26.2	37.2	17.1	6.7	10.9	1.8
	農林水産業の振興	(1,056)	4.3	18.2	29.5	17.4	28.7	1.9
	岩国の魅力発信	(1,056)	4.5	20.6	36.1	22.3	13.7	2.7
交通・環境	交通基盤の整備	(1,056)	9.8	26.0	28.2	29.3	4.7	2.0
	快適な生活環境の整備	(1,056)	8.9	29.5	32.2	20.5	6.8	2.0
	循環型社会の形成	(1,056)	20.3	40.7	20.5	7.9	8.6	2.0
	地球温暖化対策の推進	(1,056)	6.2	17.1	37.7	17.4	19.6	2.0
	自然環境の保全	(1,056)	6.5	24.1	30.4	15.4	21.4	2.2
防災・安全対策	防災対策の充実	(1,056)	10.0	32.5	30.7	13.2	11.5	2.2
	消防・救急体制の充実	(1,056)	23.6	38.9	17.0	6.7	11.7	2.1
	安心・安全なまちづくり	(1,056)	10.5	32.4	30.9	10.2	14.4	1.6
	米軍基地の安全対策	(1,056)	8.3	18.7	28.1	30.5	12.8	1.6
教育・生涯学習・スポーツ	学校教育の充実	(1,056)	10.8	29.3	19.3	7.9	30.8	2.0
	教育環境の充実	(1,056)	11.1	30.1	22.0	9.7	25.3	1.9
	文化・芸術活動の推進	(1,056)	10.7	33.3	26.2	8.9	18.2	2.7
	生涯学習の推進	(1,056)	8.1	27.3	26.2	8.7	26.7	2.9
	スポーツ活動の推進	(1,056)	13.3	39.5	21.8	6.3	16.5	2.7
	国際交流の推進	(1,056)	8.0	26.9	24.8	9.0	28.2	3.0
市民協働・人権	市民活動の促進	(1,056)	5.1	22.1	31.7	11.7	25.9	3.4
	市民参加の推進	(1,056)	5.7	21.2	31.7	13.4	25.0	3.0
	行政情報の積極的な公表・公開	(1,056)	6.2	22.0	26.5	13.3	28.7	3.4
	人権の尊重	(1,056)	6.1	24.0	27.1	9.0	31.2	2.7
行政経営	健全な行政経営	(1,056)	6.8	25.7	23.4	13.3	27.0	3.9

(%)



【施策の重要度】



6 用語解説

ページ	用 語	解 説
2	NPO	Non Profit Organizationの略。様々な社会貢献活動を行い、事業収益を目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得していると、特定非営利活動法人（NPO法人）となる。
	協働	お互いが連携して協力関係を保ち、それぞれの立場を踏まえつつ、同一の目的に向かって物事に取り組むこと。
3	ローリング方式	変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、毎年度修正や補完などを行うことで、計画と現実が大きくずれることを防ぐ方式のこと。
4	出生率	人口に対する出生数の割合のこと。
	中山間地域	山間地及びその周辺の地域のこと。
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
	へき地	交通条件及び自然的、経済的、社会的条件に恵まれない山間地等の地域のうち、医療などの確保が困難である地域のこと。
	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報処理や通信関連の技術、産業、設備、サービスなどの総称のこと。
	IoT	Internet of Thingsの略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すこと。
	AI	Artificial Intelligenceの略で、人工知能のこと。
	環太平洋パートナーシップ協定（TPP）	Trans - Pacific Partnership（環太平洋パートナーシップ協定）の略。環太平洋諸国が締結を目指して交渉を行う広域的な経済連携協定。原則として全品目の関税を撤廃し、貿易自由化を目指す経済的枠組みのこと。日本は2013（平成25）年7月から交渉に参加している。
	インバウンド	外国人の訪日旅行。また、訪日旅行者。
	グローバル経済化	資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。
	生産年齢人口	人口統計で、生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口のこと。
5	減災対策	災害時、被害を皆無にすることは不可能という前提に立ち、起こりうる被害を最低限にとどめ短期化しようという防災の取組のこと。
	都市の低炭素化	地球温暖化の最大の原因といわれる二酸化炭素の排出をできるだけ抑えながら、経済発展を図り、人々が安心して暮らすことができる都市づくりを行うこと。
	循環型社会	ごみの発生抑制や適切な処理を図ること等により、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会のこと。
	ボランティア	社会をよりよくしていくため、自分の技能と時間を自主的に無報酬で提供する人やその活動のこと。
	団塊世代	1947（昭和22）年から1949（昭和24）年に生まれた、他の世代よりも非常に人数が多い世代のこと。
6	権限移譲	県と市町との適切な役割分担に基づき、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な市町で行うことを基本に、これまで県が行っていた仕事の一部を市が引き受けて実施すること。
	自主財源	地方公共団体の財源のうち、国や県などに依存しないで独自に調達できるもの。地方税のほか、手数料・使用料・寄附金など。

ページ	用 語	解 説
8	移封	大名などを他の領地へ移すこと。
10	過疎化	人口の著しい減少に伴い、地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が困難となること。
	自然減	住居の移動による人口の増減を除いた人口の減少。死亡数から出生数を減じた数のこと。
	社会減	転出者数が転入者数を上回る人口の減少。
11	地域医療支援病院	地域の病院、診療所などを後方支援する都道府県知事の承認を受けた、専門外来や入院、救急医療など地域医療の中核を担う体制を備えた病院のこと。
12	要支援認定	要介護状態には至らないが、放置すれば要介護状態となるおそれがある状態と認定すること。
	要介護認定	寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）にあるかどうか、またその程度を認定すること。
15	体験型交流事業	中山間地域等の活性化を図ることを目的とし、地域の自然や歴史文化などを活用した体験や民家での宿泊を通じて、地域外住民との交流を推進する事業のこと。
16	交流人口	定住人口に対する概念として、観光客のように他地域からやってきて地域の活性化に結びつく人の数のこと。
17	インフラ	インフラストラクチャーの略。道路、鉄道、公園・緑地、上下水道、港湾、空港、河川等の産業や生活の基盤となる施設のこと。
	移動制約者	子供、高齢者、身体障害者など、自家用交通機関を利用できないことから日常生活において移動することが制約される者のこと。
	バリアフリー化	高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、その移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。
	予防保全	老朽化の進行した施設が致命的な機能低下に陥る前に、必要な補修や補強などの対策を行うこと。
18	災害時要援護者	災害時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、身を守るために安全な場所へ避難するなどの行動をとるのに支援を要する人のこと。要介護者・障害者・高齢者・外国人・乳幼児・妊婦など。
	南海トラフ	駿河トラフに続いて遠州灘の沖合から日向灘の沖合に延びる細長い窪地のこと。その北側の斜面には幾段もの急崖が並び、底は堆積物で埋め立てられて平坦。このトラフに沿ってフィリピン海プレートが西南日本の下に沈み込むため、古来、巨大地震が繰り返し発生している。
	自主防災組織	災害時、地域住民が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食等の防災活動を行う組織のこと。
19	指定文化財	文化財保護法、文化財保護条例などにより有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、伝統的建物群のうち、特に重要なもので保存の必要のあるものを指定し、保護と活用が図られているものを指す。



ページ	用語	解説
20	地域コミュニティ	地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。
	市民活動支援センター	市民、企業、行政の対等な協力関係による新しい時代のまちづくりに向けて、NPO活動、コミュニティ活動等の市民の自主的・主体的な活動を支援するセンターのこと。
	普通会計	地方公共団体を統一的な基準で比較するため、地方財政状況調査で用いられる会計区分のこと。具体的には、一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計を統合した会計。
	市債	地方公共団体が、資金調達的手段として金銭を借入れ、または債券を発行することにより負う債務のことで、償還が次年度以降にわたるもの。
	実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（公営企業会計や一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する繰出金や負担金等）の標準財政規模に対する比率のこと。
26	ビジョン	将来のあるべき姿を描いたもの。将来の見通し・構想・未来図・未来像のこと。
	人口置換水準	人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。
29	着地型観光	旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態のこと。
31	互助・共助	互いに助けあうこと。相互扶助。
40	アプリ	アプリケーションの略。OS上で作業の目的に応じて使うソフトウェアのこと。パソコンではワープロ・ソフト、表計算ソフト、ウェブブラウザ等のアプリ。スマートフォンやタブレットではコミュニケーション、動画・音楽視聴、地図、ゲーム等のアプリなどが代表的である。
42	放課後児童教室	共働き家庭等の児童に対して、学校の余裕教室等で、放課後に適切な遊び、生活の場を用意して、その健全育成を図る事業のこと。
	地域子育て支援センター	子育て支援のための地域の総合的拠点のこと。無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う。
	ファミリー・サポート・センター	仕事と育児の両立を支援するため、育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できる会員による有償の相互援助組織のこと。
43	要支援家庭	子育ての不安・問題を解消し、虐待を予防・防止するために地域全体で支援を必要とする家庭。
44	療育	心身に障害をもつ児童が社会人として自立することを目的に行われる医療と保育のこと。
	任意予防接種	予防接種法の対象ではない予防接種で、被接種者もしくは保護者と医師との相談によって判断し接種するもの。
48	地産地消	地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組のこと。
49	ゲートキーパー	門番という意味で、悩んでいる人に気付き、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。行政や相談窓口担当者だけでなく、地域のボランティア、家族や職場の同僚、友人等の様々な立場の人たちが、ゲートキーパーの役割を担うことが期待されている。

ページ	用 語	解 説
50	メタボリックシンドローム	内臓の周囲に脂肪がたまり、それに加えて高血糖・高血圧・脂質異常のうち、複数を併せもつ状態のこと。動脈硬化をひきおこし、心臓病や脳卒中などの発症の危険性が高まる。
	受動喫煙	喫煙者の周囲にいる非喫煙者がタバコの煙を吸い込むこと。
	新型インフルエンザ	季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザで、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
57	ノーマライゼーション	障害者や高齢者が出来る限り、一般の人々と同じ普通の生活が送れる社会を築くという考え方のこと。
59	相談支援事業所	市から委託された市内事業所において、身体・知的・精神障害者およびその家族に、各種福祉サービスの情報提供・介護相談などの相談支援事業を行う場所のこと。
	就労移行	障害者総合支援法に定められた就労支援事業の一つ。企業などへの一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じて適性にあった職場への就労が見込まれる65歳未満の人に対して、事業所内での作業訓練や、企業等での職場実習、就職後の職場定着支援などを行う。
	就労継続支援	障害者自立支援法に定められた就労支援事業の一つ。企業などでの就労は困難な障害者に対して就労の機会を提供し、作業を通じて知識・能力の向上を図る。利用者と事業所が雇用契約を結ぶ就労継続支援A型（雇用型）と、雇用契約を結ばない就労継続支援B型（非雇用型）がある。
61	グループホーム	地域での少人数の共同生活を支援するサービスのこと。地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談・その他の日常生活の支援を行う。
	ユニバーサルデザイン	子供や高齢者、障害者を含む全ての人々が住みやすく、同時に誰もが使いやすい住環境を提案する設計思想のこと。
	ケアマネジメント	地域における障害のある人の生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、保健・医療・福祉の専門家や関係機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。個々人の多様な要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供すること。
63	リハビリテーション	身体に障害のある人などが、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練のこと。身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。
67	看取り	病人のそばにいて、死期まで見守り看病すること。
70	観光入込客	観光・保養目的、各種行事・催し物に訪れる観光客のこと。
	世界文化遺産	ユネスコが1972（昭和47）年に採択した「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づき保護される重要な文化遺産のこと。
71	シティプロモーション	都市の好イメージを獲得するため、魅力ある地域資源を組み合わせたり、加工したりして価値を高め、地域内外へ発信すること。
72	公衆無線LAN	店舗や公共の空間などで提供される、無線LANによるインターネット接続サービスのこと。
	ホームページ	インターネット上で情報発信を行うために作成される情報画面のこと。
	SNS	Social Networking Serviceの略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。



ページ	用語	解説
77	コンテンツ	インターネットやケーブルテレビなどの情報サービスにおいて、提供される文書・音声・映像・ゲームソフトなどの個々の情報のこと。
	テレワーク	ICTを活用して、場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方。住宅勤務やサテライトオフィスなど、企業等に勤務する被雇用者が行う雇用型テレワークと、SOHO、住宅ワークなど個人事業者・小規模事業者等が行う自営型テレワークに大別される。
	サテライトオフィス	企業の本社、本拠地から離れた場所に本社の“サテライト＝衛星”のように設置された小規模オフィスのこと。
79	キャッシュレス決済	現金（紙幣・硬貨）以外の方法で代金を支払うこと、その方法の総称。
84	バラ貨物	ばら荷穀物、鉱石、油類、木材などのように、貨物がそのまま包装されずに船積みされるものをいう。
	クルーズ船	船による周遊旅行を提供するための旅客船。
85	地域ブランド	地域＋商品・サービスを名称とすることによって、それ自体を一体化して、商品・サービス、ひいては地域そのものの価値を高めようとするもの。
86	6次産業化	農林水産業（1次産業）と製造業（2次産業）、小売業（3次産業）を組み合わせた新しい経営形態のこと。農業を続けながら利益を上げ、それぞれの土地の資源を有効に活用することで、地域活性化にもつながると期待されている。
	内水面漁業	河川、湖沼、池、用水路等の内水面で行う漁業のこと。
	ブランド化	高級、有名という評価を持つ商標・商品に仕立て上げること。
88	日本型直接支払制度	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援。多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払を併せて日本型直接支払という。
	集落営農	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産工程の全部又は一部を共同して行う営農活動、又はそのような営農活動を行う組織の総称。
	JGAP認証	Japan Good Agricultural Practice の略。EUREPGAP規準をモデルに農業情報コンサルティング(株)（現(株)AGIC）が2004（平成16）年に開発した日本版GAP規準のこと。日本の気候・風土や法律・社会環境などを考慮した日本版のGAP規準としてNPO法人日本GAP協会が認証制度を運営し、食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられる認証。
89	木質バイオマス	木材からつくられる再生利用が可能なエネルギー源のこと。間伐材や建築廃材などを砕いた木くずや、小さく固めたペレットを燃やし、熱や蒸気を利用する。CO2の排出が抑制され、地球温暖化防止に効果があるとされる。
90	グリーン・ツーリズム	農村や漁村での長期滞在型休暇。都市住民が農家などにホームステイして行う農作業体験や、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動のこと。
	魚礁	魚類が好んで群集する水面下の岩場のこと。
93	リピーター	買い物・食事・旅行などの際に、同じ店や場所を何度も利用したり訪問したりする人のこと。
	メディア	媒体・手段。特に、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの媒体のこと。
	パブリシティ	政府や団体・企業などが、その事業や製品に関する情報を報道機関に提供し、マスメディアで報道されるように働きかける広報活動のこと。
	モニターツアー	新しい旅行商品を開発する時などに試行的に行われるツアーのこと。体験者から旅行商品に対する感想や改善点等を得るために行う。

ページ	用 語	解 説
95	モチベーション	物事を行うための、動機や意欲になるもののこと。
	Uターン	居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態のこと。
	地域団体商標	地域名と商品（サービス）名からなる「地域の名物」の名称を商標登録できる制度。
	地理的表示	農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できる名称の表示をいう。
	HACCP	Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析・重要管理点）の略。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のこと。
	GAP	Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）の略。農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。
	マーケティング	消費者の求めている商品・サービスを調査し、供給する商品や販売活動の方法などを決定することで、生産者から消費者への流通を円滑にする活動のこと。
	アンテナショップ	新商品を試験的に売り出す小売店舗のこと。消費者の反応を探るアンテナの働きをもつことからいう。地方自治体の特産品を販売するために東京などに構える店舗。
	トップセールス	企業の社長自ら自社製品の特長や優秀性を宣伝し、積極的にセールスを行うこと。また、国の代表、地方自治体の代表などが、国や地方の産物・産業を、他の国や地方へ売り込むこと。
98	災害時のダブルネットワーク	地点間の交通において二つ以上の経路の利用を可能とする（道路）交通網を形成させる考え方のこと。片方の経路が災害により不通となった場合でも、もう一方の経路を利用できる。
	社会基盤	国民が安心・安全で豊かな生活を営むために、社会が内包するリスクを軽減したり、利便性を追求したりして整備した仕組みのこと。
102	生活交通システム	通勤・通学・通院・買物等の市民の日常生活に必要不可欠な移動を担うバス交通、デマンドタクシーなどのこと。
	ノンステップバス	床面を超低床として乗降口の段差をなくし、高齢者や子供にも乗り降りしやすいバスのこと。また、補助スロープなどにより車いすでの乗降もスムーズとなっている。
105	公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路のこと。
106	街なみ環境整備	住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図る事業のこと。



ページ	用語	解説
107	環境共生型住宅	地域の特性に応じ、エネルギー・資源・廃棄物等の面で適切な配慮がなされるとともに、周辺環境と調和し、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅及び住環境のこと。
	ストック	蓄えた物や、住宅政策などの観点から、既存の住宅のこと。
108	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積0.25haを標準とする。
109	風致地区	都市計画法に規定される地域地区の一つで、都市の風致（都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観）を維持するために定められるもの。風致地区内では、条例で定められた一定の行為を行おうとする場合、許可が必要となる。
	景観重要建造物・景観重要樹木	景観行政団体が、景観計画に定められた方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物、樹木として指定する建造物、樹木のこと。
111	水源かん養林	水源地の周辺に位置し、保水や洪水緩和、さらには自然の自浄作用による水質浄化など「緑のダム」とも呼ばれる重要な役割を果たしており、良質な水源を将来に渡って確保していくために必要な森林。
112	再生可能エネルギー	資源が有限で枯渇性の石炭・石油などの化石燃料や原子力とは異なり、太陽光・太陽熱・水力・風力・バイオマス・地熱等、自然現象の中で更新されるエネルギーのこと。
113	エコマネジメントプラン	岩国市役所において、ISO14001認証期間中に得られたノウハウを活用し、PDCAサイクルの考え方を継承したシステムである「いわくにエコマネジメントプラン」のこと。省エネ法での中長期計画・定期報告と、温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）での地方公共団体の実行計画の策定及び目標達成に主眼を置いたシステム。
122	ライフライン	生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信などの施設のこと。
	内水氾濫	合流先の河川に流水が合流できず、溢れて氾濫してしまうこと。原因としては、合流先の河川の水位が高いことや、合流先河川の逆流を防止するために設置された樋門や樋管を閉鎖し、隣接する排水ポンプの能力をもってしても流水が吐ききれなかった場合に、内水氾濫が発生する。
125	応急危険度判定	大地震、大雨等によって被災した建築物や宅地を調査し、その後に発生する余震などによる宅地の危険性や、建築物の倒壊、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止するための危険度判定のこと。
	防災行政無線	それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて、平常時には一般行政事務に使用できる無線局のこと。
126	救急救命士	「救急救命士法」により規定される職種である。厚生労働大臣の免許を受け、救急車で医療機関へ搬送中に医師の具体的な指示のもと、傷病者に対して高度な救急救命処置を行うことができる者のこと。
	AED	機器により検出された心電図を解析し、電気ショック適応と判断すれば必要な電気エネルギーを自動的に充電し、ショックボタンを押すことで体外から電気ショックを与える医療機器。
127	LED	Light Emitting Diode（発光ダイオード）の略。電気使用量が少なく寿命が長い特徴を持つ。

ページ	用 語	解 説
131	着艦訓練 (FCLP)	Field Carrier Landing Practice (着艦訓練) の略。陸上で行われる空母艦載機の離着艦訓練のこと。着艦訓練 (F C L P) には、昼間に行う昼間着艦訓練 (D L P : DayLandingPractice) と夜間に行う夜間着艦訓練 (N L P : Night Landing Practice) がある。
	住宅防音工事	「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、自衛隊や在日米軍の飛行場の運用に伴う航空機による騒音の障害を防止または軽減するために、対象区域内の住宅に対して国が防音工事の助成を行っている。
132	告示後住宅	岩国飛行場に係る住宅防音工事は、防衛施設庁告示により、1992 (平成4) 年3月27日以前に建てられた住宅が対象となっており、この期日以降に建てられた住宅 (告示後住宅) は対象となっていなかったが、騒音の著しい80W以上の区域に所在する2011 (平成23) 年9月20日以前に建てられた告示後住宅も住宅防音工事の対象となった。
	日米地位協定	「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」の通称のこと。日米安全保障条約の目的達成のために我が国に駐留する米軍の円滑な行動を確保するため、米軍による我が国における施設・区域の使用と米軍の地位について規定したもの。
136	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく教育のこと。
	グローバル化	政治・経済・文化など、様々な側面において、モノ・カネ・ヒトが、国境を越えて世界的なつながりを持ち、一層自由に移動できるようになること。
	コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。
	地域協育ネット	山口県において、概ね中学校区を一つの単位として、学校・家庭・地域が連携し、子供たちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援する仕組みのこと。
138	小中一貫教育	岩国市では、全ての児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成し、生き抜く力を育むために、小中連携教育を更に深化・充実させ、小学校と中学校の義務教育9年間を通して継続的で一貫性のある教育を行うこと。
	ガイドライン	政策・施策などの指針・指標のこと。
139	グローバル人材	世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人間のこと。
141	コミュニティルーム	校舎内教室等について、地域住民がコミュニティの場として活用できるよう開放した部屋。
142	スクールガード	学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や周辺地域、通学路などを見回りするボランティアのこと。
149	カローリング	カナダや北欧の国々で親しまれている氷上のスポーツ (カーリング) からヒントを得て1993 (平成5) 年6月に誕生した全世代で楽しむインドアスポーツ。スポーツセンター、体育館、公民館、オフィスなど身近な施設のフロア (床面) を利用する。



ページ	用語	解説
153	総合型地域スポーツクラブ	子供から高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。
154	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。
156	ホストタウン事業	対象国を定め国に登録された上で、競技大会に参加する海外の選手団を迎え入れ、合宿や宿泊等の協力を行う。また対象国等と地域との相互交流等も行う事業。
163	情報公開制度	市の保有している情報を、市民の請求に応じて公開する制度のこと。
165	パブリックコメント	公衆の意見。また、公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。意見公募手続きのこと。
168	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりが、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発など様々な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、多様な生き方が選択・実現できること。
	DV	Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者やパートナー等、親密な関係にある相手からの暴力のこと。
	セクシュアル・ハラスメント	相手を不愉快にさせる性的言動のこと。特に、職場などで男性から女性に対して、または女性から男性に対して行われる性差別的な言動をいう。
170	エンパワーメント	女性の経済・社会的地位の向上を目指して、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身につけ、自分たちのことは自分たちで決め、行動できる力をつけた女性が、さまざまな意思決定の過程に関わる力をつけていくこと。
174	経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の義務的な経費が、地方税等の経常的な歳入の合計額に占める割合のこと。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。
	将来負担比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政の健全度を測る指標の一つ。地方公共団体の借入金（地方債）の現在高など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。
	普通交付税	地方交付税の一つ。地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう、財源を保障するためのもの。
176	「PDCA」のマネジメントサイクル	行政経営改革を推進するために、「計画」(Plan)、「実施」(Do)、「評価」(Check)、「改善」(Action)により継続的な改善を図るサイクルのこと。
177	投資政策的経費	公共施設やインフラの整備など将来に残る固定的な資本を形成する事業や、市独自の政策を反映したソフト事業などを行うための経費のこと。
	賦課徴収	国や地方公共団体が、特定の人に対し、税や社会保険料などを割り当て負担させ、その負担すべき金額を現実に納付させること。

岩国市総合計画後期基本計画

発行日： 2019（平成31）年3月

発 行： 岩国市

編 集： 岩国市 総合政策部 政策企画課

〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14-51

T E L 0827-29-5013 F A X 0827-24-4209

U R L <https://www.city.iwakuni.lg.jp>

E-mail seisaku@city.iwakuni.lg.jp



岩国市総合計画
後期基本計画